## <u>入札説明書Q&A</u>

No	ペーミ	大項目	中頃日	小項目	質問事項	回答
	全般				県の予算が何らかの事情によりつかなくなる事態を招いた場合、長期債務負担行為として県議会の承認済みであるサービス対価の支払い債務がどのように処理されるかをご教示ください。	県が財政再建団体(地方財政再建促進特別 措置法に基づく準用団体。)に転落した場合 であっても、既に議会の議決を得た予算にこ いてはなお効力有し、既決予算に基づき既に 発生している、あるいは将来的に発生するましては、当該債務を踏まえた 財政再建計画を策定し、議会の議決及び自治 大臣の承認を受けることとなります。したが いまして、既決予算を踏まえた財政再建計画 に基づき、既に発生している、あるいは将来 的に発生する県の債務につきましては、原則 として支払いが停止されることはございませ ん。
2	全般				既に公表済みの実施方針ならびに実施方針の質疑回答書と、今回の入札説明書ならびに質疑回答書は、同等の扱いを受けると理解してよろしいのでしょうか。それともこのたびの質疑回答書を優先して捉えるべきなのでしょうか。ご教授下さい。	今回の入札説明書及び当質問回答書が優先するものとご理解下さい。なお、入札説明書または当質問回答書に記載のない事項につきましては、実施方針等及び質問回答書(平成12年9月8日公表)によることとします。
3	3				許認可取得に時間がかかり、着工時期が遅延する場合には県はどのような措置をとるのか?	許認可取得による着工が遅れた場合でも工期を短縮するなどの工夫により平成15年3月の竣工、平成15年4月の引渡しを厳守してください。
4	3				工期自体には数ヶ月のゆとりがあると想定しているが、竣工・引渡し時期は厳守することを前提とした場合に、許認可取得等の問題で着工時期が遅延する場合には県はどのよう引措置をとるのか?あくまで竣工・引渡時期を厳守することであれば問題ないとの認識でよいか?	御質問のとおりです。許認可取得による着工が遅れた場合でも工期を短縮するなどの工夫により平成15年3月の竣工、平成15年4月の引渡しを厳守してください。
5	4	2	(8)	3)	うこととする。」との記載がありま	入札説明書にお示ししたとおり、事業者の会計処理につきましては、法令に従い、事業者の責任において行ってください。 県から提案の前提となる考え方を示すことはいたしません。

No	ペーシ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
フゔ	き				詳細に関しては割愛しますが、て、ますか、ては割愛しては割愛しまままないでは、、まままは、では、ないないでは、ままが、では、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、な	
6	5				「本事業に関わっていない者」とあるが、既存の鎌倉館、本館、別館の設計者、施工者、並びに維持管理等の現在の関係者は、これに該当するのでしょうか。	「本事業の業務に関わっていない者」とは、 審査会委員や助言者以外の者を考えており、 御質問の関係者は「本事業の業務に関わって いない者」に該当します。
7	5	2	(9)	3)	年2回払いのサービスの対価について、算定根拠となる対象期間は、金利については、5/1~10/31及び11/1~4/30、その他については、4/1~9/30及び10/1~3/31と理解してよろしいでしょうか。	金利については、入札説明書39、42 ページ付属資料 にお示ししたとおり、10 年ごとに改定を行いますので、対象期間は金 利以外と同様、4月1日~9月30日及び1 0月1日~3月31日となります。
8	5	3			「総合評価」というでは、 ・ は、 ・ に、 ・ が、 ・ は、 ・ が、 ・ は、 ・ が、 ・ は、 ・ が、 ・ が、 ・ は、 ・ が、 ・ は、 ・ が、 ・	
9	6				入札時にグループ構成員でなかった者(例:受託者)が本事業に選定された後、特定目的会社を設立する時点で新たに構成員として参加する場合も、参加資格の規定は適用されると理解してよろしいでしょうか。	入札時にグループ構成員でなかった者で、 特別目的会社を設立する時点で出資を行う者 については入札参加資格要件の具備は必要あ りませんが、入札時のグループ構成員の変更 は認めません。

No	ペーシ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
10	6			3)	自らがグループ構成員として参加したグループが事業者として選定されなかった企業は、仮契約締結後、選定事業者となった他グループを施設整備業務について支援ま調達,維持管理などそれ以外の業務については可能と記述されている。	建設工事請負契約は事業者と建設企業との間 において締結される契約であるため可能で す。
11	6			4)	この部分、及び頁13 ウ、頁32 (2)1)を読んで理解できることは、入札参加資格確認基準入札利(12/20)、入札日(2/2)、入札日(2/20)、入札日(2/2)、入札日(2/20)、入札日(2/20)、入札日(2/20)、入札日(2/20)、入札日(2/20)、入札日(2/20)、入札日(2/20)、入札日(2/20)、入札日(2/20)、以のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	入札参加資格確認基準日(12/20)の扱い 入札説明書5ページの4.(1)1)、同 6ページの2)及び3)に記載のとおりであります。 入札日(2/2)の扱い 入札説明書6ページの4)の上段に記載のとおりであります。 入札日以降落札者の決定日までの扱い 入札説明書6ページの4)の下段に記載のとおりでありますが、指名停止の措置要件が軽微な工事事故によるもので、知事が認めた場合には除くこととします。 落札後、議会の議決までの扱い 入札説明書32ページの9.(2)1)に記載のとおりでありますが、指名の扱い 入札説明書32ページの9.(2)1 に記載のとおりでありますが、指名停止の措置要件が軽微な工事事故によとします。
12	6				「業者数が限定され、重複せざるを 得ないものなど特殊な業務について は、グループ構成員となった企業が 同時に他のグループにおける当該業 務の受託者となることは可能」とあ るが、特殊な業務かどうかの認定は だれがいつどのように行うのか。	県が入札時に提出いただく協力会社名簿により判断します。業種の例としては、美術作品の搬送業者などを想定しております。
13	6			3)	グループで入札参加する場合、グループ名を代表会社としてもいいのか。	代表会社名をグループ名とすることは可能ですが、グループで入札に参加する場合は、入札説明書6ページの3)の に記載するとおりです。
14	7	4	(2)	1)	「水えります。 「本件書」、 「をのは、 でをでいて、」 では、 でをで認い、 でをで認い、 でを下します。 でをがいる。 でをで認い、 でをがいる。 でをでいるのをえるる認、 でをでいるのをえる。 ででをでいるのを でででいるが、 でをでいるが、 でをでいるが、 ででをでいるが、 ででをでいるが、 ででをでいるが、 ででをでいるが、 でででででできます。 でので、 でので、 でので、 でので、 でで、 でで、 でで、	実施方針等に対する質問回答や意見招請の 結果を勘索して、県が「入札説明書争入「下 定めたものであり、総合評価一般競資)(「事 式の制度上、入、「落本要領」及び「暴力 表決定基書」、「VE提案を領」及び「様式。 「VE提案を受しなできましては、 の記載内容を変更まとはては、仮すませ知の間に条変の文にの間に条変を変更ないのできまであることとします。(「リスとをです。(「リスとと事業者」及び、事業とは、付事業契約書案」によることとします。)

No	ペーシ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
15	7	4	(2)	1)	『本件「入札説明書」の記載内容を 承諾の上、入札すること。』とあり ますが、あくまで内容の理解の 問意ではの にと解釈して構わないですか。 は、県・優先交渉者双方の協議 ががでしょうか。	実施方針等に対する質問回答や意見招請の結果を勘案して、県が「入札説明書争して、県が「外札説明書争して、県が「評別の制度上、、「外国の制度上、、「外国の制度上、、「外国の制度上、「外国の制度上、「外国の制度上、「外国の制度上、「外国、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、
16	7		(2)	3)	著作権の使用に関し県が必要と思われるケースはどのようなケースか。 使用する際は事前に連絡があるのか。	例として、事業者による優れたVE提案内容を対外的に美術館のPRの一環として公表することが考えられます。なおこのような場合には、事前に事業者(=著作権者)の承諾を得ることとします。
17	8				この額の算定根拠は公表しないとのことですが、現在価値換算後か換算前かによっては入札価格の基本的評価指標としての解釈が異なってきます。価値換算されたものか否かをご明示ください。また、この額と入札予定価格との関係をお教え下さい。	現在価値換算は行っておりません。当該額 は入札予定価格の目安として記載したものと お考え下さい。
18	8			11)	ここで示される、14,976百万円という金額は、 PSC算定において考慮されているという県の人件費を含んでいるのか。含んでいないとすれば、以前に県が提示したVFM算職員の削減効果は折込まれていないという解釈でよろしいのか。また実際のPFIによる場所でよろしいのか。また実際のPFIに望まないという認識でよろしいか。ま現状の鎌倉館についての維持費については、開示頂きたい。	り、県の人件費は除外しております。
19	9				入札説明会後に、美術品等移転業務 の積算のための現地調査の機会を設 けて頂きましたが、正確な積算をす る為にも、移転する所蔵品等すべて のサイズ、状態等(できるだけ細か く)を書面にて、HP等で公表して 頂きたい。	現況調査の結果でご理解いただいた範囲での積算をお願いします。(なお、所蔵作品のデータにつきましては、「展覧会総目録1951 - 1981」のほか、「40年の歩み」「年報」等を刊行していますので、参照してください。目録・歩みについては近代美術館で有償頒布しております。年報については部数に限りはありますが、同館で無償頒布可能です。)
20	14				予定価格の公表は予定されていない のか確認したい。	予定価格は公表いたしません。
21	14				予定価格とサービス対価の総額の関 係を教えていただきたい。	サービスの対価の総額は、入札予定価格の 目安となる価格を参考までにお示ししたもの であると御理解ください。
22	14				入札時(平成13年2月2日)の入 札参加者の公表(プレス発表)はあ るのか。公表されないとしたらその 理由は何か。	入札前における入札参加資格審査終了後、 入札参加事業者が確定した時点(平成13年 1月19日)で、入札参加事業者名を公表します。

No	ペーシ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
23	14				今回は総合評価一般競争入札方式 で、県は予定(上限)価格を設定さ れているとのことであるが、下限予 定価格も設定されているのか?	本事業はWTO協定の適用対象事業となりますので最低制限価格は設定いたしません。
24	15	4	(3)	2)	入札の当日の話しですが入札し、応募者の全ての札が入れ終わった後で、その場で何が公開されるのでしょうか?各応募者の総事業費がその場で公開されるのか、県の予定価格を超えているかいないか各応募者について公開されるのか、など具体的に教えて下さい。	入札書の開札においては、県が設定した予 定価格の範囲内の入札参加者名及び予定価格 を超えている入札参加者名を、その場で読み 上げます。
25	15				「入札時には身分を証明できるもの (運転免許証等)を持めない。 また、代理人の場合にはずるるに状 (様式7)を併せて持参する場合によた、 で参加する場合のみが参加するとする。 また、グループで参加のとする。 また、グループで参加のとする。 とありますが、 登録いいのか。 とありますがでなくていいのか。 とありまるものでなくていいのかる。 とありまるものでなくていいのか。 とありまるものでなくていいのか。 人性理人委任状はあるのか。 人数制は何人までか。	入札に参加する本人の身分を証明できるものであれば結構です。 入札に参加できるものは1名とします。
26	17				必要に応じてヒアリングを実施する とあるが、その時期、時間、形式等 の詳細内容をお示しください。	ヒアリングの実施の有無については未定です。 す。
27	18				受領委任状を提出し、県の承諾を得る折り、一定期間分を纏めて委任状を提出することでよろしいでしょうか?	一定期間分を纏めて受領委任することも可 能です。
28	19			5)	「無利子資金が適用され、サービスの対価が低減され得る場合は、事業者はこの資金を活用すること」とありますが、サービスの対価が低減されないと事業者が判断した場合は、事業者は県と協議の上、この資金を活用しないこともできると考えてよろしいでしょうか。	無利子資金の活用の可能性については現時点では未定ですが、サービスの対価が低減される場合は、事業者は無利子融資を組み入れることを前提としています。無利子資金の活用によりサービスの対価が低減されない場合は、ご質問のとおりとなります。
29	19	6	(1)	5)	財)地域総合整備財団および日本 策投資銀行の無利子資金を応じまれる 下で、 でと、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	ご質問のとおりです。

No	ペーシ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
30	19			5)	「提案において想定された日本政策 投資銀行からの低利融資について融 資額の増減があった場合」の資金調 達リスクは事業者の負担とすること になっております。政策投資銀行の 調達が予定より多く調達できた場場 の金利低下に伴う収益メリットは 事業者が享受し、県におよいと理解 してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
31	19				「無利子融資が適用され、サービスの対価が減額され得る場合と(中事者はこの資金を活用すること(中略)。またその影響への対応について県と事業者間で協議を行う」とあるが、どのような対応を県ではあった場合のか。無利子融資によるコスト削減を100%サービス料減額に充当するつもりか。また、協議が調わなかった場合の対応は。	無利子資金が適用され、サービスの対価が低減される場合において、無利子資金が適用された場合とを比較したサービスの対価の低減分について、県と申して、無利子資金の間で協議を行うこととなります。コストがいまして、無利子資金の活用によるコストがいまして、無利子資金の活用には個のでは、まないは、まないでは、まないは、まないは、まないは、まないは、まないは、まないは、まないは、まない
32	19				「無利子資金については、(財)地域総合整備財団による貸付及び日本政策投資銀行による無利子融資が想定される」とあるが、ふるさと融資については事業者への資金の貸付税であり、交付付にの財政負担も貸し手側に発いての財政負担も登しまでのが、県はふるさと融資について積極的に対応する意向はあるのか。	ふるさと融資についてもサービスの対価の低減につながるのであれば適用に向けて努力します。
33	19				無利子資金については提案に見込まないとなっているが、低利融資の活用は事業者判断となっている。低利融資を見込まずに提案し、最終的に落札後、低利融資を活用することも可能と考えてよろしいか。低利融資活用で審査に優劣がつくことはないと理解してよろしいか。	前段、後段とも御質問のとおりです。
34	20		(2)	1)	「事業者は建築確認の書類作成を行い、申請を行う」とあるが、この行為は本契約締結迄となるのか、スケジュールからいくと、本契約平成13年7月、工事着工平成13年7月となっているが、確認許可は、基準法上の21日よりも短期間でおりるのか。	建築確認手続については、本契約締結後速やかに行うこととしてください(工事着工時期は、平成13年7月以降と御理解ください。)。
35	20				「特例許可の再取得にあたっては、 VE提案により必要となった変更も併せて事業者が再取得をするものとし、県に事前説明及び事後報告を行うものとする」とあるが、この許可の取得については事業者がリスクを負担するという理解でよろしいか。	ご質問のとおり、事業者のリスクとしま す。

No	ペーシ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
36	20				「特例許可の再取得にあたっては、 VE提案により必要となった変更も併せて事業者が再取得をするものと し、県に事前説明及び事後報告を行 うものとする」とあるが、VE提案に よるものを除き、この許可を再取得 する上での問題点或いは障害として 県が現時点で認識している事項は存 在するか。ある場合はそれは何か。	原設計については、延べ床面積等の見直しなどについて再取得を要するものであり、他の条件が変わらない限り建築許可の障害になるとは考えておりません。
37	20				VE提案を事業者の判断で取り止めることができないとあるが、県と協議、合議することは可能か。	審査にあたって採用されたVE提案の取り扱いについて別途協議することは、審査の公平性を損なうと考えられるため、当該提案を事業者の判断でとりやめることはできません。
38	20				「モニタリングに要する費用の内、 事業者側に発生する費用を除き、県 負担とする」としているが、現在県 で想定した事業者側に発生する費用 はどのようなものか教示していただ きたい。	日常モニタリングにおける業務日誌の作成や定期モニタリングにおける独立採算部分業務報告書の作成に要する費用(人件費、コピー代等)、日常モニタリングの項目及び方法の検討に要する事業者側の弁護士費用等です。
39	21		(6)		「事業者による契約保証金の納事業者による契約保証金の納事業者による契約保証金の納事業者による関係で表表ので表表ので表表ので表表ので表表ので表表ので表表ので表表ので表表ので表示をはいて、SPCをはいますが、SPCをはいるである。などは、SPCをはいませんである。などは、では、SPCをは、SPCをは、SPCをは、SPCをは、SPCをは、などののは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、ないないがないのでは、などのは、などのは、などのは、などのは、などのは、などのは、などのは、などの	
40	21				金融機関の保証内容とは、県がどの 程度の内容を求めているのか、具体 的に確認したい。	事業期間中において、金融機関が落札価格の10分の1の額の保証を行うことです。
41	21				「グル・プ構成員が主体となって、特別目的会社(SPC)への出資を行なうものとし」とありますが、主体となってとの判断基準はどのようなものでしょうか。例えば、事業者が51%以上出資しておれば主体となっているということでしょうか。	たとえば、SPCが株式会社形態であれば、商法上株主総会において決議を左右できる議決権の行使が可能な(特別目的会社の発行済株式総数の過半数)の株式をグループ構成員が所有することです。
42	21				「鎌倉間本館の敷地は宗教法人鶴岡 八幡宮からの借地」とあるが、賃貸 借契約の内容を公開していただけな いか。また地主からの解約権はある のか。あるとしたらどのような場合 で、その場合の県の対応は。	美術館以外の用途として敷地を使用した場合、事前に地主である宗教法人鶴岡八幡宮の承諾を得ることなく土地貸借権、使用権を譲渡又は転貸したり、建物を増築、改築又は新築した場合、地主は契約を解除することができるものとされています。

No	ペーシ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
43	21				「契約保証金は、契約期間中返還は維持の年数に、対しては、施設には対立を対して、施設にも対立を対して、をでは、対して、をでは、対して、をでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	契約保証金とは、県が契約しようとするときに相手方から徴するものでありますが、一不履行の場合には、県の受ける損害の賠償を容易にしようとすることを目的とするものであり、県財務規則第25条の適用は適当と考えます。なお、県財務規則第31条により、契約期間中の還付はできないこととなっておりますので、やむを得ないと考えております。
44	21				(6) で「入札保証金は、免除する。」とあるが、入札保証金が免除される法的な根拠について、契約保証金との比較においてお教えいただきたい。	入札保証金の納付の免除は、神奈川県財務 規則第27条第1項第2号を適用しておりま す。契約保証金の納付の免除は、「株主によ る保証」については、同第28条第1項第6号 を、「履行保証保険の付保」については、同 第28条第1項第1号を適用しております。
45	21				契約保証金の納付、もしくは国債証 券の提供等により対応合、違約金等により対応合、違約金等により対応合、違約金等相 契約解除となった金もしくは国債証金もし、残金がある場の換価額から支払い、残金がある解し 合には事業者に返ささいさいでよいか。それとも、収されたうとし して、別途違約金等を支払うことにな るか。	御質問前段のとおりです。
46	21				1 . 履行保証保険の付保証保険の付保証保険の付保証保険の付保証保険の付保的では、 する内では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	1.履行保証保険についてはSPCが保険契約者となり、県を被保険者とする必要があります。保険内容は、建設工事期間中においては、本件工事費等に相当するサービスの対価の10分の1の額を保険金額とする必要があります。維持管理期間中においては、履行保証保険を付保する必要はありません。2.原則として履行保証保険の付保以外の選択肢をお考え下さい。 やむを得ないと考えます。
47	22	6	(6)		「ウ、契約保証金を免除する場合として履行保証保険の付保」とあり、その可否については落札者決定時に回答し、免除が認められなかった場合には「契約時にそれ以外のいづれかの方法をとる」とあるが、落札後に県と協議のうえ、県が満足する内容の履行保証保険資料を再度提出することは認められないのでしょうか。	46の回答にお示しした内容に該当しないものであれば、履行保証保険の付保以外の方法で対応してください。

No	ペーシ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
48	22		(7)		光熱水費については県が費用負担し、入札価格の算定範囲から除外するとあるが、VEによる光熱水費の削減はVFMの算定対象外ということか。県所有の美術品に付保する火災共済掛金の賠償範囲について公開して頂きたい。	御質問のとおりです。 49の回答を参照してください。
49	22		(7)		美術品に付保されている(財)都道 府県会館災害共済部の火災共済の具 体的な内容、特約条件などを教えて 頂きたい。	火災共済によりてん補される損害は火災、 落雷及び破裂又は爆発に因る損害(以下「火 災等に因る損害」という。)に限られます。 火災等に因る損害には、火焔により共済目的 物の全部または一部が焼失したことに因る損 害のほか、火災等に随伴して生じた高熱、 煙、ガス、蒸気等に因る損害、消防または避 難に必要とした共済目的物の破壊等による損 害及び消火のための注水等による損害が含ま れます。
50	22				「事業契約より発生する一切の債務 について県が合理的に満足する内容 のもの」と記載されているが、県が どの程度の内容を求めているのか具体的に確認したい。	履行保証保険についてはSPCが保険契約者となり、県を被保険者とする必要があります。保険内容については、建設工事期間中においては、本件工事費等に相当するサービスの対価の10分の1の額を保険金額とする必要があります。維持管理期間中においては、履行保証保険を付保する必要はありません。
51	22				事業契約書案(案)別紙5保証書第1 条に定められる保証の内容をカバー する履行保証保険という理解でよい か?	履行保証保険についてはSPCが保険契約者となり、県を被保険者とする必要があります。保険内容については、建設工事期間中においては、本件工事費等に相当するサービスの対価の10分の1の額を保険金額とする必要があります。維持管理期間中においては、履行保証保険を付保する必要はありません。
52	22				契約保証金の納付に代える場合として金融機関の保証があげられているが、具体的な保証内容は何か?また保証書の案文はあるか。	事業期間中において、金融機関が落札価格の10分の1の額の保証を行うことです。保証書の様式は任意です。案文はありませんが、金融機関の定型の様式で構いません。
53	22				当初は契約保証金を差し入れ、完工したら親会社保証または履行保証保険に変更する、またはその逆の対応は可能か。だめな場合はその理由を示していただけないか。	可能です。なお、完工後の履行保証保険の 付保はありません。

No	ペーシ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
54	22				親会社保証について、 、例社がSPCと対して、 、例社がSPCに合きが 、例社がSPCに合きが 、例社がSPCに行うで、 、例社がSPCに行うで、 、例社がSPCに行うで、 、例社がSPCに行うで、 、例社がSPCに行うで、 、場合で、 、場合で、 、場合で、 、場合で、 、場合で、 、場合で、 、場合で、 、場合で、 、場合で、 、場合には 、の契とが がいましたが ので、 、の契とが ので、 、の契とが ので、 、の契とが ので、 、の契とが ので、 、の表 ので、 、の表 ので、 、の表 ので、 、の表 ので、 、のま ので、 、のま ので、 、のま ので、 、のま のに ので、 、のま のに ので、 、のま のに ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、	
55	22				契約保証金を免除する場合として、「履行保証保険の付保(事業契約第一次の債務(独立保験の付保(事業契算第一次を含む)について見が合理的に、はのでは、1、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、	履行保証保険についてはSPCが保険契約者となり、県を被保険者とする必要があります。建設工事期間中においては、本件工事費等に相当するサービスの対価の10分の1の額を保険金額とする必要があります。維持管理期間中においては、履行保証保険を付保する必要はありません。
56	22				県の満足する履行保証保険について、被保険者は県である必要があるか。SPCとの共同被保険者(Co-insured)でもよろしいか。だめな場合はその理由を示していただけないか。	神奈川県財務規則第28条第1項により、県を被保険者とする必要があります。
57	22				県の満足する履行保証保険について、保険契約者はSPC又は下請け会社等第三者であっても構わないという理解でよろしいか。	神奈川県財務規則28条1項によりSPCが保険契約者となる必要があります。
58	22				県の満足する履行保証保険について、SPCが下請けの建設会社及び維持管理会社の契約履行について自らを被保険者とする契約履行保証保険を締結し、県はSPCの契約履行請求権に対して質権をつける形でもよろしいか。だめな場合はその理由を示していただけないか。	神奈川県財務規則第28条第1項により、県を被保険者とする必要があります。

No	ペーシ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
59	22				県財務規則28条には契約保証金の納付の免除規定としての間では、1 には契約使用を開発を受ける。 1 には契約を開発を受ける。 2 には契約を開発を受ける。 2 には関連を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を	(1)御質問のとおりです。 (2)本件では適用されません。
60	22					履行保証保険は金銭的保証であるため、保険会社が代位権を放棄するとは考えておりません。事業者と保険会社との関係は双方の契約によって決まるものであると認識しております。
61	22				履行保証保険の付保による契約保証金の免除の場合、その可答となっているが、第事前に回答となっている内容に満りを公表の内では、一次でものでは、からいかでものでは、からいとなるのからは、でいるながらいとなるのか。となるのが、でいるながらいからながらいができるが、	履行保証保険者とする必要があります。 を被保険者とする必要があります。 建設工事期間中においては、本件工の書の領籍のでは、本件工の力が価の1のまの対価の1のまでは、本件工の対価の1のまでは、本件工の要が行保では、本件工の要が保険でありません。原が保がるには、10とは、明がでは、10とは、10とは、10とは、10とは、10とは、10とは、10とは、10と

No	ペーシ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
62	22				金融機関による保証でもよいとなっているが、金融機関の範疇はどのように捉えるべきか。また格付や自己資本比率等による安全性は考慮しなくてよいのか。	金融機関の範疇は、「出資の受入れ、預り 金及び金利等の取締まりに関する法律(昭和 29年法律第195号)第3条に規定する、銀行、 信託銀行、保険会社、信用金庫、信用金庫連 合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央 金庫、商工組合中央金庫並びに信用協同組合 及び農業協同組合、水産業協同組合その他の 貯金の受入れを行う組合をいいます。また、 格付けや自己資本等による安全性の考慮につ いては、現状の本県財務規則においては特に 定めはありません。
63	22				履行保証保険の付保による契約保証 金の免除を提案した場合、県が合った場合、県が合った場合、県が合った場合であるであるできない内容であめずが、がも、大きをといるのではいますがははないの方法をといるのが、といるでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	履行保証保険についてはSPCが保険契約者となり、県を被保険者とする必要があります。 建設工事期間中においては、本件工事費等に相当するサービスの対価の10分の1の額を保険金額とする必要があります。維持管理期間中においては、履行保証保険を付保する必要はありません。 そのことによって審査に不利益な取扱いはしません。 御質問のとおりです。
64	22				保険内容によって、契約保証金の免除の可否を回答するとあるが、その可否の判断基準を明示願いたい。事業者にとっては、PFI事業への参加・不参加の意思決定の大きな要因ともなる基準でもあるので、公平を期するためにも是非とも明示願いたい。	履行保証保険についてはSPCが保険契約者となり、県を被保険者とする必要があります。建設工事期間中においては、本件工事費等に相当するサービスの対価の10分の1の額を保険金額とする必要があります。維持管理期間中においては、履行保証保険を付保する必要はありません。
65	22				グループ代表者及び県が適当と認める特別目的会社の株主による保証を選択した場合、これが神奈川県から認められない可能性はあるか、また、認められない可能性がある場合、当該通知はいつの時点でなされるか。	事業契約書案別紙5に定める内容の保証を 差し入れていただく必要があります。この内 容である限り、県が認めないことはありませ ん。
66	22				グループ代表者及び県が適当と認める特別目的会社の株主による保証を選択した場合の保証額の上限は契約保証金の下限額(落札価格の1/10)と理解してよいか。もしくは無限大となるか。	事業契約書案別紙5に定める内容のとおり、金銭的保証は第1条第3号(本件工事費等相当額の10分の1)のみで、第1条第1号及び第2号は役務的保証を求めるものです。

No	ペーシ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
67	22				保証書第一条において保証 書第一条において保証 表にの完工が支養務 の完工が支養務 の完工が支養務 の完工が支援業務 の完工が支援業務 の変がであり の表が表まりであると にいての保に にいてに にいてに にいて にいると にいる にのると にのると にのると にのると にのると にのると にのると にのると にのると にのると のと にのると にのると にのると にのると にのると にのると にのると にのると にのると にのなる のに にのなる のに にののと にのる にのると にのると にのると にのると にのると にのると にのると にのると にのに にの。 にのると にの。 にのると にのに にのに にのに にのに にのに にのに にのに にの	履行保証保険についてはSPCが保険契約者となり、県を被保険者とする必要があります。建設工事期間中においては、本件工事費等に相当するサービスの対価の10分の1の額を保険金額とする必要があります。維持管理期間中においては、履行保証保険を付保する必要はありません。
68	23	7	(3)		『…必要に応じて県と建設会社等との間で直接連絡調整を行うの間で直接連絡調整を行うの間では連絡調整を行った。 連絡調整を行った。 連絡調整を行った。 連絡調整を行った。 連絡に報告する。 はますが、 直接すが、 直接すが、 直接すが、 で 直接すが、 で は と は と は と は と の は に い に は に い に は と り に し い に し れ い に れ い に れ い に れ い に れ い れ い れ い れ い	前段については、県は原則として事業者に対して連絡等を行いますが、設計図書の解釈等の専門的事項や緊急に対応すべき事項などを想定しております。後段については、御質問のとおりです。
69	23				ここでいう「事業者」とは事業SP Cのことか。それともグループで参 加した企業全てのことか、あるいは 事業SPCに出資する予定の企業の ことか。入札説明書に「事業者」の 定義がなされていないがこの点を明 示して頂き度。	「事業者」とは、入札説明書2ページ2. (2)に定義した「本事業を行うことと決定された」者であり、また事業契約書案の第1条(3)に定義した「県と本契約を締結し、本件事業を遂行する者」であり、SPCを意味します。
70	24		(4)		「清掃業務(建物内部及び敷地内の 清掃業務。独立採算部分は除く)」 となっていますが、独立採算部分の 清掃業務は、どこの部分に計上すれ ばよろしいのでしょうか、 様式集 にも見積項目として見あたりませ ん。これは、独立採算部分の収益の 中で処理するという考えでしょう か。	ご質問のとおり、独立採算部分の清掃業務 は事業者が収益の中で行うこととなります。
71	25				「美術作品等移転業務」について、 開館後の移転作業毎の業務内容と量 をお示し下さい。	開館後の移転作業業務は、PFI事業の枠外となります。
72	25	7	(5)			事業者の負担となります。現場事務所等に係る経費については事業者で判断の上、サービスの対価 (本件工事費等)に計上してください。

No	ペーシ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
73	25	7	(5)		『5 事業者は、設計図書の変更を 行った場合は、県による内容の確認 を受けること』と明記されています が、VE提案等に伴う、確認申請手続 等は、仮契約段階以降と考えます が、具体的には、どの時期から着手 してよろしいでしょうか。ご指示く ださい。	確認申請手続き等は、本契約締結後に行って下さい。
74	25		(5)		バスベイ、歩道整備の費用は初年度 に一括支払われるということなの で、通常の県発注工事どおり工事完 成後の所有権は県に属して、管理権 は自然に土木事務所に、上屋所有権 は県から京急に帰属させ、事業者は その間に介在しないとの考えでよい か?	土木事務所への移管及びバスベイ上屋部分の京浜急行電鉄株式会社への所有権帰属にかかる手続きは事業者が行うものとご理解ください。
75	25		(4)		本館の喫茶は業務範囲外という理解でよろしいか。	御質問のとおりです。
76	25				事業者が当該により運営する独立により運営する独立により運営で、基本にはいるの本ではいてたいではなっていたが、基本にはとなっては、対対のではないではないでは、対対のでは、対対が、対対が、対対が、対対が、対対が、対対が、対対が、対対が、対対が、対対	を除き御質問のとおりです。
77	25				工事監理委託費には現場事務所等 に係わる経費は除くとなっておりま すが、当該費用は誰の負担となりま すか。もし、事業者負担であれば、 金額を明示願います。	事業者の負担となります。現場事務所等に係る経費については事業者で判断の上、サービスの対価(本件工事費等)に計上してください。
78	25				新館サイン作成業務の積算は、事業者が提案するものをもとに行い。 本をサービス対価とすることからえて 事業者決定後、県との協議のうえ変 提案内容が変更となった場合、で 提案内容が変更となった場合、で 提案内容が変更となった場合、で 関準するとの理解でして か? また支払いはサービス対ので しょうか、或いは別途精算されるので しょうか?	新館サインに係るデザインの提案は事業者 決定後に行うものであり、複数の提案の中から県と協議の上、決定するものです。サイン 作成業務は備品等整備業務の中に含まれます ので、サービスの対価は変更しませんし、支 払いは平準化されます。

No	ペーシ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
79	25				県が示した工事監理費に現場事務所 に係わる経費を除くとありますが、 なぜ当該経費を除いて示したので しょうか? またこの費用は別途 が支出するとの考えでよろしいで しょうか?或いはサービス対価に含 めるのでしょうか? サービス対価 に含めるとした場合、どのような費 用を含めればよろしいでしょうか? 県の方での想定する仕様の詳細をご 提示願います。	所等に係る経費については事業者で判断の 上、サービスの対価 (本件工事費等)に計上し
80	25				構成員以外の者にSPCが委託する場合、あらかじめ県の承諾が必要としていますが、 あらかじめとはいつの時点でしょうか? 承諾を得られない場合はどのようなケースを想定していますか?	仮契約後から事業開始前21日前までの間(入札説明書34ページ10.参照)とします。 業務を委託する第三者が明らかに当該業務の履行が不可能な場合や、法令に違反している場合等については承諾しません。
81	26		(5)		「自費工事で施工」とありますが、 これら施設の維持管理は事業者の業 務範囲に含まないと理解してよろし いでしょうか。	御質問のとおりです。
82	26	7	(5)		バスベイ・歩道整備工事完成後の、 道路管理者及び京浜急行電鉄への所 有権移転手続費用は、初期投資額に 含まれると理解してよろしいでしょ うか。 また、完成後の、道路管理者 及び京浜急行電鉄への所有権移転手 続費用も初年度にお支払いいただけ るという理解でよろしいでしょう か。	御質問のとおりです。
83	26	7	(5)		『…県は工事現場での施工状況の確認を行うことができる。』とありますが、これは事業者の立会いのもと実施されると考えてよろしいですか。	原則としてご質問のとおりですが、緊急時などやむを得ない場合は事業契約書案第11条4項により事業者への通知なしに本件工事に立ち会うこともあり得ます。
84	26				京浜急行電鉄に所有権を帰属させる とあるが、無償という扱いか確認し たい。また無償の場合には贈与認定 を受ける可能性があるが、県の認識 を確認したい。	無償で所有権を帰属させることは本事業契約の内容としております。なおこの場合、バスベイの上屋部分については税務上、寄付金に該当するものと考えております。
85	26				「バスベイの上屋部分は京浜急行電鉄株式会社にその所有権を帰属させる」とあるが、これは工事完了後京急にバスベイ上屋を売却するということか。その場合対価はどうするのか。無償だと贈与行為と認定される恐れがあるのではないか。	無償で所有権を帰属させることは本事業契約の内容としております。なおこの場合、バスベイの上屋部分については税務上、寄付金に該当するものと考えております。

No	ペーシ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
86	27			3)	~ に所定の表紙をつけそれぞれ 1分冊とし…とありますが、1)事 業資金提案書、有価証券報告書、 サービス水準向上等に係る提案書等 をタイトルの下に記載してもよいで しょうか。2)体裁はビニール製 本、A4サイズたて(A3サイズの 図面は折込)としてよいでしょう か。 以上、ご指示のほどお願いい たします。	1 ) 記載しても結構です。 2 ) 体裁については特に定めておりません が、提出書類が確認しやすい体裁での提出を お願いします。
87	28				入札書の作成要領に「本件工事費の 積算の前提となる金利水準は、基準 金利2.06%(中略)に、提案するスプ レッドを加えたものとする」とある が、工事費元本に含まれる建中金利 の水準は任意でいいという理解で相 違ないか。	御質問のとおりです。
88	28				入札書に記載する額の金利水準は、 平成12年10月2日の6ヶ月LIBORベース 10年物(円-円)金利スワップレートの中値とあるが、これは県が示したサービス対価の総額14,976百万円の算出時の基準金利と同一と考えてよろしいか。	県の算定根拠に係る質問であり、公表いた しません。
89	29				事業資金提案書の作成要領に「なお、工事費内訳書、長期収支計画表、30年償還表はその情報が保存されている3.5インチフロッピーディスクも1セット提出する」とあるが、提出するファイルは計算式ではなく実数を保存したもので差し支えないか。	
90	29				様式26で記載する算出根拠は関連する様式を参照するものとして、どの様式にも記載されない費用(特にその他)の部分を詳細に記載するとの理解でよろしいでしょうか?	算出根拠は関連する様式を参照するものですが、算出根拠については簡便に、かつ明確に記載してください。他のどの様式にも記載されない費用については、ご質問のとおり、詳細に記載してください。
91	30				様式26について、例えば設備保守 業務などを専門業者に委託する場合 の委託料を、人件費等に仕訳し指定 様式で記載が困難であります。そこ で外部専門業者に委託する場合の委 託料については外注費という項目を 付け加え、記載してよろしいでしょ うか?	指定様式で記載が困難な場合には新たに項目を付け加えることが可能です。ただし、現状の項目は内訳として明示してください。
92	31				備品等整備業務とは「備品の更新を含まない初期段階での整備業務」と理解しているが、その理解でよいか?30年間にわたる備品の更新費用 = 修理費は建築保守管理費用に含まれるとの理解でよいか?	御質問のとおりです。

No	ペーシ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
93	31				備品等整備業務費用見積書の作成要領に「消費税及び物価変動率を除いた金額を記入する。備品等整備業務に係わる費用は(中略)特別目的会社手数料(中略)も含めて清算し(中略)」とあるが、当該業務は初期の整備費だけを対象とするものであり、物価変動率・特別目的会社手数料とも関係ないのではないか。	物価変動率については念のため記載したもので、ご指摘のとおりです。特別目的会社手数料については、美術作品等移転業務のように、一定期間の間、協力会社に業務を委託する場合が考えられますので、注意として記載したものです。
94	32	9	(2)		「落札後、議会の議決までの間に、落札者が地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく入札参加資格の制限、または県の指名停止等措置要領に基づく指名停止処分をうけた場合には、事業契約を締結しないこととする」とありますが、その他のペナルティーはないと考えてよろしいでしょうか。	地方自治法施行令第167条の4の規定に基づ く入札参加資格の制限、または県の指名停止 等措置要領に基づく指名停止処分をうけた場 合には、事業契約を締結しないこととします が、指名停止の措置要件が軽微な工事事故に よるもので、知事が認めた場合には除くこと とします。なお、落札者が契約締結できな かったことにより県が損害を被った場合の損 害賠償請求権を放棄していないため、損害を 請求することがあります。
95	32	9	(2)	,	落札後、議会の議決まがいわけるに がいわけるに がいお付けるに がいた場合のでいた場合のでいた場合のでいた場合のでいた場合のでいまででいた場合のでいた。 のがいたがいたがいたがいたがいたができるがいたができるがいたができるででででででででででででは、 を締ますが、は、かいたがでは、 を締ますが、は、かいたがでは、 をののではずが、は、 ののではずが、は、 ののではずが、は、 ののではずが、は、 でのでは、 でのでは、 でのででででででででででででででででででででででででででででででででででで	県の指名停止等措置要領に基づく指名停止処分をうけた場合には、事業契約を締結しないこととしますが、指名停止の措置要件が軽微な工事事故によるもので、知事が認めた場合には除くこととします。県としましては、PFI事業者に対して、談合等による指名停止処分を受けることのない高い企業倫理を求めることが必要であると考えております。したがいましてご質問のように変更は認められません。
96	32	9	(1)		ゲル-プで提案応募する場合、事業者側の基本協定の協定者(捺印者)は誰になるのでしょうか?ゲル-プ代表企業でしょうか、それともゲル-プ構成員の全員でしょうか?	落札者と契約するため、グループ構成員全 員となります。
97	32				「事業契約を締結しない場合」という文章はSPCと県とが仮契約を締結しない場合との理解でよいか?基本協定書を結んだものの、仮契約条文の文言を明確化するために文章の修正を協議した結果として県とSPC(落札者)の互いの認識の相違が判明し、結果として仮契約が契約困難と至った場合の措置について確認したい。	前段については、落札者又はSPCと県とが仮契約を締結しない場合をさします。後段については、落札者決定・基本協定締結後、県と落札者とはすみやかに事業契約書案の文言の明確化の協議を行い、協議終了後、5月中旬頃までに落札者はSPCを設立していただければ結構です。この場合、落札者またはSPCが契約締結できなかったことにより県が損害を被った場合の損害賠償請求権を放棄していないため、損害賠償を請求することがあります。

No	ペーシ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
98	32				事業契約を締結しない場合には随意 契約となる旨の記載があるが、仮契 約条文の文言を明確化するために文 章の修正を協議した結果として県と SPC(落札者)の互いの認識の相違 が判明し結果として仮契約が締結困 難となった場合に、SPC(落札 者)は損害賠償等の請求を確認した い。	落札者が契約締結できなかったことにより 県が損害を被った場合の損害賠償請求権を放 棄していないため、損害賠償を請求すること があります。
99	32				基本協定書について合意するとあるが、基本協定書を県と落札者の間で 締結することとの理解でよいか?	御質問のとおりです。
100	32				落札者が条件不調等により事業契約 を締結するに至らなかった場合も、 県から損害賠償請求等を受けること はないと理解して差し支えないか。	落札者が契約締結できなかったことにより 県が損害を被った場合の損害賠償請求権を放 棄していないため、損害を請求することがあ ります。
101					「事業契約書案、県が内容は変更更をは変更を表示であるが、ない内容をできるのが内とがでするのが、ないのでは変更を表示であるできるのからとがでするのか。とがでするのか。とがでするのか。とがでするのか。との第23では、12月8日のでは、12月	
102	33	9	(3)		『…バスベイ・歩道整備に係る工事 費用(初年度に計上)』とあります が、これは上屋部分も含まれます か。	御質問のとおりです。
103	33		(3)		独立採算部分の保険料(独立採算部分運営のために事業者が独自に掛ける保険は除く)は、公租公課もサービスの対価に含めて県に請求すると考えてよいのか?また、事業者が県から再び無償貸付を受ける独立採算部分について、保険料、公租公課を事業者が負担する必要はないとの理解でよいのか?	独立採算部分の施設に対する保険料や固定資産税、都市計画税についてはサービスの対価に含めることとします。

No	ペーシ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
104	33				契約金額は事業者の提案に基づく金額は事業者の提案に基づく金額をもって規定すると考慮の提案は物価変動を考慮33ペークに対し、33ペーかの定義には維持管理業務等に基づの定義には維持管理業務で改立を表には維持管理業別で改定率を考慮するという意味があるというで改定率を考慮するという。となるとは何を適用するのか。(ひになるとは何を適用するのかるものには毎年異なるものになると思われるが)	前段については、提案に基づく金額から計算した「初年度の額」を支払うこととなります。後段については入札説明書38~42ページの付属資料 に記載のとおりです。
105	33				様式集に金額を記載する数値は、入 札価格であり、その記載方法は契約 金額の記述に準拠して(金利変動、 物価変動を含まず)記載するとの理 解でよろしいでしょうか?	入札説明書P33の記載に準拠しますが、 消費税、物価変動は除いた額としてください。金利については入札説明書P30にしたがい30年間一定と仮定し積算してください。
106	34	10			「1年前に書面で通知」とありますが、維持管理開始後数年で運営学界にとなる場合も予想されます。県のおきる耐震診断などによる構造物のおりまる耐能期間評価等は、なさ案44年間ますか。また事業契約には最高には、1年では、終すした、損失をでは、終すした、損失をして、よります。	前段については、耐震診断は行っておりません。後段については、県としては、1年前に書面で通知することにより、リスク回避については十分な機会を与えていると考えております。
107	34	10			『事業者に対して1年前に書面で通知した上で、鎌倉館本館又は鎌倉館別館若しくはその双方の維持管理業務の提供を終了させることができる。』とありますが、終了作業に伴い新館における業務の変更若しくは施設の増築ついての取り扱いはどのように考えればよろしいですか。	「鎌倉館本館又は鎌倉館別館若しくはその 双方」の維持管理業務の提供を終了させた場合、新館における業務の変更若しくは施設の 増築は想定しておりません。
108	34				再度確認であるが、協力会社の内容については本件入札の審査対象ではなく、地元業者の協力の有無等は何ら審査上の有利性をもたらすものではないという理解でよろしいか。	落札者決定基準及び入札説明書 3 1 ページのとおりです。

No	ペーシ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
109	34				政策投資銀行の低利融資を活用した 提案をおこなうことも可能である (融資割合は50%を上限とする)と あるが、・ 政策投資銀行の融資ができるができるがについて、事業の確 実性という点での採点に影響はある のか。・ 影響ないとするならば、その根拠は何か。 また政策投資銀行の融資条件については、事前に提案にの公開することが望ましいが、提案的の公平を期すためにも、にただきたい。	策投資銀行の融資は個々のプロジェクトの内容により判断するものですので、個々の融資条件を事前にお示しすることは困難と想定されます。
110	34				「政策投資銀行の低利融資を活用した提案を行うことも可能である」としていますが、提案する場合、同銀行から「関心表明(落札者決定基準 p 6 記載)」の提出が必要でしょうか?	日本政策投資銀行からは、事業者が選定された後に、その事業者から要望があった場合、融資の検討に取り組むとの参加関心表明がなされております(入札説明書19ページ参照)。したがいまして、落札者決定基準「事業の安全性」における「金融機関からの関心表明」とは、市中銀行やリース会社等の金融機関からの関心表明書をさします。
111	35				注として、 債務負担行為は 2年9月議会で議決済とありますの が、定についてのしますの 設定は、平成13年2月後の 負担行為設定の議案提出に では、平成の議案提出を 負担では、平成の議案提出を のでは、平成の議案提出を のでは、平成のの 、平成の 、中にでは、 、中にでは、 、中にでするので が、本を設定したが、 、を選集のの 、ののでは、 、ののでは、 、は、 、は、 、は、 、は、 、は、 、は、 、は、	平成12年度内に契約が締結されない見通し(時間的理由から)であることから、議決した債務負担行為は効力を失う(効力は当該年度内に限られるため)ので、平成13年度当初予算審議において再度、同額の設定を行うものです。
112	36				36p リスク分担表 フォスマジュールについて戦争、風水害、地震などのフォースマジュールについては、基本的に事業者のリスク分担ではないものと考えております。従分担の具体的な分担内容についてご明示ください。	フォ・スマジュ・ルについてのリスク分担は、事業契約書案第10条第3項、第18条及び第51条にお示ししたとおりです。
113	36				運営管理段階、維持管理リスクの施設損傷リスク及び展示リスクの施設に起因するリスクが、事業者負担となっております。鎌倉館につきましては、事業開始時前に県所有時の瑕疵が明確にされ、県が負担するものと理解してよろしいでしょうか。	前段につきましては、事業開始前に県が鎌 倉館の瑕疵を明確にすることはありません。 後段につきましては、御質問のとおりです。
					<u>20</u>	

No	ペーシ	大項目 中項目	小項目	質問事項	回答
114	36			サービスの対価の対象部分の業務が 不履行の場合の措置に関し、関係者 協議会で協議が整わない場合は、ど のように対処されるのか、また、事 業者からの異議申立についての対応 についてお教え下さい。	現時点では訴訟により解決を図ることとなります。ただし、契約後に適当な機関(国が仲裁機関を設置する等)が現れ、県と事業者との協議の結果、当該機関に仲裁を委ねることが合意できた場合は当該機関に仲裁を依頼することもあり得ます。
115	36			入札説明書リスクが県のリスク負担 となっているが、基本協定書案上或 いは事業契約書案上どこにそれが反 映されているのか	事業契約書案において明示されていない入札説明書の内容については、事業契約書案前文において本事業契約の一部を構成しておりますので、当該リスクについては原則として県がリスクを負うこととなっています。
116	36			入札説明書リスクが県のリスク負担 となっているが、これは入札説明書 と事業契約書くまたはその他の入札 書類間の不一致・齟齬、入札説明書 のリスク担が必ずしも事業契約書 案上明記されていないなどの事由に より事業者が被ったコスト上昇・ まは県が負担するという認識でよろ しいか。	事業契約書案において明示されていない入札説明書の内容については、事業契約書案前文において本事業契約の一部を構成しておりますので、入札説明書上、事業者リスクとなっているものが事業契約書案に明記されていないことをもって事業者リスクを県が負うものではありません。
117	36			契約締結リスクとして選定事業者と 契約が結べない、または契約手続き に時間がかかる場合のリスクを県・ 事業者ともに負担することとなって いるが、具体的な分担はどのように なっているのか。また基本協定書案 ではどこにそれが反映されているの か。	具体的な分担方法は双方で協議して決定する予定です。後段の基本協定書案については 契約締結に向けての両者の協力について定め たものです。
118	36			政治リスクとしてPFIの議決契約が得られない場合のリスク負担者を県としているが、一方で基本協定書案第5条においてこのような場合には・事業者でにかかった費用負担は県・事業者でれぞれがおのの分を負実際にはこのリスクは県・事業者間で分担されているのではないか。それとも、基本協定書案の規定が間違っているのか。	行政実例では議会の議決が得られなかった場合でも、県は責任を負わないのが一般的であるので、リスク分担表の政治リスクについては事業者にもリスクを加えることとしました。(リスク分担表は変更しました。)
119	36			政治リスクとして維持管理・学芸支援業務の縮小・拡充等の場合のリスクを県負担としているが、事業契約書案ではどこにそれが反映されているのか。	政治リスクにつきましては 118で回答したとおりです。維持管理・学芸支援業務を大幅に変更する場合には、事業契約書案第24条第2項にしたがい、協議を行い得るものとします。
120	36			法制度・許認可リスクとして、法制度・許認可の新設・変更にかかわるリスクを県負担としているが、ここで行っている法制度・許認可には必ずしも法令の変更を伴わない行政指導、行政判断等も含まれるのか。その場合、事業契約書案ではどこにそれが反映されているのか。	必ずしも法令の変更を伴わない行政指導、 行政判断等は含みません。後段については事 業契約書案前文において入札説明書に定める 事項も適用されます。

No	ペーシ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
121	36				法制度・許認可リスクとして、法制度・許認可の新設・変更にかかわるリスクを県負担としているが、事業契約書案では別紙6において、本件事業以外の全ての事業者に影響する法令の変更は県負担割合を0%としている。よって、実際にはこのリスクは県・事業者間で分担されているのではないか。それとも事業契約書案が間違っているのか。	
122	36				法制度・許認可リスクとしてかか事業の可リスクとしてかか事類の可以表表の理にかか事業第43条第44項の県、日本の理のでは、ままないのでは、まれて、「大きな、これでは、「大きな、これでは、「大きな、これで、「大きな、これで、「大きな、これで、「大きな、」を、「大きな、これで、これで、「大きな、これで、これで、「大きな、これで、これで、これで、これで、「大きな、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで	入札説明書のP36法制度・許認可リスクは 事業契約書案別紙6の本件事業又は近代美術 館の建設・運営に影響を及ぼす法令を想定し ており、この場合は県の負担としています。
123	36				税制度リスクとして「新税以外の税率の変更に関するもの(後略)」が事業者の負担となっているが、事業契約書案では別紙6において「(前略)法人に課される税金のうちその利益に課されるもの以外に関する税制度の変更により事業者において増加する負担については、これを県の負担とする」とあり、実際にはリスク負担は県ではないのか。	リスク分担表の「新税以外の税率の変更に関するもの」とは、既存の税の税率変更を想定しており、事業者負担としております。事業契約書案別紙6にいう「法人に課される税金のうちその利益に課されるもの以外に関する税制度の変更」とは、リスク分担表の「法人税の変更に関するもの(上記(=法人の利益に係るもの)以外のもの)」に対応する規定であり、「法人に課される税金」とは法人税(事業税、県民税、市町村民税を含む)を想定しております。
124	36				住民対応リスクとして、「美術館の 設置に対する住民反対運動・訴訟・ 要望に関するもの等」が県の負担と なっているが、事業契約書案ではど こにそれが反映されているのか。	事業契約書案において明示されていない入 札説明書の内容については、事業契約書案前 文において本事業契約の一部を構成しており ますので、当該リスクについては原則として 県がリスクを負うこととなっています。
125	36				住民対応リスクとして、「美術館の 設置に対する住民反対運動・訴訟・ 要望に関するもの等」が県の負担 なっているが、建築基準法の特例許 可がそのために取得できない或いは 取得が遅延するということもありう るのではないか。その場合には県が そのコストを負担するという認識で よろしいか。またそれは事業契約 家上でどのように明文化されるの か。	事業契約書案において明示されていない入札説明書の内容については、事業契約書案前文において本事業契約の一部を構成しておりますので、当該リスクについては原則として県がリスクを負うこととなっています。

No ぺ-:	大項目中	中項目 小項目	質問事項	回答
126 36			ないか。 第45条において、県の支 払不履行の場合による事業者に支払われる 契約終了の際に事業者に支払われる 対価は本件工事費等の残あり、県 にかかる支払利息のみであり、スト にかかる支払利息のみであり、スト にかかる支払利息のみであり、スト に対して、日本のの は持管理費用に関する費用しまいる は対して、日本のの は対して、日本の にもかかわらずにの分割払いを でいること。 それとも でいるのが でいるのが にもかがわらずでの がいること。 でいるのか。	数に応じ年8.25%の割合で計算した額を事業者に対し遅延損害金として支払うこととしており、また、事業者の県に対する損害賠償請求を妨げないこととしています。
127 36			公共の責めによるデフォルトリスクとして当該サービスが不要となった場合のリスクが県の負担としてあげられているが、事業契約書案ではどらにそれが反映されているのか。第43条第4項の規定は法令の変更または不可抗力の場合だけに適用されるという認識であるが。	事業契約書案において明示されていない入札説明書の内容については、事業契約書案前文において本事業契約の一部を構成しておりますので、当該リスクについては原則として県がリスクを負うこととなっています。
128 36			設計リスクが県の負担となっているが、事業契約書案上ではどこにそれが反映されているのか。	事業契約書案第8条第3項に反映されています。
129 36			工事遅延リスクが全て事業者のリスク負担となっているが、実際には事業契約書案第10条の規定の通り、県の責めに帰すべき場合・事業者の責めに帰すべき場合・不可抗力の場合により県と事業者で分担されているのではないか。	御質問のとおりですが、入札説明書36ページの工事遅延リスクは事業者の責めに帰すべき場合を想定したリスクです。
130 36			施工監理リスクが事業者の負担となっているが、佐藤総合設計の責めに帰すべき事由により遅延・コスト上昇等が発生した場合の負担は、同社との契約を指定した県の負担ではないのか。	工事監理業務における県と事業者の関係においては、県と設計事務所との間に工事監理業務請負契約がない以上、工事監理業務に起因し、遅延・コスト上昇等が発生した場合は、事業者が負担することとなります。
131 36			工事費増大リスクとして県の指示による工事費の増大リスクとして県の指領の増大リスクは県県の増大リカウ事費の増大、一、増加を第19条において、一、増加を開発において、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	県のリスクは達成されていると考えられます。本件工事費等の変更に代える設計図書の変更であるため、事業者に不利な扱いはいたしません。

No	ペーシ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
132	36				下水道整備リスクは県の負担となっているが、事業契約書案のどこに反映されているのか。	事業契約書案において明示されていない入札説明書の内容については、事業契約書案前文において本事業契約の一部を構成しておりますので、当該リスクについては原則として県がリスクを負うこととなっています。
133	36				支払遅延・不能リスクとにかかが、 ま業契約書業とないのでは、 はいののでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのは、 はいのは、 はいのは、 はいのは、 はいのは、 はいのは、 はいのは、 はいのでのは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいので、 は	事業契約書案第45条により県のリスク負担は達成されていると考えられます。県は本件工事費等の残額及びこれにかかる支払い利息のほかに、当該支払うべき金額につき遅延日数に応じ年8.25%の割合で計算した額を事業者に対し遅延損害金として支払うこととしており、また、事業者の県に対する損害賠償請求を妨げないこととしています。
134	36				税制度リスクに関して、法人税の変更に関するもの(法人の利益に係るもの)と法人税の変更に関するもの(上記以外のもの)の具体的な事例をご教示ください。	法人税の変更(法人の利益に係るもの)については法人税率の変更を想定しております。法人税の変更(上記以外のもの)については、外形標準課税のような利益に課税するものでない税制度の変更に相当するものを想定しております。
135	36				税事変表ののが幅PC、近ぼえにプリカンの8別ある方案人業っ6にす今合ば、プリカンを割りませい。 「(条、微がと案税者でした。の8別ある方案人業っ6によりででは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のののが相では、では、でいたが非に、では、でいたが非には、では、では、のののが相では、では、のののが相では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	リスク分担表の「新税以外の税率の変更に関するもの」とは、既存の税の税率変更を想定しており、事業者負担としております。事業 契約書案別紙6にいう「法人に課される税金のうちその利益に課されるもの以外に関するもの(上記(=法人の利益に関するもの(上記(=法人の利益に係るもの)以外のもの)」に対応する規定であり、「法人に課される税金」とは法人税しており、県民税、市町村民税を含む)を想定しております。

No	ペーシ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
136	36				法人税の変更に関するもの(法人の利益に係るもの)とは具体的にはどのようなものを想定してい外のの税。またのリスクと新税につい外のでは、コスクと対しいているが、事業者は入札・で32年間のため、までででは、当が、事業者は入れを固めては見かっては見られるが、当初見込み額を1割以上越えた場合、等)	法人税の税率変更を想定しております。後 段については協議を行う予定はありません。
137	36				「法人税の変更に関するもようでは、「の変更に関するもの変更に関するものである。 (、「の人人の税のの人人の税のの人人の税をでは、「の人人の税をでは、「の人人の税をでは、「の人人の税をでは、「の人人の人人の人人の人人の人人の人人の人人の人人の人人の人人の人人の人人の人人	
138	37				計画変更リスクとして県の責めによる事業内容・用途の変更に関するリスクは県負担となっているが、事業契約書案のどこに反映されているのか。第24条第2項では葉山新館の修理及び模様替えの費用負担しか規定していないが、当然それ以外の費用負担もありうると考えられるが。	事業契約書案において明示されていない入札説明書の内容については、事業契約書案前文において本事業契約の一部を構成しておりますので、当該リスクについては原則として県がリスクを負うこととなっています。なお、事業内容や用途を大幅に変更する場合、事業契約書案第24条第2項にしたがい、協議を行い得るものとします。
139	37				維持管理コストリスクとして県の責めによる事業内容・用途の変更等に起因する維持管理費の増大・減少のリスクは県負担となっているが、事業契約書案のどこに反映されているのか。第24条第2項では葉山新館の修理及び模様替えの費用負担しか規定していないが、当然それ以外の費用負担もありうると考えられるが。	事業契約書案において明示されていない入札説明書の内容については、事業契約書案前文において本事業契約の一部を構成しておりますので、当該リスクについては原則として県がリスクを負うこととなっています。なお、事業内容や用途を大幅に変更する場合、事業契約書案第24条第2項にしたがい、協議を行い得るものとします。
140	37				入館料リスクにつき当日のみとの記載があるが、事業契約書案第30条第1項(5)には当日のみとの記載がない。どちらが正しいのか。	P37のリスク表(当日のみと記載)が正解です。事業契約書案前文において入札説明書に定める事項も適用されます。

No	ペーシ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
141	37				図書閲覧リスク(図書資料は除いた 備品)については、事業者の負担と なっているが、・ 図書資料について は事業者リスクはないのか。・ ある とすれば、リスク回避のためにある 程度の閲覧制限を設けるようなこと は可能か。	図書資料の盗難・破損については、県のリ スクとしております。
142	37				例えば、塩害対策に関するVE提案を したものの、何らかの理由によって 不採用となり、これが原因で外壁等 に塩害による傷みが進行し、修繕・ 維持管理費の増大が必要になった場 合、そのリスクは提案時点で事業者 に移転されているのか?	原設計に基づき、事業者の責任において修 繕・維持管理を行うことになっているので、 リスクは事業者にあると考えます。
143	37				『展示リスク 施設に起因する展覧会・作品のトラブル』はすべて事業者負担とありますが、鎌倉館の瑕疵に起因する同種のトラブルは県側の負担と考えてよろしいですか。	事業契約書案第30条第1項第7号は県の 責めに帰すべき場合を除いております。鎌倉 館に従来から存する瑕疵に起因するトラブル については県負担とします。
144	38				「付、所のでは、は、大学のでは、は、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	御質問前段のとおりです(独立採算部分の 収益で処理してください)。 したがいまして、 長期修理計画の対象項目とはなりません。
145	39				事業期間に亘り、は「東のサービスの対価のというでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	問題があるとは考えておりません。

No	ペーシ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
146	39				(支払方法)で、対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対	御意見として承ります。
147	39				サービス対価の1回あたりの支払額は当該年度の額の1/2とのことであるが、元利均等計算においては、1年毎後払いの計算を行ったうえでその年額を1/2にすればよいか、それとも半年毎後払いの計算をするのかご回答願いたい。(いずれの回収額が同額でも金利(=スプレッド)が異なるため)	金利の計算は1年単利で計算します。
148	40		-3		備品及びサインの修理・更新業務については、「葉山新館維持管理業務」に可能に要認備保守設備保守設備保守設度者表のでは、「建築ます。対価の改定方法とでは、「近ています。」をのは、「モノ」をのでは、「モノ」をがあるによりがである。といるよりが適性と考えます。お考えをご支持下さい。	備品の更新につきましては、設備管理の中の設備修理の一環として考えておりますので、試算の簡便化のため、企業向けサ・ビス価格指数(設備管理)を用いています。
149	40				規定されている指標の内容、提供方法の変更及び改廃等あった場合はどのように対応するのか。またそれはどのように事業契約書案に反映されるのか。	県と事業者で協議の上、決定します。
150	41				修理費業務に使われる指数は建築費 指数であるが、備品の更新には適切 な指標ではないのではないか。	備品の更新は設備管理の中の設備修理の一環として考えておりますので、企業向けサービス価格指数(設備管理)を用いています。
151	42				基準日における基準金利とは、基準日をデリバリー日とする資金の金利という理解でよろしいか。	基準金利は基準日に発表される6か月LIBORベース10年物(円-円)金利スワップレート(午前10時に共同通信社から発表されるTOKYOSWAPREFERENCERATE(TSR)の中値)です。

No	ペーシ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
152	42				金利の改立にでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	
153	42				供用1年目~10年目のサービス対価の基準金利決定日(契約日)は、平成13年7月と理解してよろしいでしょうか。	御質問のとおりです。
154	42				供用1年目~10年目(平成15年度~甲成24年度)のサービスの対一ビスの対一の基準金利決定は契約日のスワップレートを基準にするとのことが、契約日から供用までは約2年あり、このような決定方法は事業者に、より大きなリスクを強いるものであり、金融の常識ではまず考えられないものである。是非とも変更別いたい。	事業者は一般的に平成13年度から資金調達が必要と考えられるため、当初の基準日は契約議案の議決日としています。
155	43				サービス対価の対象部分の業務が業務要求水準書を満たさないときは サービス対価の減額がある。という ことだが、既に建設完工されている 建物部分についての減額は30年間 を通じて「ない」と考えてよろしい か。	金利変動に基づく改定を行う「本件工事費等」に該当する費用に係る減額については御質問のとおりです。ただし、事業者が業務不履行の場合、サ・ビスの対価の支払い全額停止(建物部分含む)も想定しております。詳細については入札説明書付属資料 を御参照ください。

No	ペーシ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
156					モニタけんが、	前段については、日常モニタリングの チェック項目、チェック方法については、契 約締結後、県と事業者との間で協議し決定モ リ、定期モニタリングを踏まえ行いますので、改善通告前 の協議は想定しておりません。後段にの対価 は、御質問のとおりです。サービスの対価の は、御質問のとは、必ず事前に関係者協議と を開催することになっておりますのです。
157	43				1 定期モニタリングの県指定 フォームを開示いただきたい。 2 随時モニタリングが実施されるタイ ミングについて、具体的にどのよう なときなのか、教示いただきたい。	1.独立採算部分の運営内容は事業者の提案による部分が大きいことから、現時点でフォームをお示しすることはできません(契約締結後にお示しします)。2.たとえば、業務不適正の状態が生じたときや事業者が運営委託業者を変更したときなど必要に応じて実施します。
158	44				当初の提案内容と実際の運営状況が 変化したとしても、「県が入札公告 にあたって提示した業務要求水準 書」の内容を満たしている場合に は、業務が適正とみなされ、不適正 の場合の措置はとられないとの理解 でよいか?	落札者決定基準における定量的審査の対象となった業務については、事業実施にあたって県が認めた提案内容が要求する業務水準となります。独立採算部分の業務内容の変更等につきましては、業務要求水準を満たすため、県と協議の上、運営内容を決定することとなります。
159	44				れる支払利息の算定期間について教	1.一括払いか延払いかは県の選択によりますので算定期間についてお示しすることは困難です。2.支払方法については県が選択します。
160	44				独立採算部分の運営については記述のとおりのモニタリングを受けることとなりますが、事業者の判断により、事業期間中に用途の変更を伴わない運営を託業者、その場合、店舗改装等により休業せざるを得ない場合のモニタリングの取扱いはどうなるのかご教示頂きたい。	県と協議の上、県の承諾を得て運営委託業者を変更することは可能です。店舗改装等により休業せざるを得ない場合は、当該休業期間中モニタリングを行う予定はありません。
161	44				県が事業を継続させないと判断した場合に支払う、工事費残額及び支払利息の90%については、支払利息は当初の事業継続期間について、全額支払われるのか。	一括払いか延払いかは県の選択によりますので、利息の支払方法についても県が選択することになります。

No	ペーシ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
162	44				独立採算部では、 独立採算部門の業務が不均の%であると 場合でいるは、 はいいでも、これではいいであるとにいるがまでも、これではいいであるとにでから、 ないにできたができたができたができたができたができたができたができたができたができたが	変更はいたしません。御意見として承ります。
163	45				「日常モニタリングのチェック表 (チェック方法 は、契約締結後(中略)県とSPCとで 協議し決定する」とあるが、チェッ ク項目・チェック方法の内容は極め て重要であり、その内容によってコ ストが変わってくることが考えられ る。入札前に詳細な内容を明示して いただきたい。	日常モニタリングのチェック項目、チェック方法については、県と事業者との間で協議を行い決定すべき事項であると認識しておりますので、県から入札前に詳細な内容を一方的にお示しすることは妥当ではないと考えております。
164	46				のPFI事業の継続に「県からSPCの元の株主や融資団への支払は行わない」とあるが、これは、県は払わないが、株式または契約上の地位を譲渡されることか。第三者も対価を払わない場合、SPCまたは元の株主サイドとしては自己の所有物である施設に対して破壊行為を行うインセンティブがわくことになるが。	SPCの元の株主や融資団と株式又は契約上の地位を譲渡される第三者との間の契約関係によります。
165	46				「減額の対象は、業務不履行を起こした業務の費用(上記の業務費)ごとの月額」とあるが、減額が0か100かしかないと、事業者としては改善計画書通りの改善ができないとわかった瞬間に、完全に改善できる履行を全く取りやめてしまうインとうですがわくことになるが、どうもえるか。業務水準を完全には満たしていなくてもある程度の支払いを行う必要があるのではないか?	改善計画書は県及び事業者の双方から構成される関係者協議会での協議を踏まえ作成されるため、御質問のような事態は想定しておりません。サービスの対価の減額は業務不履行を生じさせないための担保措置であると考えております。
166	46				「協議会で合意された改善内容を実施した結果、改善がみられなくても、県は責任を負わない(減額を行う)」について、合意された内容を確実に実施した場合でも、効果がないのであれば、減額手続に進むのではなく、再度協議を行うべきと考えております。	協議会で合意した内容が、効果がないものとは想定できませんので、再度協議を行う予定はありません。

No	ペーシ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
167	47				葉山新館の場合、維持管理業務の業務不履行があり、当該業務の支払減額さらに葉山新館に係わるサービス対価全額の支払停止等があった場合でも、後に当該業務の業務不履行が治癒すれば、支払停止になっていた分も含めて本件工事費等及びこれに係わる支払利息の支払いは復活するという理解でよろしいか。また、支払停止期間の利息はつかないという理解でよろしいか。	御質問のとおりです。
168	50				独立採算部分の業務不履行の場合、 一度業務不履行を起こして改善した 後に2度目の業務不履行を起こした場 合も、一度目と同じプロセスを踏む のか。その場合、極端に言えば15ヶ 月に一度だけ適正な業務履行を行え ば、事業契約の解除とはならないと いう理解でさしつかえないか。	御質問のような事態は想定しておりませんし、それ以前に運営事業者等の変更がなされるものと考えております。
169	50				<例1>喫茶・レストラン運営業務と <例2>駐車場業務で改善期日の設 定が異なる(1ヵ月後と2ヵ月後)の は、何か意味があるのでしょうか。	< 例 1 > は改善期日を翌月に設定した場合の例であり、 < 例 2 > は改善期日を翌々月に設定しておりますが、後者の場合、改善期日到来前の月において改善計画書の内容どおり改善が進捗していたとしても、改善期日時点で業務不適正が生じていれば当該業務不適正の改善がみられないと判断するという事例を示したものです。
170	52				県が提示した工事監理費に含まれない「現場事務所等に係る経費」とは どういう経費を考えられているのか お示し下さい。	現場事務所の設置経費、電気、電話等の設 備に要する経費等を想定しております。
171	54				県議会の議決が得られないことを理由として事業契約の締結に至らなかった場合に落札者が本件事業の準備に関して支出した費用の負担については県及び落札者との協議により決定するものとされるべきと思慮致しますがいかがですか。	基本協定書案第5条に記載のとおり、各自 の費用負担とさせていただきます。
172	54				第7条に「なお、県が条例等に基づき開示する場合には、事前に落札者に対して書面により通知するものとする。」を追加すべきと思慮致しますがいかがですか。	情報公開条例に基づく情報公開請求があった場合は事業者に対し書面により事前に通知します。
173	54				基本協定書案にある「落札者」と 「グループ代表者」は同じ会社のこ とをさすのか。	「落札者」とは、グループで入札に参加した場合は、グループ構成員全員をさし、「グループ代表者」とは、グループで入札に参加した場合のグループ代表者をさします。

No	ペーシ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
174	54				基本協定書案の第3条第1項「(前・ ・ 会議を書業者の株主をの ・ 会議を書業者の株主を ・ 会議を ・ 会 ・ 会 ・ 会 ・ 会 ・ 会 ・ 会 ・ 会 ・ 会 ・ 会 ・ 会	グループ代表者及び県が適当と認める特別目的会社の株主による保証(入札説明書22ページ、事業契約書案第40条第2項、別紙5参照)により契約保証金の免除を求める場合を除き、御質問のとおりです。
175	54				基本協定書案の第3条第1項は、グループ代表者がそこに記載される事業者設立の時点における資本金等の総額を確保することを保証するという解釈でよろしいか。	御質問のとおりです。
176	54				基本協定書案第5条にて議決が得られないことによる事業契約締結失敗時の規定があるが、それ以外の理由により事業契約締結に至らなかった場合はどうなるのか。	県・事業者どちらの責めに帰すべき場合で あっても互いに損害賠償請求権は放棄してい ないものと考えます。
177	54				基本協定書案第6条の解釈は、第1条 及び第6条を除いて本協定書の規定が 法的に拘束力を持つという理解でよ ろしいか。	基本協定書案第6条は、第2条、第3条、 第4条、第5条、第7条が県及び事業者を法 的に拘束することとした規定です。
178					第5条は県の事情による契約締結の 不履行であり、落札以降に支出した 弁護士費用、会計士費用、SPC設 立費用等は当然に県が負担するべき ものと考えるがいかがか。	基本協定書案に示した内容は変更しません。したがいまして、各自の負担とさせていただきます。
179	54				本第2項、第3項は、「落札者は、事業者に対する株式出資、匿名組合出資、劣後ローンに関する一切の権譲渡することが可能であるが、からでしまっために協力するものとする。」と解釈すればよろしいのでしょうか。また、かような場合の協力内容は具体的にどのような事項が想定されるのでしょうか。	前段については、落札者、特にグループ代表者が事業者に対する株式出資等の一切の権利義務を第三者に譲渡することは事業契約書案第47条第1項第6号の場合を除き想定しておりません。同号の場合を除き、県は原則として承認いたしません。

Nο	ペーシ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
180					当条項は「県の都合」を理由として 事業契約の締結に至らなかった場合 に限定して、記載がありますが、 「事業者の都合」を理由とする場合 でも同様の規定とするべきと考えま す。契約行為においては県も事業者 も対等ですので、変更をお願いしま す。ご回答をお願いします。	県・事業者どちらの責めに帰すべき場合であっても互いに損害賠償請求権は放棄していないものと考えます。
181	56				当美術館は、公開承認施設の制度に 基づき、承認を受ける予定はあるの かないのか。	文化財保護法の規定による公開承認施設の 承認を受ける予定はありません。
182	56				中庭の設計コンセプトが理解できません。ご提示下さい。	「5つのテーマ」によって設計を行っています。1.「葉山」を体感する場として三ケ岡山と海岸との2つの視線軸を導入する場。2.シンボル空間 彫刻などを設置しエントランスからのアイストップとする。 3.展示との連携 屋外スペースを意識した展示空間の提案。 4.多目的なイベンサート・パーティ。 5.庭園との連続性
183	57				独立採算施設の備品等についての更 新費用は提案書式上見込まないこと となっているが、建築当初の施設・ 備品を30年後に県に無償譲渡すると の考え方でよいか確認したい。当然 ながら30年目まで使用に耐えている ことを前提とし、老朽化していても 通常の使用には支障のない状態を前 提としての質問である。	御質問のとおりです。

## *事業契約書案*Q&A

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
1	全般				また、定められていない事項または解釈に 疑義が生じた場合の対応も定められていな	本契約の契約内容については変更すること はできませんが、条文の文言を明確化する ために文言の修正を行うことは可能です。 また、本契約で規定している事項以外は関 係者協議会で協議することとしておりま す。
2	全般				評価一般競争入札の制度上、契約書(案)に記載の条件を変更することはできない。」と回答されておりますが、通常PFI事業では公共と優秀交渉権者との間で契約条件の交渉を行った上で事業契約を締結し	一般競争入札の一類型であり、入札後、落札者との交渉により入札条件を変更することはできないものと考えております。また、地方自治法施行令第167条の8第2項により、入札者による入札書の書き換えは禁止されております。落札後の交渉の結果、契約内容が変更された場合、落札金額の変更につながることが多いことからも、
3	全般				しょうか?あるとすれば資産ごとに具体的にお示しください。どちらでもよいもの若しくはそう解釈できるものは、事業者の判断で資産の購入若しくはリースを行います。	て、県に無償で所有権を移転することが前
4	1	前文			前外には、本では、本では、本では、本では、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	事業契約書案に規定されていない事項につ いては事業契約書案以外の文書による事項

	ペー	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
5	1	前文			前文にある「事業者と県は、本契約と共一 に、(中略)「事業後わると関係を書」、及構 に、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	御質問のとおりです。
6	1	1	1		「(「その他業務」への対価を除く。)」の「その他業務」とは、第14号 に規定されるその他業務と理解してよいですか。	御質問のとおりです。
7	1	1	1	31	「不可抗力」として例示されている項目に「火災」が追加されるべきと思慮致しますがいかがでしょうか。(第4章第31条第1項に規定する普通火災保険の適用外とされる火災)	他の自然的又は人為的な現象」に含まれる場合が多いと思われますが、具体的には個々

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
	3 2	1	1	14	第1条(14)の にある葉山新館施設賃貸業務につき、賃貸業務としての個別の賃貸契約書は締結されるのか。賃貸借契約が無い場合は費用負担や管理細則等の賃貸条件は何によって定められるのか。	業者との間で締結する契約は建設工事、建
	92	1	1		第1条(19)において関係者協議会が定義されているが、この協議会のメンバーは具体的に誰を想定しているのか。また協議会の意思決定はどのように行われるのか。また協議会の決定の効力はどのようなものか。	
10	2	1	1	19	本契約には各所に「関係者協議会において協議」という規定がなされているが、特に別の定めの無い場合、協議が不調となった場合にはどのような対応が取られるのか。また紛争となった場合の処理方法は。	定める事項となっているものを除き、協議

	ペー	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
	<u>3</u>	1	1	19	現在、県でお考えの、関係者協議会の位置づけとその構成員について教えて下さい。	前段につきましては、事業契約書案に規定する事項や事業に関する協議を行う機関と位置付けております。後段につきましては、現状では、契約締結後県と事業者との協議により決定したいと考えております。
	2 4	1	1	30	修理業務の定義は「建築物等の劣化した部分又は部材若しくは低下した性能又は機能を原状又は実用上支障のない状態まで回復させること」とあり、例えば、性能、機能が実用上支障のないにもかかわらず、県の都合により間仕切りの変更、床の張り替きを行う場合には、その費用は県が修理費外で別途負担するという理解でよろしいでしょうか。	
13	3 4	2	3	2	第3条第2項(2)において、関係者協議会における協議が調わない場合の対応は。	現時点では、事業契約書案において県が 定める事項となっているものを除き、協議 が不調となった場合には紛争につながると 思われますので、訴訟等の法的手続に進む こととなります。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
144		2	5	2	事業者が整備した葉山新館に係るバスベイ・歩道が道路管理者である神奈川横須賀土木事務所長に移管された後は、当該バスベイ・歩道に係る危険負担は道路管理者である神奈川横須賀土木事務所長が負うものと理解してよろしいですか。	ご質問のとおりです。
15		2	6		が、許認可の新設・変更等があった場合には、入札説明書に記載されているリスク分担からいって県が責任を負う場合もあるのではないか。	令を想定しており、この場合は県の負担と しています。
16	6	3	7	3	この項につきましては、設計責任(VE提案部分を除く)が県側にあり、30年間を超える使用に耐えられるかどうかは、基本的に設計の中に明確に提示されるべきものと考えますが、この項を設けられましたご趣旨をお教え下さい	設計図書に基づき建設を行っていただくことを明確化した一般的原則の規定です。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
177	6	3			第7条第3項の規定は具体性を欠くため、「30年を超える長期」の定義、「品質・耐久性について十分留意」とは具体的にどのような権利義務を発生させるものかについて説明していただけないか。	り、本項の規定から直ちに具体的な権利義務が発生するものではありません。
18	6	3	8	3	「3 県は、原設計図書が前提とした測量・地質調査及び本件工事のための埋蔵文化財調査結果の不備、誤謬等から発生する合理的な追加費用を負担する。」と規定されていますが、県による合理的な追加費用の負担に加えて必要な工期の変更が認められるものと理解してよろしいですか。	事業契約書案第9条第2項2号によるものとします。
19	6	3	9	2	生じ得る場合は、関係者協議会における協 議を行うものとする。」と規定されていま	

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
200	6	3	9	2	議を行うものとする。」と規定されていますが、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由による工期の変更である品果としての本件工事費等の変更であることから、「工期の変更により本件工事費に変更が生じ得る場合は、県が追加費用の金額につりでするものとし、追加費用の金額については関係者協議会における協議により定める。」と理解致しますがよろしいですか。	事業者が請求した工期の変更の事由により判断することとなりますので、必ずしも県が負担するものではありませんが、合理的な追加費用の範囲については協議します。
21		3	9		ても、事業の終了時期は「遅らせない」となると、事業計画の資金に関する策定(ファイナンス組成を含む)に重大な影響を与えると考えます。	月31日までですので、第9条第2項各号に該当する場合、必ずしも工期の遅れの分だけ事業期間が延長されるものではありません。
222	6,7	3	10,1		県の設計変更要求に伴い、客観的に工期延 長を必要とする事態が生じた場合は、第1 2条の他に、第9条2項1号及び第10条 1項が適用されると考えてよいか。また、 引渡日が予定より遅れた場合、維持管理期 間はその分短くなると考えてよいか。 責めにより引渡日が予定遅れ、維持管理期 間がその分短くなった場合に、第10条1 項の「合理的な増加費用」の解釈として、 独立運営部分の逸失収益分は含むか。	御指摘のような事態が発生した場合は、第9 条第2項第1号を準用します。 また、第10 条第1項の適用につきましては、県が設計変 更要求する場合は必ずしも県の責めに帰す べき事由によるものとは限らないため、常

	<b>ペー</b>	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
233	7	3	11	3	事業者は、「建築工事共通仕様書、電気設備共通仕様書、機械設備工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針(建設大臣官房庁営繕部監修)等に規定する検査又は試験」の全てを建設期間中に行わなければならないのでしょうか。	は原則として建設期間中に行う必要があり
244	7	3	11	3	「1 平前 「1 平前 「1 平前 「1 平前 「1 平前 「1 下 「1 下 「2 下 「3 に 「4 より 「4 より 「5 に 「5 に 「6 に 「6 に 「6 に 「6 に 「7 に 「6 に 「6 に 「7 に 「6 に 「6 に 「6 に 「7 に 「6 に 「6 に 「6 に 「7 に 「6 に 「6 に 「7 に 「7 に 「6 に 「7 に 「6 に 「7	変更は必要ないと考えます。
25	7	3	11	4	「4 県は、建設期間中、事前の通知なしに本件工事に立ち会うことができる。」と規定されていますが、県による立ち会いは 事業者による本件工事の施工を妨げない範囲で実施されるものと理解致しますがよろしいですか。	御質問のとおりです。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
26	7	3		2	県による合理費用の負担に加えて必要な工 期の変更が認められるものと理解しますが よろしいですか。	要する場合は、第9条第2項第1号の規定に基づき関係者協議会における協議を要します。
27	7		12,1			契約後VEは認めておりません。また、VE提案に伴う設計変更によるコストの減少は落札者決定基準の「サービスの対価の総額」に反映されることとなります。
28	7	3	13		「原設計図書に関する責任は県が負担する。」と規定されていますが、入札説明書付属資料 のリスク分担表において入札説明書リスクは県が負担者とされていることから、「原設計図書、本件入札説明書及び回答書に関する質問及び回答書に関する責任は県が負担する。」と理解致しますがよろしいですか。	御質問のとおりです。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
29	8	3			「VE提案による原設計図書の変更に伴う 対果が、リモ提案の不備その他きまい で変更により で変更により で変更により で変更により ででするにより では原設計図を のには原設計図を のには原設計図を のには原設計図を のには原設計図を のには原設計図を のには原設計図を のにはののに関する のにはののに関する ののに関する ののに関する ののに関する ののに関する ののに関する ののに関する ののに関する ののに関する ののには ののに関する ののに関する ののに関する ののには ののには ののには ののには ののには ののには ののには ののには ののには ののには ののには ののには ののには ののに ののに	す。後者につきましては、事業者・原設計者間の問題であり、県は判断する立場にはありません。
30	8	3	13		「VE提案のでである。」の変更に伴者の変更には、とこれでは、とこれでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、いうでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、この変の現上には、この変の、というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	効果が、VE提案の不備その他事業者の責めに帰すべき事由により実現できない場合」とは、VE提案による原設計図書の変更が事業者の責めに帰すべき事由により実

	ペー	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
31	8	3	13	5	契約計構 を	効果が、VE提案の不備その他事業者の責めに帰すべき事由により実現できない場合」とは、VE提案による原設計図書の変更が事業者の責めに帰すべき事由により実
つづき					V E 提案を を実施しな にて下げって与えば、 事費工の を実施した。 ととにでであま費にでであるととにでであるととにでであるとのでは、 でのであるとでであるとのでは、 でのであるでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でできるのでは、 でできるのでは、 でできるのでは、 でできるのでは、 にでいかりのが、 にできるのでは、 にできるのでは、 にもかいがでいる。 にもかいがでいる。 にもいいが、 でいるでといる。 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでといる。 でいるでは、 でいるでといる。 でいるでは、 でいるでは、 でいるでといる。 でいるでといる。 でいるでは、 でいるでといる。 でいるでといる。 でいるでといる。 でいるでといる。 でいるでといる。 でいるでといるでといるでといる。 でいるでといるでといる。 でいるでといるでといるでといるでといる。 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでいるでいるでは、 でいるでいるでといるでといるでといるでといる。 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでいるでといるでといるでといるでといるでといる。 でいるでといるでといるでといるでといるでといるでといるでといるでといるでといるで	
32	7	3	13	6	第13条6項についても、「VE集基準では、「VE基準ではよりのでではよりが必要によりが必要になりできないをない。」では、「VE基準なった場合である。」では、「VE基準なった場合である。」では、「VE基準ないのでは、「VE基準ないのでは、「VE基準ないのをないと、「VE基準ないとは、「VE基準ないとは、「VE基準ないとは、「VE基準ないとは、「VE基準ないとは、「VE基準ないとは、「VE基準をは、NE基準をは、「VE基準をは、NEX単の、NEX単の	クは事業者の負担となっておりますので、ペナルティを与えたものではありません。 後段については、事業者が、VE提案により必要となった変更も併せ建築基準法上の 特例許可の再取得を行うものから追加した

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
33		3	13	4	VE提案後の設計図書を県が無償で使用できるよう、原設計者と契約する義務を事業者が負担するのか。原設計者が応じなかった場合、事業者の責任となるのか。事業者としては、VEに係る著作権を事業者として主張しなければ十分なのではないか。	案に伴う事務の一環として、事業者にお願
34	8	3	13	5		効果が、VE提案の不備その他事業者の責めに帰すべき事由により実現できない場
35	8	3	14		しその承諾を得た場合のみ第三者に委託 し、又は請け負わせることができる。」と 規定されていますが、本件工事について は、公共工事の入札及び契約の適正化の促 進に関する法律は適用されないのでしょう か。	に関する法律では「公共工事」を「国、特殊 法人等又は地方公共団体が発注する建設工 事」としております(第2条第1項第1 号)。 PFI事業契約は工事請負契約と異 なり、建設工事、建物賃貸業務、維持管理

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
36	-	3	14	2	第14条第2項の事業者から県への通知はいつまでに行う必要があるのか。	工事着手前であれば結構です。
37	9	3	16	2	第16条第2項の「必要があると認められる 第16条第2項の「必要があると認められる	
31	9	3	10	2	第10余第2頃の・必要があると認められるとき」とは誰がどのように判断するのか。	宗が個別具体的な状況により判断します。 す。
38	9	3	17		通常避けることのできない騒音、振動、地	
					盤沈下、地下水の断絶等の理由による第三者に与えた損害の賠償が事業者の負担とされる場合、事業者は保険等のあるものには保険等をかけ、保険等のないものについて	事業者負担となります。 
					は事業者の損害の負担部分を入札価格の中で予め留保しておく必要がでてくるため、 最終的には発注者である県に負担が転嫁す	
					ることになるものと理解致します。従って、通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由による第三者に与えた損害については県の負担	
					とすることが妥当と思慮しますがいかがでしょうか。	

~~~	一 大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
	3 3	中項目	小項目	間事項 「でりのというのが避こ事け良生、り物の賠占たさ避善も負こ染な要」にすすこでのとりるがよるした者がよさしてがいるが避こ事がよってあま」「必要の表すに通ば、理常るのも」あいう怠施者の大きなに近ば、理がは合うのというがおのを、注がしたがにでいるがおりるがある。本である。は、では、でのというに通ば、でのというに通ば、でのというに通ば、でのというに通ば、でのというに通ば、でのというに通ば、でのというに通ば、でのというに通ば、でのというに通ば、でのというに、でのというに、でのというに、でのというに、でのというに、でのというに、でのというに、でのというに、でのというに、でのというに、でのでのにのが、でのでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	
40	9 3	19		る費用は、県の負担と考えてよろしいでしょうか。 本件工事費等を増額すべき場合又は費用を 負担すべき場合とは、現時点ではどのよう な状況を県は想定されているか、具体的な 事例で説明していただきたい。その場合に 設計図書の変更ができるとあるが、これは 予算の範囲でおさめることを目的とした設	結した当初の落札金額に基づく工事費等で 設計図書を変更し目的を達する場合をいい

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
41	9	3			部分を設計変更減によって相殺すると言う趣旨か。	わずに設計図書の変更を行い目的を達せられるという合理的な理由があると県が個別具体的に判断したときです。後段については、御質問のとおりです。
42	Ø	3	19		うに判断するのか。	変更を行い目的を達せられる合理的な理由があると県が個別具体的に判断したときです。
43	9	3	20	1	葉山新館の完成検査について、入札前に完 成検査の項目及び内容が定められている必 要があると思慮しますがいかがですか。	完成検査の項目及び内容については、施工完了時までに定められていればよいと考えます。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
44	10	3			定められるべきと思慮しますがいかがですか。	までの間、県が指示する方法により引渡しを行えるだけの十分な期間を設定する予定ですので、入札前に定める必要はないと考えます。
45	10	3	21		賃貸人の権利義務を取得するという解釈で相違ないか。	むものであり、賃貸借の側面を含む混合契約という構成をとっております。 したがいまして、建物の利用について県は建物賃借権を含む、事業者は建物賃貸権を含む契約上の権利を有しております。
46	10	3	21	1	第21条第1項により県は事業者の所有物である葉山新館を賃借する以上、施設の使用方法等については賃貸人としての事業者の要求に従っていただけるのか。	県及び事業者の両当事者間の権利義務関係は事業契約書案に定めたとおりです。

	<b>~</b> -	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
47	<u>ジ</u> 10	3	21	5	第21条第5項につき、県の要請等県の責めによる場合または不可抗力による費用の支出の場合はどうするのか。	県に帰責事由がある場合には民法の原則にしたがい事業者は県に対し損害賠償請求を行うことができます。通常予見できない不可抗力による場合は、本事業契約第51条にしたがい、事業者が保護される場合には、本事業契約第21条第5項もしくは第36条第5項及び第37条第2項に従うこととなります。
48	10	3	21	5	5項の「敷地に投じた補修費等の必要費、 改良費等の有益費その他の費用…これを県 に請求しないものとする。」とあります が、当該費用について、予め提案時にサービ スの対価として織り込めば県は支払うとの 理解でよろしいでしょうか?	ください。
49	10	3	21	5	「使用貸借を受けた葉山新館の敷地に投じた補修費等の必要費、改良費等の有益費その他の費用の支出があっても、これを県に請求しない」とあるが、適正なリスクト目があってしかるべきと思うのだが、県に請求しないとした根拠は何か?	想定しております。 県に帰責事由がある場合には民法の原則にしたがい事業者は県に対し損害賠償請求を行うことができます。

	ペー ジ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
50	•	3	21	6	がよろしいですか。	にしたがい事業者は県に対し損害賠償請求を行うことができます。通常予見できない不可抗力による場合は、本事業契約第5 1 条にしたがい、事業者が保護される場合がありますが、これに該当しない場合には、本事業契約第2 1 条第5 項もしくは第3 6 条第5 項及び第3 7 条第2 項に従うこととなります。
51	11	3	22		賃貸料の扱いはどうなるのか。別紙3と第1条(12)との定義はどういう関係なのか。賃貸業務と言う業務は観念されないのか。維持管理業務に含まれるのか。	御質問の「賃貸料」につきましては、サービスの対価中、「本件工事費等」に織り込まれております。なお、「賃貸業務」は別個に観念されており、維持管理業務には含まれません。別紙3の(1)1)の表中、「本件工事費等及びこれにかかる支払利息」のに、「県への葉山新館施設賃貸業務」が記載されておりますが、当該業務は事業者が葉山新館を所有することに付随する役務であり、独立してサービスの対価を発生させるものではありません。
52	10	3	22		第5章第32条、第33条及び第34条においては「物価変動の要因を反映させ、」づく規定されていますので、金利変動に基地ので、金利変動に基立と、第22条中「別紙3の算定方法に従い、」と「平成15年10月31日を第1回とする」との間に「金利変動の要因を本件工事費等に反映させ、すか。	旨ですが、明確化のため御指摘の文言を追

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
53	10	3	23		『葉山新館(設計図書に記載されているもの並びに備品等整備業務及び美術情報システム整備業務により、館内に設置されている設備・備品)の所有権は平成45年4月1日に県が無償にて取得するものとする。』とありますが、OSならびにソフトウェア(ミドルウェア、パッケージ製品を含むしいでしまついては対象外の認識でよろしいでしょうか?	も、県が平成45年4月1日に無償取得するも
54	10	3	23		館(設計図に記載されているもの並びに備 品等整備業務及び美術情報システム整備業 務により、館内に設置されている設備・備	リース物件につきましても、平成45年4月1日における県への葉山新館所有権移転に際して、無償で県に所有権を移転することを要するため、リース契約における特約締結等、事業者において必要な対応をお願いいたします。
55	11	3	23	2	「県の行った検査により」とあるが、ここでいう検査とは前述されているモニタリングとは異なるものと理解してよろしいでしょうか。 また、その検査項目は提示していただけるのでしょうか。	す。後段につきましては、現時点で提示す ることは困難であるため、平成44年9月

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
56	_	3	23		葉山新館の所有権の事業者から県への移転に際して課税される登録免許税は県が負担するものと理解しますがよろしいですか。また、県への所有権移転に関しては不動産取得税は課税されないと理解してよろしいですか。	録免許税法第4条第1項により非課税です。不動産取得税については御質問のとおりです。
57	11	3	23	3	「葉山新館の所有権の県への移転並びに葉山新館及びその敷地部分の引渡しに際して生じる一切の費用」について、法令等に定める手続きに関連して発生する費用が本契約締結以降の当該法令等の改正により増加した場合の増加分は県が負担するものと理解しますがよろしいですか。	を除き23条第3項に基づき事業者負担と なります。
58	11	4	24	2	「県が業務要求水準書に定める当該条件を 大幅に変更する場合、事前に事業者へ通知 の上、その対応は関係者協議会の協議に従 うものとする。」と規定されていますが、 「県が業務要求水準書に定める当該条件を 大幅に変更する」ことによる追加費用につ いては当然に県がこれを負担するものと理 解しますがよろしいですか。	る場合には、事業契約書案第24条第2項

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
59	11	4	24	2	第24条第2項につき、県が業務要求水準書に定める当該条件を大幅に変更する場合は、基本的に県の責めに帰すべき事由として県が追加費用等負担するという解釈で相違ないか。	
600	11	4	24	2	第24条第2項につき、県の責めに帰すべき 事由により葉山新館の修理及び模様替え以 外のことを行ったために要した費用の負担 はどうなるのか。	
611	11	4	24	2	第24条第2項につき、県の理由で修理等を 行ったことで、清掃費や保守費がアップし た場合はサービス対価をアップしてもらえ るのか。	維持管理・学芸支援業務を大幅に変更する場合には、事業契約書案第24条第2項にしたがい、協議を行い得るものとします。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
	11	4		2	第25条第2項の事業者から県への通知はいつまでに行う必要があるのか。	事業開始の原則21日以上前に行う必要があります。なお、参考として、入札説明書34ページの「10.その他」のをご覧ください。
63		4	26		目的での引渡し前までに事業者が県に提出し承認を受けるものであり、県の承認を受けた後は再度提出する義務はないものと理解致しますがよろしいですか。	独立採算部分の「業務不適正」に伴い事業者から提出される「独立採算部分改善計画書」、及び 本契約書 (案)第47条第1項第1号に規定する、維持管理業務等の「業務不履行」に伴い事業者から提出される「改善計画書」は、「業務計画書」を訂正・補完するものとして、本件施設の引渡し後に事業者が提出したものと位置付けられますので、御了承ください。
64	12	4	27		随時モニタリングについては、具体的方法が、入札説明書45頁の他には規定されていないが、現時点で想定している方法(チェック項目等)があるか。	

		大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
					の費用負担」とは、具体的に何の費用を負担するのか。	
66	12	4	28		第28条第1項(1)に定める日常モニタリングの項目及び方法につき、事業者と県で策定する場合の意思決定方法は。また合意に至らなかった場合の対応は。	者協議会において協議を行うこととします。後段につきましては、合意に至らないことは想定しておりません。
67	12	4	29		通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由による見担に与えた損害の賠償が事業者のもものに負担のに見ている場合、事業者は保険等のないものには降等をかけ、保険等をかけるの負担部分を入れるのは事業者の損害の負担部分をで負担がでのできないにはなるものと理解致しますをいる。とになるものと理解致ないのの場合になるものと理解できない。地盤沈下、地盤沈下、地景についますがいかがでありますがいりができません。	事業者の負担となります。

	~- ~-	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
68	ジ 12	4	29		何故、「原則は事業者負担、県の責めに帰すべきとの事由(事業者による立証責任が必要)についてのみ県負担」という書きぶりなのか?責めが県に帰することを事業者が立証するのは実務的に非常に困難な場合が多く、これは事業者に不利である。	じめとする法令の原則に基づいて処理され
	12	4	29		「また…通常避けることができない騒音、振動等の理由により…事業者がその損害を負担」とあるが、何故、通常避けられない理由による損害が事業者の負担なのか、その考え方を教えて欲しい。	との考え方からこのような規定としております。
700	13	4	30		特に第2項は、第3者の責めによる事由に対して事業が責任を負うということは、公平なリスク分担とは言えないと考えます。"県の責めに帰すべき場合を除き"を"不可抗力事由を除き、事業者の責めに帰す場合に"とすべきではないでしょうか。	第三者の責めに帰すべき場合においては 事業者から第三者に損害賠償請求を行うこ とで対処願います。

	<b>ペー</b>	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
	13	4	30		第30条には基本的に事業者の責めに帰すべき場合の対応及び不可抗力の場合の対応が規定されているが、県の責めに帰すべき場合の対応の規定が欠けているのではないか。	係が処理されます。
72	13	4	30	1	第30条第1項(3)にある「本館施設の入館制限」とはどのような制限か。また誰が基準を決定し、誰が実際に制限行為を行うのか。	「神奈川県近代美術館条例」(昭和42年神奈川県条例第6号)第4条第2項各号の規定により、入館の承認をしない場合について定めており、「神奈川県立近代美術館の利用等に関する規則施行規程」(昭和42年神奈川県教育委員会教育長訓令第6号)第1条により、当該権限は近代美術館を行うまでは維持管理業務を担う事業者となります。
73	13	4	30	1	展示中及び所蔵中の美術品の盗難・破損等についての原因はどのように判断されるのでしょうか。 また、収蔵庫の清掃は県が実施するとされていることから、所蔵中の美術品の盗難・破損等について事業者がリスクを負うとすれば、どのような事例が想定されるのでしょうか。	的には、総合的に客観的事実に基づき県が 判断します。また、所蔵中の美術品の盗 難・破損等についての事例ですが、 警備 業務における機械操作のミスに起因する盗

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
74		4	30	3	第30条第3項は、「県の責めに帰すべき場合を除き」の間違いではないか。	御質問のとおりですので、事業契約書案を 修正いたしました。
75	13	4	30	3	「事業者は、県の責に帰すべき場合、原則	御質問のとおりですので、事業契約書案を
					として備品等整備業務に関連する一切の責任を負い、」とありますが、ここは「県の責に帰すべき場合を除き」ではないでしょうか。	修正いたしました。
					ימוכי.	
76	13	4	30	3	『県の責めに帰すべき場合』とありますが、これは『県の責めに帰すべき場合を除き』に改めて考えてよろしいですか。	御質問のとおりですので、事業契約書案を 修正いたしました。
					と』に以めて与れてよりひいてすが。	

	~	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
77		4		3	と思慮致しますがいかがですか。	御質問のとおりですので、事業契約書案を修正いたしました。
78	13	4	30	3	事業有は、県の賃のに帰りへさ場合、 県の責めに帰すべき場合をのぞき、 の間違い ではないか。	御貨問のとおりですので、事業契約書業を修正いたしました。
79	13	4	30	3	「事業者は、県の責めに帰すべき場合、 (中略)一切の責任を負い」とはどういう 意味か。「県の責めに記すべき場合を除 き」の脱字か。	御質問のとおりですので、事業契約書案を修正いたしました。

	<b>ペー</b>	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
	13	4	30	4	責任が確定するまでは、事業者側に責任があるということか。	のであり、協議中に事業者側に責任を負担させるものではありません。
81	14	4	31		第31条につき、美術品の盗難・破損等を1事故10億円まで賠償とあるが、各作品の評価額は開示されるのか。買い辞さない場合の鑑定費負担は県側という認識でよいか。	
822	14	4	31		事業者が、第2項及び第3項に規定された 賠償に対応する保険付保を種情報が応算第2項に関係を は保険料の算第2項にでいて各種情報が展別では なります。 第2項について各種は、 ののではのが、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののですか。 のののですか。 のののですか。 のののですか。 のののですか。 のののですか。 のののですか。 のののですか。 のののですか。 のののですか。 のののですか。 のののですか。 のののですか。 のののですか。 のののですか。 のののですか。 のののですか。 のののですか。 のののですか。 のののですか。 のののですか。 のののですか。 のののですか。 のののですか。 のののですか。 のののですか。 ののですか。 ののですか。 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののですが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、	品の盗難・損傷等について事業者が賠償することを規定しているものであり、保険の付保についてまで言及しているものではありません。美術館においては当然その収蔵品が将来にわたり増加・変動するものであり、保険を付保するのであれば、1事故あたりの損害賠償額を付保する形を御検討く

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
	14	4	31		被保険者を県とする物保険によることが想定されますが、県としては、これを了承いただけますか。	付保する場合の手法につきましては、事業者の判断事項であり、県は了承する立場にはありませんが、美術館においては当然その収蔵品が将来にわたり増加・変動するものであり、保険を付保するのであれば、1事故あたりの損害賠償額を付保する形を御検討ください。
844	14	4	31		「(県が支払うべき保険料相当額を含む)」県が支払うべき保険料とは何か。既 払いの保険料をさかのぼって事業者が負担 すると言う趣旨か。	御質問のとおりです。

	~- ``	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
85	3) 14	4	31	2	第4 年	「オールリスク担保・求償権放棄特約付・ 展示一貫保険特約付」の保険を付保いたし
86	14	4	31	2		いわゆる「オールリスク担保・求償権放棄特約付・展示一貫保険特約付」保険であり、本項で規定している県美術品の滅失、破損、損傷等の原因は、火災のみに限りません。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
877	14	4	31		第31条第2項及び第3項(1)に規定により 県が事業名に対して損害賠償請は見は同時に 合、保険事由に該当するときは県は同時に 保険金の請求を行い、カバーされなかった部 分につき事業者に損害賠償請求を行うの か。あるいはその逆か。	カバーされなかった部分について第31条各
888	14	4	31	2,3	「1事故10億円」とあるが、1事故の定義は?	実務上、1回の「事故」とは、「保険事故の原因となる偶然な事故」となります。例えば、美術館で火災が発生し、その火災で100点の美術品に被害が出た場合、当該火災事故が「1回の事故」となります。
89	14	4	31	2,3	「県が被った被害」とあるが、損害の基本 となる美術品の価値は備品出納簿に記載さ れた価格と理解してよいのか?	備品出納簿に記載された価格ではなく、県 が別途算定する時価評価額によります。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
90	14	4	31	3	て、県の所有、寄託を受けた美術品については、事業者の責めに帰すべき事由により生じた損害については、事業者が1事故10億円を限度に賠償するとなっておりますが、この限度額は美術品および美術図書資料合わせての限度額という理解でよいかご回答願いたく。なお、このようなリスクに	た、事業者の保険の付保につきましては、 事業者の責めに帰する作品の盗難・損傷等 について事業者が賠償することを規定しいるものであり、保険の付保にまで言及し ているものではありません。美術館におい ては当然その収蔵品が将来にわたり増加・ 変動するものであり、保険を付保するの あれば、1事故あたりの損害賠償額を付保 する形を御検討ください。したがいまし て、御質問の事項につきましては公開いた
91	14	4	31	3	維持管理、美術館支援及び備品等整備に関する業務水準要求書の警備業務要求水準書や展示作品監視業務要求水準書によれば、美術品の盗難の防止までが、事業者の業務と規定されています。 盗難による美術品の滅失、紛失、破損、損傷等が事業者の責めに帰すべき事由による場合とは、具体的にいかなる場合でしょうか。	
92	14	4	31	3	「…県所有の美術品について、…価格を付保金額とする財団法人都道府県災害共済部の運営する火災共済に加入し…」とあるが、県が寄託を受けた美術品については火災共済に加入しないのか?	主として自己所有作品の良好な保管を美術

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
93		4	31	3		御質問中の「保険料相当額」は「保険金相当額」の誤りと思料されます。県は、県が受け取ったとに回答いたします。県は、県が受け取った保険金について事業者に請求するものではありません。ただし、当該保険金割当額について、(財)都道府県会館災害共済部が事業者に対して代位請求する可能性につきましては、同財団の判断によるものと理解しておりますので、御了承ください。
94	14	4	31	3	『事業者の責めに帰すべき事由による場合』とありますが、業務要求水準にある事項を満たし、善管注意義務を怠らない場合は、事業者の責めに帰すべき事由にあたらないと考えてよろしいですか。	御質問のとおりです。
95	14	5	32	1	第32条第1項にあるサービス対価の請求権への処分または金融機関等への担保提供についての県の承諾の基準は何か。実施方針の意見招請への回答(46)に示している建物への担保権設定と同様に、提案における資金計画に記載された金融機関からであれば承諾するとの理解で差しままに明がであればその旨を契約書に明むであればることは可能か。	

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
96	14		32	1	ついての県の承諾について、基本協定書案 第3条第2項にあるように「但し、県は合理 的な理由無くして、かかる承認を留保また は遅延しないものとする」との文言を明記 することは可能か。	
	14,1		25		第5章につき、入札で決定したサービス対価は、特段の理由が無い限り変更されないという認識でよいか。	御質問のとおりです。
98	15	6	35	2	「…の名義および計算でこれを締結するものとする。」とあるが、計算の意味は?	本項の「計算」とは、事業者が実際に費用を支出することを意味します。例えば、事業者の協力企業・受託者・下請人等の関係者を含む.以下同じ。)が独立採算部分の清掃につき第三者である清掃業者に委託する場合の委託料は、事業者が負担する(県は負担しない)ことを意味するものです。

	~	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
99	ジ 16	6	36	5	事業者の県への請求権の放棄について、葉 山新館の敷地に投じた補修費等の必要費、 改良費等の有益費その他の費用の支出に関 して県の責めに帰すべき事由により発生したもの及び事業者が使用貸借を受けた時点 で予見不可能な事由により発生したものに ついては例外とされるものと理解致します がよろしいですか。	にしたがい事業者は県に対し損害賠償請求を行うことができます。通常予見できない不可抗力による場合は、本事業契約第51条にしたがい、事業者が保護される場合が
100	16	6	36	5	第36条第5項につき、県の要請等県の責めによる場合または不可抗力による費用の支出の場合はどうするのか。	県に帰責事由がある場合には民法の原則にしたがい事業者は県に対し損害賠償請求を行うことができます。通常予見できない不可抗力による場合は、本事業契約第51条にしたがい、事業者が保護される場合には、本事業契約第36条第5項及び第37条第2項に従うこととなります。
101	16	6	37		第39条第2項にある県の指定商品を販売したためのトラブルなど、県の責めに負うべき事由もあるのではないか。もしそうであ	県の責めに帰すべき事由に基づくトラブルについては民法をはじめとする法令の原則にしたがって権利義務関係が処理されます。なお、第39条第2項の場合、同項に規定する県と事業者間の合意に基づき協定を締結することは可能と考えます。

	~ <u>_</u>	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
102	<u>ジ</u> 16	6	37		事業者の責による事由、不可抗力による事故等による事業者の負担については理解致しましたが、県及び第3者に起因する独立採算事業に対する損害(営業損失も含めた)についての補償方法等を明記願います。	一方、第三者に起因する損害は、県は関知
103	17	6	39	1	第39条第1項につき、独立採算部分の費用 負担は按分とあるが、実際は子メーターの 検針値によって県から請求されるという認 識でよいか。	
104	16	6	37	2		る事故・トラブル発生の際に常時県の責任割合を発生させる原因とはなり得ません。第51条の第2項の適用は、不可抗力により「履行不能となった場合」「本件施設への重大な損害が発生した場合」に限定されて

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
105		6	37	2	独立採算業務は、独立採算とはいえ業務を 行うこと自体は必須なのだから、不可抗力 に基づく損害については、すくなくとも一 定部分は、県が負担するべきではないの か。	原則として第37条第2項により事業者負担となります。しかし、本契約が履行不能となった場合、本件施設への重大な損害が発生した場合、については、第51条により県と事業者間の協議により双方に負担割合が発生する可能性があります。
106	17	6	38	5	ていますが、独立採算部分の業務不適正の 結果本契約を終了させるよりも、独立採算 部分以外の維持管理等の履行が問題ない場 合は本契約のうち独立採算部分に相の利益 部分のみ終了させた方が県にとっての は大きいと思慮致します。一体としての サービス、一体としての対価という前提か らは外れますが、第38条第5号関しては 本契約のうち独立採算部分についてみの 終了が認められる条件とすべき ますがいかがですか。	離して契約終了することは認めません。
107	17	6	38	6	…かかる終了時点における本件工事費等の 残額及びこれにかかる支払利息についを その100分の90を事業者の指定する口座 平成45年4月10日まで当初に定めた期 にはもかできるものとする。とができるものとする。 規定されていますが、一体のサービのは 規定されているものの本件工事費等であると では建設工事の請負代金である上で の性質は建設工事の請負代金である上で の性質は建設工事の請して の性質は建設工事の請して の性質は建設工事の請して の性質は建設工事の計算である上に の性質はまる本件括り、 におけると事業者にあると事して 原かかる終了時点」を にかかる終了時点」を にがかると思慮の を反映がですか。 を反映が必要と考えますがいかがですか。	延払いかは県の選択によります。 契約終了時点までに提供を受けた維持管理業務に 係るサービスの対価については契約終了時

	ペー	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
		6	39	1	について、基本的な考え方を示していただけないか。	県・事業者おのおのの子メーターの使用分の料金のみならず、当該使用量に比例して基本料金を按分の上、併せて事業者に請求いたします。
109	17	6	39		内容ではないか。鎌倉館の業務は、入館者 受付業務(維持管理業務)の一環であり、 一方新館の業務は新館ミュージアムショッ プ運営業務の一環ということと見受けられ	
1100	17	7	40			し、グループの代表者に十分な信用力がある場合はグループの代表者のみの保証を認

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
1111		7	40	1	契約保証金の納付、あるいは証券、債権、銀行の支払保証小切手、金融機関の保証状の差入れ以降の扱いについての規定が契約書(案)にないのは何故か?	事業契約書案において明示されていない入札説明書の内容については、事業契約書案前文において本事業契約の一部を構成しておりますので、契約保証金の納付又は納付に代える神奈川県債証券等の差し入入制度の付与も行わないこととなります(入札説明書21ページを御参照ください。)。
	17- 18	7	40	1	契約保証金の納付に代えることができるとれている金融機関による保証差しとかでいれて事業者にとって実行可能な保証差とって実行でいたのできるでありから場合でありからと判断される以が認められがです。とと思慮致しますがいかがですからと思慮致しますがいかがです。とと思慮ないます。とは、金融機関による保証がは、次年度は対したのが、次年度以降は前年度までに見かののは、次年度以降は前年度までに対して支払われたサービス対して支払われたサービス対して支払われたサービス対しの分の10を落れ金額が、次年度以降は前年度までに対して支払われたサービス対して支払われたサービス対して支払われたサービス対して支払われたサービス対して支払われたサービス対して支払われたサービス対して支払われたサービス対して支払われたサービス対して支払われたサービス対して支払われたサービス対して支払われたサービス対して支払われたサービス対して支払われたサービス対して支払われたサービス対して支払われたサービス対して支払われたサービス対しの100分の10	て保証を行っていただくことが必要です。また、後段につきましても事業期間中落札金額の100分の10の額の保証を行っていただく必要があります。
1113	18	7	40	2		ります。建設工事期間中においては、本件 工事費等に相当するサービスの対価の10 分の1の額を保険金額とする必要がありま

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
114		8	41			前段につきましては法令変更時点から発生した費用が対象となりますが、後段につきましては金利は付しません。
115		8	41		なくなった場合のことのみを規定したものか。そうであれば完工後に法令変更があった場合の対応についても同様の規定が必要ではないか。	管理期間中も含めた事業期間中に適用される規定です。上記の意味が明確になるよう条文を修正します。
116	18	8	41		「本事業以外の全ての事業者に影響を与え	ば、博物館法等の美術館のみに適用される 法令の改正により、維持管理や運営面で現 在の業務要求水準書や設計図書に定める サービス水準や施設水準を越える設備等が 義務付けられた場合に増加する経費につい

	ペー	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
1177	<u>ジ</u> 19	9	43		第43条には、サービスが不要になった等の場合における県の都合による県の費用負担を前提とした契約終了の規定がないが必要ではないか。	ませんので、御質問のような規定は不要と
118	18	9	43	1	第43条第1項及び第2項にある「相当期間」とはどれくらいの期間か。	1項1号の「相当の期間」は、平成15年4月の引渡し時に完工し得る最短の工期の始期までの間となります。2項の「相当の期間」は、具体的な違反行為の態様により異なりますので、一義的に回答することはできませんが、違反行為の内容にしたがい合理的に治癒することができる期間を念頭に置いております。
119	19	9	43	2	「事業者の責めに帰すべき事由により、」と「県の通告にもかかわらず、」の間に「第27条に定める県によるモニタリングが行われた後」を追加すべきと思慮致しますがいかがですか。	第47条にモニタリングの手続の規定が ありますので不要と考えます。

	ペー	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
120	ジ 19	9	44	2	のか。入札価格には鎌倉館に関する業務の期待利益が織り込まれているのだから、期待利益は補償されるべきではないのか。	を事前に回避できるものと考えております。
121	19	9	43	4	「豊かのでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、一川のでは、、一川のでは、、一川のでは、、一川のでは、、一川のでは、、一川のでは、、一川のでは、、一川のでは、、一川のでは、、一川のいのでは、、一川のでは、、、一川のいいのでは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	点までに提供を受けた維持管理業務に係る
122	19	9	44	1	鎌倉館本館維持管理業務又は鎌倉館別館維持管理業務若しくはその双方の提供が中途で終了させられた場合、減少した業務のサービスの対価に相当する額は、第40条に規定する契約保証金を算出るものと理解してよろしいでしょうか。	れ、かつ、契約期間中に当該金額の変更を 行い得ないものであることから、御質問の

		大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
123	<u>ジ</u> 19	9	44	2	第2項の最後に「但し、前項にいう県から事業者への1年前の通知が遅れた場合その他明らかに県の責めに帰すべき事由により事業者が負担した直接又は間接に生じた費用あるいは事業者が被った損害についてはこの限りではない。」と追加すべきと思慮致しますがいかがですか。	
124	20	9	45	1		の事由による事業者からの本事業契約の終 了につきましては、民法その他の法令に
125	20	9	45	1	第45条第1項の規定による契約終了は県が支払不履行を起こしたために生じたものであり、未払い維持管理料等・事業者の得べかりし利益・従業員解雇費用等の臨時費用等の一切を県が負担するべきではないのはなぜか。考えられるが、そうではないのはなぜか。	本件工事費等の残額及びこれにかかる支払い利息のほかに、当該支払うべき金額につ

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
126		9	45	1	第45条第1項の規定による契約終了は県が支払不履行を起こしたために生じたものでもものでものが、当然ながら県の期限の利益をであり、当然ながら県の期限の利益をできると考えられるが、そうではしているないのは状況で、30年間にわたり施設の割賦代金をはいて、30年間にわたり施設の割財的業者ができるとができるとができると表では、事業者に表するのか。かかる状況下で以のたとも予想をは、それが転々とする知れないはないか。	していない債務を負っているだけですので、別途割賦契約を締結する必要はないと認識しております。後段については事業契約書案第52条にしたがい県の事前の承認が必要ですので御質問のような事態は防止し得ると考えております。また、県が承認する際に再譲渡の条件を付けることも考え
127	20	9	45	1	「この場合、本件工事代金の支払については」は「工事代金等の」の脱字ではないのか。使い分けられているとすれば、どのような趣旨か。	
128	20	9	45	1	「…かかる契約を介護している。」というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで	いかは県の選択によります。 契約終了時 点までに提供を受けた維持管理業務に係る

	~ <u>_</u>	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
129	<u>3</u> 20	9	46		き県の指示に従わなければならない。」と 規定されていますが、「事業者は、当該物 件を撤去するものとする。」とされるべき	ん。契約終了後に一定期間当該物件を留置 するような指示を行うことは想定しており
130	20	9	45	2		運営確保、及び特定事業としての一体性確保 の観点から、独立採算部分についてのみ分
131	20	9	46		になった場合を想定しているのではないか と考えられるが、完工後についてはどのよ	同条第1項中に「葉山新館内に事業者の為設けられた控室」の文言があり、また「その他の物件」は維持管理業務に必要な物件を想定しており、これらは完工後も想定したものであることから、完工後に係る規定を別途設ける必要はありません。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
132		9	47	1	第47条第1項(6)において、「県は事業者をして事業者の本契約上の地位を県が選定した第三者へ譲渡せしめ、または事業者の株主をして、その全株式を県が承認する第三者へ譲渡せしめることができる」とあるが、これらの譲渡の代金はいくらか。また支払方法は。	方法につきましては当事者間の契約により ますので、事業者と当該第三者との問題と
133	21	9	47		た第三者へ譲渡せしめ、または事業者の株主をして、その全株式を県が承認する第三者へ譲渡せしめることができる」とあるが、事業者の債務も第三者に引き継がれるのか。	位の譲渡により原則として事業者に引き継がれますが、県が承認する場合にはその限りではありません。
134	21	9	47	1	第47条第1項(6)において、「県は事業者をして事業者の本契約上の地位を県が選定した第三者へ譲渡せしめ、または事業者の株主をして、その全株式を県が承認するる当人できる」とあるが、これらの譲渡代金がその時点の時点にはないて安価だった場合、贈与と認定される別れがあるが、どう考えるか。	しては当事者間の契約によりますので当事 者間の問題と考えます。したがいまして県

		大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
135	<u>ジ</u> 21	9	47			事業者から第三者への譲渡代金につきましては当事者間の契約によりますので当事者間の問題と考えます。したがいまして県が判断する事項ではありません。
136	21	9	47	1	第47条第1項(6)において、「県は事業者の本契付の本契ができまれて、「県は事業者の本契がのでははのでは、「県を事業者の本契がのではは、またのでは、またのでは、まができない。」では、ままでは、は、ままでは、は、ままでは、は、ままでは、ままでは、ままでは、	行う金融機関と県が締結する直接協定にお
137	21	9	47	1	認する第三者へ譲渡せしめることができる」とあるが、株主は本契約の当事者では	事業者(SPC)の株主は本契約の当事者ではありませんが、附則第1条に規定したとおり、一定の事項につきましては株主の権利の制限を行いますので、株主より附則第1条に規定する事項について誓約書を求める予定です。

	ペー	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
	ジ 321	9	47	1	た第三者へ譲渡せしめ、または事業者の株主をして、その全株式を県が承認する第三者へ譲渡せしめることができる」とあるが、これは通常PFI契約の際に想定される事業者の金融機関による介入権を認めないということか。	
139		9	47	1	用をそれぞれ一切負担するものとする。」 が適用されることはないものと理解します がよろしいですか。	う原因は事業者の責めに帰すべき事由であることから、第三者に委託する業務に係る 費用は事業者に負担していただくこととし ております。
140	)[21	9	47	2	て、その100分の90を事業者の指定する口 座に平成45年4月10日まで当初に定めた期	第45条第1項により一括払いか延払いかは県の選択によります。 契約終了時点までに提供を受けた維持管理業務に係るサービスの対価については契約終了時点において支払います。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
141		9	47	3,4	「それぞれ減額することができる」の減額 は、どのように決定されるのか。	入札説明書43ページから50ページ付 属資料 に記載したとおりです。
142	22	10	48		「本契約の規定に従い強制執行可能な事業 者の債務が生じること」とあるが、強制執 行可能な債務とは具体的にどのような意味	民事保全法等に定める法的手続により強 制執行可能な債務のことです。
					でしょうか?	
143	22	10	48	2	事業者として本契約を更新する必要が生じる場合の想定が難しく、第1号の規定に本契約の遵守義務以外に本契約の更新を含め	御指摘のとおりです。本契約については 更新を予定しておりませんので、1号は 「本契約を遵守すること。」に訂正します。
					るのであれば「必要な場合」の例示がなされるべきと思慮致しますがいかがですか。	

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
144		10	48	2	第48条第2項(2)に規定する「必要な場合には本契約を更新すること」とはどのような事態を想定したものか。	御指摘のとおりです。本契約については 更新を予定しておりませんので、1号は 「本契約を遵守すること。」に訂正します。
145	22	10	48	2	基準は何か。実施方針の意見招請への回答(46)に示している建物への担保権設定と同様に、提案における資金計画に記載された金融機関から本件事業に関して融資を行うことを目的とするのであれば承諾するとの理解で差し支えないか。そうであればの旨を契約書に明記することは可能か。	す。後段につきましては、契約書に特段の記載をする事項とは考えておりません。
146	22	10	48	2	第48条第2項(2)に規定する県に対して有する債権の担保設定についての県の承諾について、基本協定書案第3条第2項にあるように「但し、県は合理的な理由無くして、かかる承認を留保または遅延しないものとする」との文言を明記することは可能か。	旨ですが、明確化のため御指摘の文言を追

	ペ <b>ー</b>	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
147	<u>3</u> 22	10	48	2	第48条2項1号に規定する「必要な場合」とは何を指すか。また、同号に規定する「更新すること」とは、「法的な更新義務」ないしは「更新義務そのものではないが、何らかの法的拘束を伴う義務」を意味しているのか。そうだとすれば、その義務の内実は何か。	本契約については更新を予定しておりませんので、1号は「本契約を遵守すること。」に訂正します。
148	22	10	49	1	第49条第1項(2)にある「各事業年度内の予算の範囲内で強制執行可能な県の債務」とはどういうことか。毎年年度予算による承認を受けないと強制執行可能な県債務とはならないということか。もしそうつけば、予算承認が取れないときのリスクる関する契約でのように負うのか。それに関する契約書の規定が必要ではないか。	わたる財政負担の限度額を設定する行為ですが、各年度の支出見込額については、各年度の歳出予算として毎年度歳入歳出予算に計上することとなります。この場合、いったん債務負担行為として議会の議決を
149	22	10	49	1	「本契約の履行に必要な債務負担行為が平成13年2月の県議会定例会において議決されていること」と規定されていますが、「平成12年9月の県議会定例会」ではないかと思慮致しますがいかがでしょうか。	

	ペー	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
150	<u>ジ</u> 22	10	49	1	ビスの対価の県による支出が認められていること及び各事業年度のサービスの対価は入札時点で提出する30年間償還表により予想されることから、各年度の予算の議決前	すが、各年度の支出見込額については、各年度の歳出予算として毎年度歳入歳出予算に計上することとなります。会計年度独立の原則により、強制執行可能な金銭債務となるためには、各年度の歳出予算が成立
151	22	10	49		律(昭和45年12月25日法律第137号)に定	事業契約書案において明示されていない 入札説明書の内容については、事業契約書 案前文において本事業契約の一部を構成し ておりますので、当該リスクについては県 がリスクを負うこととなっています。
152	22	10	49	1	味)は、自ら議会において予算を否決ない し減額承認することにより契約上の債務の	すが、各年度の支出見込額については、各年度の歳出予算として毎年度歳入歳出予算に計上することとなります。会計年度独立の原則により、強制執行可能な金銭債務となるためには、各年度の歳出予算が成立し、支出負担行為がなされていることが必要です。この場合、いったん債務負担行為として議会の議決を得たものであれば、各

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
1533	22	10		3	「適切な措置を採るよう努力するものとする。」は「適切な措置を採ることを事業者に対して誓約する。」とされるべきと思慮致しますがいかがですか。	変更はいたしません。
154	. 23	12	51	2	「かかる協議が整わない場合は、県は事業者に生じた合理的な費用を負担するものとする。但し、県は第43条第4項の規定に基づいて本契約を終了させることができる」とあるが、但し書きの部分を実施した場合、事業者に生じた合理的な費用を県は負担しなくても良いようにも読めるが、県のお考えはいかがか?	

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
155	_	12	51	2	第1年の大学学院の大学学院の大学学院の大学学院の大学学院の大学学院の大学学院の大学学	を解除しないで事業を継続する場合を想定
156	23	13	52		第52条に事業者の権利義務の譲渡・担保 提供、第53条に制限物件の設定ついて、 県の事前の承認を要する旨規定されていま す。事業者はプロジェクトファイナンスの 利用のために、これらを活用しなければな らないことが想定されますが、県が承認し ないことはあるのでしょうか。承認しない 場合を具体的にご教示願います。	示いただいた上で検討します。また、第53条の場合は、提案における資金計画に記載された金融機関から本件事業に関して融

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
157		13	52		第52条に規定する契約上の地位の譲渡及び担保提供についての県の承諾の基準は何か。実施方針の意見招請への回答(46)に示している建物への担保権設定と同様に、提案における資金計画に記載された金融機関から本件事業に関して融資を行うことを目的とするのであれば承諾するとの理解で差し支えないか。そうであればその旨を契約書に明記することは可能か。	具体的な計画を御提示いただいた上で検討します。
158	23	13	52		第52条に規定する契約上の地位の譲渡及び担保提供についての県の承諾について、基本協定書案第3条第2項にあるように「但し、県は合理的な理由無くして、かかる承認を留保または遅延しないものとする」との文言を明記することは可能か。	
159	23	13	53		土地使用貸借契約書には、建物(葉山新館)について、事業者は所有権保存登記を行える旨の規定はありませんが、契約書第53条で抵当権の設定について言及されているので、所有権保存登記は県の承認なく設定可能と考えてよろしいでしょうか。	御質問のとおりです。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
160		13	53		第53条に規定する制限物件の設定についての県の承諾の基準は何か。実施方針の意見招請への回答(46)にあるとおり、提案における資金計画に記載された金融機関から本件事業に関して融資を行うことを目的とするのであれば承諾するとの理解で差割にすることは可能か。	す。後段につきましては、契約書に特段の
161	23	13	53		第53条に規定する制限物件の設定についての県の承諾について、基本協定書案第3条第2項にあるように「但し、県は合理的な理由無くして、かかる承認を留保または遅延しないものとする」との文言を明記することは可能か。	旨ですが、明確化のため御指摘の文言を追加いたします。
162	23	13	54		第54条について、事業者が法令等の要請に 基づき開示する場合も除く旨を含めるべき ではないか。	

	ペー	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
163	ジ 1- 5,23	1,11	1,50		消費税の定義(正式名称、及び将来の税率・名称等の変更の場合に対応したもの)を規定することはできるか。	現行消費税法に定義する消費税及び地方税法に規定する地方消費税、 本事業契約におけるサービスの消費を行うことに伴い支払うべきこれに類する税(将来創設されるものも含む。)です。上記につき、本事業契約書案に規定する必要はないものと考えております。
164	16,19,21	5	38.4 3.45		費等の残額及びこれにかかる支払利息」の「支払利息」とは、本件工事費等の資金調達の一部である出資金に対する配当金は含まれないが、株主等の提供する劣後ローンの金利は含まれるという理解でよろしいか。	工事費等」に係る利息のことです。
165	16,1 9,22	6	38.4 3.46		第38条(6)、第43条第4項、第45条第1項 及び第47条第2項(2)に関し、県の支払期 日が到来していないために未払いとなって いる維持管理料等のサービス料は支払われ ないのか。	払います。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
166	16,1 9,23	7	38.4		館に関する所有権を保持・取得した上で、 その代金を平成45年まで分割後払いすると	いと認識しております。後段につきまして
167	16,1 9,24	8	38.4			位及び権利義務を譲渡するためには事前に 県の承認を必要とすることとしております ので、御指摘のようなことは想定しており
168	25	附則	1		附則の第1条に株主の誓約が規定されているが、株主は本契約の当事者ではないため権利を制限することは不可能ではないか。それとも株主も本契約にサインするのか。	事業者(SPC)の株主は本契約の当事者ではありませんが、附則第1条に規定したとおり、一定の事項につきましては株主の権利の制限を行いますので、株主より附則第1条に規定する事項について誓約書を求める予定です。

		大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
169		附則	1		附則第1条に規定する県の同意の基準は何か。実施方針の意見招請への回答(46)にあるとおり、提案における資金計画に記載された金融機関から本件事業に関して融資を行うことを目的とするのであれば承諾するとの理解で差し支えないか。そうであればその旨を契約書に明記することは可能か。	
170	25	附則	1		附則第1条にある、「県より要求される保証等必要な措置」とは具体的に何をさすのか。親会社は別途契約保証金の免除のための履行保証を行っている場合を除き、原則出資金の範囲内での責任にとどまるのとの理解で相違ないか。想でない場合は理由を明示していただきたい。	証書に規定された事項及び入札説明書54ページ基本協定書案第3条に規定する事項を、その他の方法により契約保証金を免除
171	25	附則	1		附則第1条に規定する県の同意について、基本協定書案第3条第2項にあるように「但し、県は合理的な理由無くして、かかる承認を留保または遅延しないものとする」との文言を明記することは可能か。	

	<b>ペー</b>	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
172	<u>\$</u> 25	附則	1		をとるものとする。」と規定されていますが、株主は出資に係る義務以外の保証等の責任を負うことを想定しておりません。 「本契約に基づき県より要求される保証	契約保証金を免除する場合は、別紙5の保証書に規定された事項及び入札説明書54ページ基本協定書案第3条に規定する事項を、その他の方法により契約保証金を免除する場合は基本協定書案第3条に規定する事項をそれぞれ想定しており、株主からの
173	25	附則	2		附則第2条に定める融資団との協議とは、協議の結果融資団と県との直接契約の締結を目指したものか。また、協議内容は金融機関の介入権を明確に認める内容のものか。	前段については御質問のとおりです。後段については融資団による介入権を視野に入れたものです。
174	25	附則	2		附則第2条に定める「事前協議」は、合意に 至らなければなんら強制力を持たないとい う理解で相違ないか。	

	<b>ペ</b> −	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
175	<u>ジ</u> 27	別紙 2	3		土地使用貸借契約第3条に定める譲渡及び 転貸の禁止につき、担保権の設定について は県の承諾を得て行うことは可能か。実施方 その際の県の承諾の基準は何か。実施方 の意見招請への回答(46)にあされた金計画に記載された金計画に記載された金ま 提案における資金計画に記載さそ行うこ理解 関から本件事業に関して融資をその理解を 目的とするいか。そうであればその旨を契 約書に明記することは可能か。	御質問のとおりです。後段につきまして
176	27	別紙 2	3		土地使用貸借契約第3条に定める譲渡及び 転貸の禁止につき、担保権の設定について は県の承諾を得て行うことは可能か。また 県の承諾について、基本協定書案第3条第2 県の承諾について、基本協定書案第3条第2 項にあるように「但し、県は合理的な理由 無くして、かかる承認を留保または遅延し ないものとする」との文言を明記すること は可能か。	御質問のとおりです。後段につきまして は、現在の事業契約書案も御質問と同一の 趣旨ですが、明確化のため御指摘の文言を
1777	28	別紙 2	6		土地使用貸借契約第6条の第3者への損害賠償につき、事業契約同様に、県の責めに負うべき時は県が賠償負担する規定を加える必要があるのではないか。異なるときはその理由を明示していただきたい。	に帰責事由がある場合には県が損害を賠償 する責任を負いますので特段契約書に追加

	ペー	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
178	28	別紙 2	6		第三者が被った損害に関する乙の責任を明確にするため、「本件土地の使用により」と「第三者に損害を及ぼすおそれがあるは」の間に「乙の責めに帰すべき事がし、また「但し、第三者が日し、また「但し、第三者が1号に発った損害がPFI事業契約合あるいは一次ではなら場合ではない。」ではない。」を追加すべきと思慮致しますがいかがですか。	に帰責事由がある場合には県が損害を賠償 する責任を負いますので特段契約書に追加
179	27	別紙 2	7		土地使用貸借契約第7条につき、県の責めによる場合・不可抗力による場合は県の負担も必要ではないか。異なるときはその理由を明示していただきたい。	
180	28	別紙 2	7		(補修義務等)(使用上の損傷)第7条、第9条本件土地の補修等は事業者の負担事業者の負担事業者の負担事業者の負担ますが、事業者にあるとありますが、事業担義務が等もは、通常の使用に伴う補修らますが、通常の対価を頂き、については、経済では、もしまたでは、は、をはいまででは、は、をはいまででといる。 工事様サービス対すの。 はは、当方の理解の通りで宜しいでしょう。	基本的には事業者の責任により行われるものと理解しております。なお、駐車場に係る舗装等の初期工事につきましては、ご質

	ペー	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
181	28	別紙 2	7	2	土地を借り受けた時点で予見不可能な事由	は、本事業契約第51条にしたがい、事業者が保護される場合がありますが、これに該当しない場合には、本事業契約第21条第5項もしくは第36条第5項及び第37
182	29	別紙 2	13		指示」につき、契約日現在における現状回 復義務を超える指示を行うものではないこ	同条第2項にいう「原状」とは、葉山新館の引渡日現在における状態ですので、同項中にその旨明記させていただきました。なお、関係条文として、事業契約書案第23条第2項を御参照ください。
183	29	別紙 2	13		指示をした場合それに従うとあるが、必要	本契約書(案)第23条第2項に定める「検査」に基づき、葉山新館の敷地部分について業務に支障があると県が判断した場合です。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
184	29	2	13		5年4月1日時点でのあるべき姿ということと理解してよろしいでしょうか。もし、そうである場合、回復に関し、県側からの一方的な指示のみの条項となっておりますが、協議及び協議不一致の際の対処をご明示ください。	お、関係条文として、事業契約書案第23条第2項を御参照ください。
185	29	別紙 2	13	1,2		本契約書(案)第23条第2項に定める「検査」に基づき、葉山新館の敷地部分について業務に支障があると県が判断した場合です。
186	29	別紙 2	13	2		原状回復が必要な場合は、本契約書(案)

	<b>ペー</b>	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
187	39	別紙 2	13	2	ここでいう原状の定義を明確にお示し下さい。事業者のVE提案による原設計からの変更(県からの合意を得た変更)についてはどのような扱い(原設計に戻す等)となりますか。	中にその旨明記させていただきました。
188	29	別紙 2	13	2,3	県の指示があった場合は、契約期間終了時に葉山新館の敷地を「原状回復した上で返還しなければならない」旨規定されているが、これは葉山新館の解体撤去をも含む趣旨か。(当初土地引渡時の「原状」は目明である。)含まないとすれば、その旨明らかになるよう文言に変更を加えることは可能か。	の引渡日現在における状態ですので、同項中にその旨明記させていただきました。したがいまして、葉山新館の解体撤去を含む
189	29	別紙 2	15		土地使用貸借契約第15条の必要費当の請求 権の放棄につき、県の指示等県の責めによ る場合及び不可抗力による場合は県が負担 する必要があるのではないか。異なるとき はその理由を明示していただきたい。	にしたがい事業者は県に対し損害賠償請求 を行うことができます。通常予見できない

	ペー ジ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
190		別紙 2	15		に該当する費用の支出についてはこの限り	御質問中の「第6条但書」及び「第7条第2項但書」につきましては、それぞれ質問178,181を念頭に置いての記述と思料いたしますが、前述のとおり、但書の追加は不要と回答しておりますので、本質問における追加も不要となります。
191		別紙 2	16		第16条第2項として以下を追加すべきと思慮致しますがいかがですか。2 甲は、本契約上の義務を履行しないため乙に損害を与えたときは、 その損害を賠償しなければならない。	す。
192	29	別紙 2	16		土地使用貸借契約第16条の損害賠償につき、県が土地の使用につき確保しなかった場合など県の責めによる場合は県が賠償責任を負うのではないか。異なるときはその理由を明示していただきたい。	民法その他の法令に定める原則に基づき処理すればよく、特に追加は不要と考えます。

	<b>ペー</b>	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
193	28,3 8	2,別	第 5 条 第 5		改良費等の有益費の拠出が、県の要請に よる場合、その費用については県に対して 請求できるものと理解してよろしいでしょ うか。	県の要請が業務要求水準書に示されたサービス水準の範囲内であれば本事業契約書案のサービスの対価に含まれておりますので、事業者は当該要請に係る費用を独立して県に請求できません。しかしながら、県の要請が業務要求水準書に示されたサービス水準を越える場合には、県と事業者との間で別途合意の上県が費用を負担します。
194	31	別3、(札明P7属料2)紙、入説書3付資))			物価が急激に高騰することも想定される。	サービスの対価の支払い方法は修理費も含め平準化して支払うものであり、変更はいたしません。事業者の会計処理については、法令にしたがい、事業者の責任において行ってください。なお、県としての特別な措置はありません。
195	33	別紙 3	サビの価算方・ス対の定法		改定方法に「毎年度、以下に示す各業務毎の指標の対前々年度の変動率を勘案して設定した改定率」とありますが、「対前々年度」ではなく「対前年度」とすべきと思慮致しますがいかがですか。	率の基準である指数が公表されないため、 対前々年度の指数を用いることとしており

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
196		別紙 3	サビの価算方一ス対の定法		改定率設定のための「各業務毎の指標」について、30年間当該指標が変更されない保証がないことから、「各業務毎の指標」の見直しを県及び事業者が実施する規定を設定すべきと思慮致しますがいかがですか。	現在の指標が変更された場合はそれに代わる適切な指標を用いるべく関係者協議会で協議する予定です。
197		別紙 3	サビの価算方ース対の定法		ある年度のサービスの対価の改定率が1.0 未満となった場合には、当該年度のサービスの対価は前年度に県から支払われたサービスの対価(実績)を適用するものとされるべきと思慮致しますがいかがですか。	
198	34	別紙3	サビの価算方・ス対の定法		同表の項目:維持管理業務の中の小項目 「・・・管理業務」とあるのは(3つ)いずれも「修理」を除いたものということ か。(維持管理業務の項目と並んで「修理 費業務」という項目がある。)	御質問のとおりです。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
199	31	別紙3	1	1		御指摘のとおりですので、 につきましては「架設)」の次に「)」を加え、「、工事」を削除し、 につきましては「監理」の前に「工事」を加え、「VE実施に伴う設計変更」の次の「)」を削除することとして訂正します。
200		3	2		美術品移転業務及びバスベイ、歩道整備業務は物価変動に伴う改定対象となるサービスではないのか確認させていただきたい。(入札段階(平成13年度) 初年度(平成15年度)一括払い)	行いません。
201	35	別紙	2		基準金利について、供用1年目~10年目については、契約日(契約議案の議決日)とある。第1回の支払いは平成15年であるが、(現在の予定では)平成13年7月に基準金利がフィックスされるということと理解してよいか(確認)。	御質問のとおりです。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
202	37	別紙4			ので、前倒しになるよう柔軟に対応していただきたい。	ショップは、美術館の付帯施設であることから、営業は美術館開館(10月)以降となりますので、これを考慮のうえ、機器設置及び試運転期間を設定願います。
203		3	3		入札時から、初年度までの物価変動に基づく改定は行われないのか。	に基づく改定は行いません。
204	37	別紙 4			乙は建物全体の貸し主だが、独立採算部分は県から借り受けるということになるのか。	御質問のとおり、独立採算部分は県から使用貸借を受けることとなります。

	~-	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
205	<u>ジ</u> 37	別紙4	3		は県の承諾を得て行うことは可能か。また	るのであれば可能です。県の承諾の基準は
206	37	別紙4	3		は県の承諾を得て行うことは可能か。また 県の承諾について、基本協定書案第3条第2	は、現在の事業契約書案も御質問と同一の 趣旨ですが、明確化のため御指摘の文言を
207	38	別紙4	6			に帰責事由がある場合には県が損害を賠償 する責任を負いますので特段契約書に追加

	ペー	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
208		別紙 4	6		り」と「第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は」の間に「乙の責めに帰すべき事由により」を追加し、また「但し、第三者が被った損害がPFI事業契約第1条第31号に定義する不可抗力による場合あるいは原設計図書又はその他県の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではない。」を追加すべきと思慮致しますがいかがですか。	に帰責事由がある場合には県が損害を賠償する責任を負いますので特段契約書に追加する必要はないと認識しております。
209	38	別紙4	7		建物使用貸借契約第7条につき、県の責めによる場合・不可抗力による場合は県の負担も必要ではないか。異なるときはその理由を明示していただきたい。	県に帰責事由がある場合には民法の原則にしたがい事業者は県に対し損害賠償請求を行うことができます。通常予見できない不可抗力による場合は、本事業契約第51条にしたがい、事業者が保護される場合には、本事業契約第36条第5項及び第37条第2項に従うこととなります。
210	38	別紙 4	7	2	「但し、甲の責めに帰すべき事由により発生した費用についてはこの限りではない。」を追加すべきと思慮致しますがいかがですか。	民法その他の法令の原則にしたがい、県に帰責事由がある場合には県が損害を賠償する責任を負いますので特段契約書に追加する必要はないと認識しております。

		大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
211	38	別紙 4	11		度に及ぶのか。ある程度歯止めを設ける文 言を追加することは可能か。(全くの無制	「調査等」につきましては、独立採算部分が「業務不適正」であるか否かをモニタリングする範囲において行うものであることから、事業契約書案第27条の県による事務執行につき必要な範囲内に限定されるものです。
212	39	別紙4	13		指示」につき、契約日現在における現状回 復義務を超える指示を行うものではないこ	お、関係条文として、事業契約書案第23条
213	39	別紙 4	13	1	特段に指示をした場合それに従うとあるが、必要以上に義務が生じるため、具体的な事例を示してほしい。	事業契約書案第23条第2項に定める「検査」に基づき、葉山新館の敷地部分について業務に支障があると県が判断した場合です。

	ペー	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
214	39	別紙 4	13	2	使用貸借部分の原状回復に係る乙の責任を明確にするため、「前項で甲が乙に使用貸借部分の原状回復について」と「特段の指示をした場合、」の間に「乙の責めに帰すべき事由に基づく」を追加すべきと思慮致しますがいかがですか。	同項中にその旨明記させていただきまし た。原状回復が必要な場合は、事業契約書
215		別紙 4	13	2,3	を意味するのか。場合によっては、相当高額の費用がかかると思われるが、そのようなことを想定しているのか。そうでないとすれば、誤解が生じないような文言に加筆ないし修正することは可能か。	なお、関係条文として、事業契約書案第23 条第2項をご参照ください。
216	39	別紙 4	15		に該当する費用の支出についてはこの限り	御質問中の「第6条但書」及び「第7条第2項 但書」につきましては、それぞれ質問 208,210を念頭に置いての記述と思料いた しますが、前述のとおり、但書の追加は不 要と回答しておりますので、本質問におけ る追加も不要となります。

	ペー	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
217	39	別紙4	15		建物使用貸借契約第15条の必要費当の請求権の放棄につき、県の指示等県の責めによる場合及び不可抗力による場合は県が負担する必要があるのではないか。異なるときはその理由を明示していただきたい。	にしたがい事業者は県に対し損害賠償請求 を行うことができます。通常予見できない
218	39	別紙 4	16		第16条第2項として以下を追加すべきと思慮致しますがいかがですか。2 甲は、本契約上の義務を履行しないため乙に損害を与えたときは、 その損害を賠償しなければならない。	
219	39	別紙4	16		建物使用貸借契約第16条の損害賠償につき、県が土地の使用につき確保しなかった場合など県の責めによる場合は県が賠償責任を負うのではないか。異なるときはその理由を明示していただきたい。	す。御質問の件は、民法の原則に基づき処

	ペー	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
2200	<u>ジ</u> 41	別紙5	3		保証書第3条において保証債務履行の請求について規定されているが、保証債務履行請求は、事業契約書第37条と第48条との関係上、事業者がどのような事態に立ちいたった場合に行使されるのかを明確にする必要があるのではないか。異なるときはその理由を明示していただきたい。	前提に回答します。保証書でSPCの株主 が負う保証の内容は、連帯保証ですので、
221	42	別紙5	4		保証書第4条において「原契約(案)に基づく事業者の債務がすべて履行されるまで、「原契約(案)に表で、事業者の債務がすべて履行をした権利を行使しまって取得した権利を行使しまった。事業者とはないため、保証をあるとはないか。とであれば、その承認の基準を明られば、そのではないか。	PFI事業契約の履行の状況を勘案し、 合理的な場合には代位を承認することとな ります。
2222	42	別紙5	5		保証書第5条の保証契約の終了について、 保証契約は原契約の終了により当然にして 終了するのではないか。また、保証人によ る保証債務の履行によっても終了するので はないか。	た、もしくは原契約等に従い事業者の株式

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
223	_	別紙 5	4		保証人の代位請求権の行使については、原契約(案)に基づく事業者の全ての債務の完了にかかわらず確保されるべきと理解致します。従って第4条の適用はなされないものと理解致しますがよろしいですか。	権の行使について県が承認を与えるか否か については本事業契約全体におけるSPC
224		別紙 6			「本件事業以外の全ての事業者に影響する 法令」とは具体的には例えばどのようなも のが該当するのか。同じく、「本件事業又 は近代美術館の建設・運営に影響を及ぼす 法令」とは具体的にどのようなものか。	後段につきましては、博物館法等美術館の業務に特有の法令の変更により、計図書や業務に特有の法令の変更により計図書や業務を選える描置が義務付けられた場合、いい、地域につみならず建築物を組に適用される法令の変更を記されては、大全般に適用される法令の変更を記されては、大学を超える指置が義務付けられた場合をいいます。
225	43	別紙 6			「但し、消費税に関する変更並びに葉連 館の所有に関する新税創設及び法人に課 れる税金のうちその利益に課されるもの 外に関する税制度の変更により事業を りて増加する負担について、県の負担とする。」について、県の負担とする。」について、県の負担とする対象を明確にするため以下の表記が但と思慮致しますがいかがですか。「但に課されるもの以外に関する税制度の変更及び禁止新館の所増する新税創設により事業者におり担とする。」	旨ですが、明確化のため御指摘の文言を追

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
226	_	別紙 6			別紙6に規定する「本件事業以外の全ての 事業者に影響する法令の変更」とは事業された。 を与えない法令で変更のできるとされるでである。 とことされるを変更のできるとされるというにとれるという。 はないではないではないの。 は近代美ではいか。 をされるではではできるではではできるとはないではではできるという。 は近代美ではいか。 をはいか。 はないか。	の業務に特有の法令の変更により、美術館 の維持管理や運営業務について設計図書や 業務要求水準書に定める施設やサービス水 準を超える措置が義務付けられた場合をい い、前段につきましては、たとえば、その 他美術館のみならず建築物全般に適用され る法令の変更により設計図書や業務要求水 準書に定める施設やサービス水準を超える

## *落札者決定基準*Q&A

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
1	2	2	(3)		サービスの対価に係わる事項について、大きな見積り落ちや意図的なダンピングによって結果的にそのグループの対価の総額が最低となった場合、そのグループは失格となるのか、あるいはそのグループの総額を基準として他グループは評価を受けることになるのか。	見積り落ちについては、基礎審査 (事業シミュレーション内容の確認)のなかで確認し、誤りがある場合には失格とします。また、本事業はWTO協定が適用される事業となりますので、最低価格ラインの設定は行いません。
2	2	2	(3)		例えば、大きく水光熱費を削減するようなVE提案を行った場合、どのような評価を得ることができるのか。あるいは審査項目に該当無しとして評価は得られないのか。	光熱水費の削減は美術館の機能性の 向上に資するものと考えられますの で、機能性の向上の観点から、VE 提案の審査時及び入札提案時に、審 査及び評価の対象となります。
3	2	2	(4)		サービス対価の総額が評価の85% を占める割合である為、最近の他 PFI事例からするとダンピングに近 い入札価格であっても資力・信用の 高い企業コンソーシアムからの提案 であれば落札が可能となります。事 業の安全性の観点からも審査基準に 最低価格ラインの検討はされないの でしょうか。	本事業はWTO協定が適用される事業となりますので、最低価格ラインの設定は行いません。
4	3	2	(4)		この評価指標の場合によりによりに関係では、30年間の場合に関係では、30年間の場合に関係では、30年間の場合に関係では、30年間の場合に関係では、30年間の場合に関係では、20年間の場合に関係では、20年間のでは、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間では、20年間で	本事業は、既に実施設計まで終了している等の本事業独自の事情を検討した結果、「サービスの対価に係る事項」の配点を落札者決定基準に記載したとおりといたしました。また、本事業はプロポーザル方式と比較して入札価格差が少ないと想定されますので、美術館に関する評価点の比重は、審査のなかで十分に意味を持つものと考えております。
5	4	თ	(3)		SPCの債務を負担し得るか否かは、 事業の収益性によるものであること から、 債務返済能力の評価は出資 企業の評価ではなく、事業体の評価 とすべきであると理解しております が、どのようにお考えでしょうか。	事業期間中の運転資金の増加、修理費の確保等の問題に対する出資企業の役割は大きいため、出資企業を評価対象としています。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
6	4	3	(3)		「事業遂行能力に不安があると思われる場合、代替信用補完措置(第三者による履行保証)を付しているか。」とあるが、不安がある場合でも代替信用補完措置(第三者による履行保証)があれば十分であるという事にはならない。 不安がある場合は落選とし、代替信用補完措置は不要であるとと理解しておりますが、どのようにお考えでしょうか。	業務遂行能力に不安がある場合でも 代替信用補完措置があれば評価する こととしています。失格か否かにつ いては内容確認の上、判断します。
7	5	4			▼ででいる内では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	提出されたVE提案については、では、のいますでは、のいては、のいては、のいてを行った後、由(ののを)では、のいてをでした。では、のいては、のののでは、ののは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のの
8	5	4		ア)	関心表明とは何か、具体的な説明をお願いしたい。	「関心表明」とは、金融機関が当該 事業に関心を持っており、当該事業 者に対する融資について検討を行う ことを表明するものと考えておりま す。
9	5	4		ア)	「(3)事業に関して金融機関からの「関心表明」を得ているか」とありますが、グル・プ構成員の中に、リ・ス会社が参加している場合でも「関心表明」は必要となりますか。	「関心表明」とは、金融機関が当該事業に関心を持っており、当該事業者に対する融資について検討を行うことを表明するものと考えております。したがって、SPCがグループ構成員であるリース会社から融資を受けるスキームの場合には必要であると考えます。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
10	5	4		ア)	事業に関して金融機関からの「関心 表明」を得ているか。という項目が あるが、何をもって「関心表明」と するのか。	「関心表明」とは、金融機関が当該事業に関心を持っており、当該事業者に対する融資について検討を行うことを表明するものと考えております。様式14・2への記載については、その有無を記載の上、得ている場合には、金融機関が作成したそれを証する書面の写しを添付してください。
11	5	4		ア)	事業の安全性の評価項目「ア) (3)」で「事業に関して金融機関 からの「関心表明」を得ている か。」とあるが、これに該当するか 否かについてはどの様に判断するの か?金融機関からエビデンスとなる 書面等を受入れて、それを提出する 必要があるのか?	「関心表明」とは、金融機関が当該 事業に関心を持っており、当該事業 者に対する融資について検討を行う ことを表明するものと考えておりま す。様式14・2への記載について は、その有無を記載の上、得ている 場合には、金融機関が作成したそれ を証する書面の写しを添付してくだ さい。
12	5	4		イ)	バックアップ体制とは何か、その定義を具体的にお示しいただきたい。維持管理業務を実施する企業の緊急時体制の説明のこととの理解でよいか?それとも外注企業一覧ということか?維持管理会社が倒産等に陥った場合の別の委託先候補のことか?	バックアップ体制とは、維持管理及び美術館支援の各業務を行ううえで、ペナルテイ等との関係から、特に緊急性の対応が必要と思われる部分について、別の委託先の候補などのバックアップサービサーの確保を行うことです。
13	5	4		ウ)	SPCが破綻する場合には、県からの支払いが元金+金利の90%で大いが元金+金利の90%で大いで支払われるが、でで記載さいでで記載されるが、ではままに対する手当にいただった。場からの損害賠償請求に対する資子では、場からのができまります。とも第三者損害等である。というでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいがでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるは、はいる	「損害金に対する手当て」とは、 デット投資家(債権者)の損害金に 対する手当てを意味します。
14	5	4		ウ)	破綻時の対応として、損害金に対する手当が十分されているか。とあるが、県以外の第三者への損害金の手当と理解してよろしいか	「損害金に対する手当て」とは、 デット投資家(債権者)の損害金に 対する手当てを意味します。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
15	5	4		I)	「SPC出資企業の事業継続性に対するモチベ・ション維持が図られているか。」とありますが、モチベ・ション維持とはいかなる意味かご教示願います。	SPC出資企業が30年間の長期に渡り継続して事業に参画していくための動機づけとなる工夫がなされているかということを意味します。例えば、借入期間を契約に比較し短く設定し、事業の投資回収を契約期間後半に厚くすることにより、事業者による事業継続の動機づけを行うこと等が想定されます。
16	5	4			「美術館(施設・業務)の価値及び、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	複数の提案を記載することは可能ですが、評価については、「イ」及び「ウ」のそれぞれについて、複数の提案であっても一体のものとして評価します。
17	5	4			「3美術館(施設・向流域・ が地域の では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	「イ 建物内外のトータルデザインは アエ事を伴わなを にはくとは ではいまが ではいまが ではいまが ではいまが ではいまが ではいまが ではいまが ではいまが ではいまが ではいまが ではいまが ではいまが ではいまが ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではな
18	5	4				光熱水費の削減は美術館の機能性の 向上に資するものと考えられますの で、機能性の向上の観点から、VE 提案の審査時及び入札提案時に、審 査及び評価の対象となります。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
19	5	4	· ·		美術館の価値及びサ・ビス水準の向上並びに周辺環境への配慮 喫茶・レストラン、ミュージアムショップ、駐車場の運営内容の向上上記の提案に対して、A,B,Cの3段階で評価することとなっていますが、各項目の具体的な評価基準をご教示願います。	落札者決定基準でお示ししたとおり、「A当該項目に関して特に優れている」、「B当該項目に関して優れている」、「C当該項目に関して優れているとはいえない」、の3段階です。また、落札者決定基準であるとおり、実質的な得点となるA、Bを付与する場合には合理的な説明を加えることとしております。
20	6				アムー アウラ アウラ アウラ アウラ アウラ アカー	1 様式23の3つの様式に基づき、 3分類8項目の評価項目のすべてに ついて審査します。2 「ア 経営 安定性の実現」、「ウ美術館との調 和」については、3つの付帯施設に ついて個別に評価したうえで、さら に各評価項目について総合的に評価 します。
21	8				PFIの精神から考えて、サードスの対価に係る事項の配点が高すぎると考えます。事業の安定性を疎かにしてサービスを対価を下げてて提案する応募者の有利に作用しますので、再考はいただけないでしょうか。ご回価ではいします。入札(総合評価でも願いします。入札(総合評価でいる以上やむを得ない配点なのでしたら、その入札の仕組み自体の採用を再考すべきと考えます。	本事業は、既に実施設計まで終 で終れている。 下いる等では、の本事業は、の本事業は、の本事業をである。 「はないでは、の対したができれる。 本事は、のがは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないで、できないで、できないで、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないできないでは、できないでは、できないでは、できないできないでは、できないでは、できないできないでは、できないできないできないできないできないできないできないできないできないできない

## *業務要求水準書*Q&A

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
1	全体	, V/X II	1 27 1	TOTAL PARTY	・提案時における維持管理・美術館支 落札者注 接及び備品等整備に関する業務内容 の対象を と、実際の事業実施時の業務内容が異 が認めた なっていたとしても、県が入札公告時 たって! に示した「業務要求水準書」の内容を ます。 満たしている場合には、サービス対価 りそれる の減額は行われないとの理解で問題な サービン す。	決定基準における定量的審査 となった業務については、県 た提案内容が、事業実施にあ 県が要求する業務水準となり したがって、事業実施にあた を満たしていない場合は、
2	全体				・提案時における維持管理・美術館支 援及び備品等整備に関する業務内容 が、県が入札公告時に示した「業務要 が認めが、県が入札公告時に示した「業務要 求水準書」の内容を上回るものであったってります。 が求める業務要求水準はあくまでも 「業務要求水準書」記載の内容との理 解でよいか?	となった業務については、県 た提案内容が、事業実施にあ
3	全体				・今回公表された業務要求水準書の内落札者流容を満たしていれば、事業実施に際にが見いまでは問題が生じず(サービス対価を減れては問題が生じず(サービス対価を全てないないをでしたの理解でしたのでではないか確認したい。例えば、事業としているででででででであるなど)。例えば、美権を満れて変更されるなど)。例えば、美術品監視業務として13人見込んでいたものが運営の効率化により12人で実施を考えるできる場合など。	となった業務については、県 た提案内容が、事業実施になり 果が要求する業務水準とを更い レストランの運営内容変更水 事例の場合には、業務要求が までない。 までは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は
4	全体				・このたびの葉山新館計画を策定した 平年度付際に,新館来館者数について県にて想 程度と対定された数値がありましたら、是非参考までにご提示をお願い致します。	
5	2	6			定選任	問のとおりです。なお、業務

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
6	3				・業務に支障のない状態というのは、 どのような状態か。県の主観による判 断ではなく、具体的な条件を提示して いただきたい。維持管理水準が一定に 保たれており、モニタリングによる減 額措置が無い場合(引渡直前)は、県 は無条件で本施設の引渡を受ける等、 具体的な条件提示をしていただきた い。	したとおり、検査を実施しますが、 検査の内容については関係者協議会 における協議で決定します。
7	3		,		・実用上支障のない状態まで回復させることをいう。』とありますが、『原状』との違いはどのように考えればよろしいですか。 『実用上支障のない状態』はいかなる時点においても『原状』を上回る事がないと認識してよろしいでしょうか。	状と同等、あるいは県が求める要求 水準を満たしている状態であると考 えます。
8	6		,		・貸与施設の破損に関して、美術館職員による破損は、県側の責任・費用負担において補修していただけると考えてよろしいのですか。	ことであれば、県側の帰責事由が明 白である場合には、県側の費用負担 となります。
9	7	3	(2)	ア	・展示替えに伴って発生する修復を行うこと。」とありますが、修復以外の展示準備・片付け作業は、事業者の業務範囲外と考えてよろしいですか。	
10	7	3			・イ展示室、ウ仮設壁、工展示室床の「展示替えに伴って発生する修復を行うこと」とあるが、職員または業者によって起きた修復箇所の費用は、県側の負担となるか。	事業者の負担によって行う修復に は、壁や床を全部張り替えるといっ

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
11	7	3			・展示壁、仮設壁、展示室床に関して、展示替えに伴って発生する修復を行うとあるが、展示物によって業務内容が大きく異なることが想定されまた、展示替えに伴って発生する修復が県の責めに帰すべき事由により過大に必要となる場合もありうるのではないかと思われる。どの程度の修復が事業	事業者が行うこの手の修復には、壁や床を全部張り替えるといった大幅なものは含まれていません。具体的には、1年に1度程度、釘穴のような痛んだ部分を修復し、10年に1度ほどの割合で部分的な張り替えを含めた中規模の修復を行うことです。ただし、壁については3年に1
10		2			者に要求されているのか、具体的な事例を提示し説明していただきたい。また、30年のうちには、通常の使用の範囲であっても傷みにより、修復ではなく交換等必要となることも想像されるが、その場合の費用は県負担と理解してよいか。	す。また、修復ではなく交換等の必要が発生した場合は、別途県と協議 することになります。
12	9	2			「展覧会開催に伴う照明調節業務及び 講堂等の音響・映像等の設備運用業務 も併せて実施する。」とあるが、設備 機器の設置(照明機器・映像機器・マ イク・スピーカー等の準備)に限定さ れるのか、あるいはその操作までを行 うのかご教示いただきたい。	いては、展覧会毎に発生します。また、講堂等の映像機器、マイク、スピーカー等については、不具合の修正等保守管理を行ってください。
13	9	2			・展覧会開催に伴う照明調節業務及び講堂等の音響・映像等の設備運用業務について、展覧会や講堂を活用した活動の頻度・内容によって業務量が大幅員の指示に基づき、随時対応を求められるということか。現時点で想定、対してが教育との連携等の計画)を鑑賞、学校教育とのにきたい。	いては、展覧会毎に発生します。また、講堂等の映像機器、マイク、スピーカー等については、不具合の修正等保守管理を行ってください。なお、現時点では講堂の利用計画は固まっていませんが、少なくとも年間30回程度の利用機会を想定していま
14	9	2			・業務の実施の中で、「展覧会開催の 伴う照明調節業務及び講堂等の音響・ 映像等の設備運用業務も併せて実施す る」とありますが、講堂を利用するよ うな講演会等は年に何回ぐらい想定さ れていますか?	た、講堂等の映像機器、マイク、ス ピーカー等については、不具合の修
15	11	а			・実験結果の後、内装、照明等の変更が生じた場合、その変更金額は別途県が支払うとの理解でよろしいでしょうか?	

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
16	12	d			1 「500万円(経費率相当分を除く)」とあるが、経費率相当分とは具体的には何を指すのでしょうか。また、その部分の負担者は県、事業者のどちらになるのでしょうか。2 設計料及び工事費が500万円を超えた場合、その部分は県の負担となりサービス対価に上乗せされるという理解でよろしいでしょうか。	考えていますので、内訳は設計料及 び工事費となっていますが、作品の 制作費としてご理解ください。な お、500万円(税別)で作家に制 作を依頼するため、金額の変更はあ りません。
17	12	d			・「設計料及び工事費はサービスの対価に含まれ、500万円とする」とありますが、500万円を上回る場合の措置としてはどのような内容をお考えですか。	依頼するため、金額の変更はありま せん。
18	13	f	(8)		塩害処理フィルター交換の具体的な目 安があれば示して頂きたい。(期間 等)	塩害処理フィルターは、室内環境と 室外の塩素粒子濃度を定期的に計測 し、捕集効率が低下した場合に交換 してください。期間は、自然条件等 によって変化すると考えられます。
19	14	3	(1)		・ア門扉、フェンス イ案内板 工あずまやの要求水準に対し、第3者による破損などが明らかな場合も受託者の負担となるのか	おりです。
20	16	3			・「展示室、収蔵庫前室、一時保管庫、撮影作業室、搬入口及び荷解・荷降ろし室の清掃は美術館職員の指示に従うこと」とあるが具体的に定期的に発生するのか、不定期なのか。清掃内容について清掃仕様を詳しくお答えください。	撮影作業室、搬入口及び荷解・荷降 ろし室の清掃は定期的に実施しま す。清掃内容については、別添付属 資料「神奈川県立近代美術館 委託
21	16	3			・「展示質については、清掃に使用する洗剤等は、美術作品に影響を及ぼす有害物質を発生しないものとすること」とあるが、資料【別添A】の清掃業務資料に現在使用している使用材料(洗剤等)等があるが、同じ物以外なら同等成分の物の使用は可能か。	

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
22	16	3			・「展示室等来館者利用スペースの日常清掃は美術館開館時間外に実施すること。(現状は9:00~9:30及び17:00~17:30)」とあるが、清掃時間を7時とか、8時に作業を開始するのは可能か。	除き、可能と考えます。
23	16	3			・全体に「塩分の付着、とからない状態に保つ」とあるとあるでは、では、大変には、大変には、大変には、大変には、大変には、大変には、大変には、大変に	してください。
24	16	3			部屋はどこに該当するのでしょうか。 特に展示室・展示ロビー・講堂・ ミュージアムショップ・コンピータ室 等は、「建築物保全業務共通仕様書」 ではどこの箇所に該当しますか。	おり想定していますが、要求水準を満たすまでではますが、でください。・展示室は「充力・な関ホール」を準用しますが、まないまではは「京清掃室の清掃室」を準用したででは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一
25	16	3			「建築物保全業務共通仕様書」においてガラス清掃は特記がない場合として2月1回となるが、塩害対策として作業回数を設定して場合、最低1ヶ月に1回か望ましいと思われる。作業回数が費用に大きく関わるため、ガラス・外装清掃の作業回数を指定していただきたい。	を満たすことのできる作業回数を事 業者の判断で提示してください。
26	16	3				

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
27	16	3	(1)		・『…(収蔵庫の清掃は基本的に美術館職員が実施する)。…』とありますが、美術館職員が残業することはありますか。もしあるのであれば、そのコストは県側が負担するという認識でよろしいですか。	頼することは想定していません。
28	16	3	(1)		・来館者利用スペースの閉館時清掃について,廊下等来館者が利用する場所は全て対象か? ・また、来館者の利用に支障のない部分は平日日中でよいか?	含まれますが、利用に支障のない部 分については平日日中の清掃は可能
29	16	5			・「ごみは、所定の場所に収集し、集 積する。分別方法は、県の指定する方 法に従う。」とあるが、ゴミ箱の設置 数としては分別種類分(可燃ゴミ、不 燃ゴミ、缶、ビン等)を設置するの か。また、ごみ箱の中に備え付けるビ ニール袋は衛生消耗品として扱うの か。	類に準じて設置してください。(可 燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、ペッ トボトル等)。また、ビニール袋 は、衛生消耗品として扱い、事業者
30	16	全体			・「業務に付いては建設大臣官房官庁 営善部監修の「建築保全業務共通仕様 書」を参考とするが、美術館特有の事 項に関する仕様設定が各社によって異 なる場合、費用に大きく影響すると思 われるが、具体的な作業回数の設定な どはないのでしょうか。 ・また、仕様設定の評価などはするの でしょうか。	して、具体的な作業回数は事業者の 判断により設定をお願いいたしま す。なお、要求水準を満たすかの評 価は行いますが、仕様設定の評価は 行いません。
31	18	5			・展示品梱包材の発生処理もするので しょうか。	日常的なごみ処理の範囲であります。展覧会終了時に大量に梱包材を 廃棄することはありません。
32	19	3			・葉山新館における維持管理要求水準(仕様)は、鎌倉館(本館・別館)の植栽維持管理仕様に基づく内容でよろしいでしょうか。また、自然災害における損害は、受託者の負担となるのか。	業務がありますので、別途に検討を お願いします。また、自然災害に

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
33	19	2			・植栽の維持管理は平日日中の実施で よいか?	来館者の利用に支障のない範囲で実施してください。
34	21	1			・近代美術館葉山新館敷地内の建築物を含むすべての財産の保全及び…』とありますが、保全する『すべての財産』には美術品は含まれないという認識でよろしいですか。	
35	21	3			・火災以外の機械警備の実施時間は次のとおりとする。 開館日及び展示替期間 17時~翌日9時 休館日9時~翌日9時とありますが、通常の警備信号はONからOFFの間でよろしいでしょうか?	の在館中はこの限りではありませ ん。
36	21,36	4	(1)		・閉館時の電話対応とあるが、夜間・ 休日等非常駐対応の場合は電話対応が できないが、応対する時間指定等はあ るのか?	備は24時間実施しますので、閉館
37	21	3			・「常駐警備担当人員は2名(2ポスト)とする。」とあるが、休館日には24時間警備が想定されます。2名(2ポスト)とはどのようなローテーションを想定しているのでしょうか。	2 ポスト警備です。ローテーション については事業者が判断してくださ
38	21	3			・VIP来館者の実績を教えて頂きたい。	外国展関係で国家元首、大使の他、 皇室関係並びに議員があります。な お、VIP対応のために別途維持管理 費を見込む必要はありません。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
39	21	4	(1)		・閉館時の電話応対をすること。」と あるが、開館時は美術館職員が応対す るという理解でよろしいでしょうか。	
40	21	3			・常駐警備2ポストは日勤対応でかまわないか? ・また、日勤対応の場合は勤務時間の 指定はあるか?	2ポスト警備です。
41	21	3			・警備システムは事業者の提案を採用 するとあるが、入札時にシステム提案 をする必要があるか?	
42	21	3			・常駐警備担当人員は2名(2ポスト)とする。」と記述されていますが、常駐警備とは24時間365日の警備を意味するのでしょうか、それとも昼間の365日を意味するのでしょうか。	
43	21	3				
44	21	3			・「必要に応じ、VIP来館者の対応も 想定しておくこと。」とあるが、費用 については、維持管理費に見込んでお くべきか。また、見込む場合、過去の 実績においてどの程度の体制・回数を 見込めばよいのか。見込まない場合 は、別途県側の負担でよいのか。	経費を見込む必要はありません。特別な対応が必要となる場合には県の 負担となります。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
45	21	3			・「必要に応じ、VIP 来館者の対応も想定しておくこと」とあるが、県が想定しているVIPとは誰のことでしょうか? また現在想定しているVIPの来館対応に必要な具体的仕様(警備計画等)をご教示いただけませんでしょうか?	ければならない来館者を想定しています。事前の警備計画はありませんが、関係部署と相談のうえ個別来訪者に応じた警備の対応をしていただ
46	21	3			・常駐警備担当人員は2名(2ポスト)とする。とありますが、この常駐 警備は日中ですか、それとも24時間でしょうか?	ポスト警備です。
47	21	4			「閉館時の電話応対をすること」とありますが、これは電話応対を外部業者に委託し、内容を後日連絡するとの理解でよろしいですか。	ものであり、外部業者に委託する必
48	21 & 36				常駐警備は2ポストと記載されていますが、常駐警備の対象時間は24時間でしょうか?或いは要求水準最下に記載されている機械警備の対象時間以外でしょうか? 常駐警備の対象日は年間通じて全日でしょうか? は開館日だけの対応でしょうか?	
49	22	4	(2)		・定期的に館内外の巡回を行い安全を確認すること。とありますが、1巡回範囲に機械警備対象区域は含むのでしょうか?	
50	22	4	(2)		・『火災、盗難の初期発見と予防を行うこと。』とありますが、『予防』とは P 2 1記載の要求水準を満たすことと考えております。そういった認識でよろしいですか。	容」をふまえて、業務を適切に実施 してください。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
51	23	4	(1)		派遣業法に抵触しませんか?	なく、決められた業務遂行の具体的な方法を指示するので、派遣業法に抵触しません。なお、観覧券の販売については、地方自治法に基づき、職員の指示に従うことが必要と考えます。
52	23	3			・美術館の開館日程にあわせて、適切な人数の従事者を配置すること。の成 11年度開館日数は、別添P40を 別表P40を 短とありますが、基本的に本館111 体制、別館5人体制のシフトになった場で いますが、交替で休憩をとった場合、 休憩中の不在の場所ができても良いの でしょうか。それとも、休憩らないの でしょうか?	求水準を満たすことを前提として、 人数は事業者の判断で適切な人数を 配置してください。なお、交替で休 憩をとる場合でも、要求水準を満た すことが必要です。
53	23 38 38		(1)		・観覧料、商品販売代金(鎌倉館)の 預り金に付いては、どの程度保管する 必要があるのか? ・また、県へ入金するまでの保管リス クは事業者側にあるのか?	き渡します。 保管リスクについてはご質問のとお
54	23	4			・葉山新館では、電話交換業務は不要 なのか?(鎌倉館の同種業務には含ま れているため 頁39 )	
55	24	4			・特殊作業となるため、専門業者の紹介をお願いしたい。	燻蒸を行う業者は、美術作品の保存に関する機器設備を扱う業者を中心に少なからずありますので、各事業者で選定してください。
56	25	4	(1)	ア -	・予備品のストックはどれくらいあるのか。 ・また、そのストックの管理について は県の責任と考えてよろしいでしょう か。	は、次のとおりです。 ・本館:50枚(50×50cm)

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
57	25-29				鎌倉館の建築物及び建築設備保守点検 業務については、点検に留まる業務と 応急措置的な施工を必要とする業務に 大別されています。ここに挙げられた 項目以外については、この区別の基準 はどのように設定されますか。	し、必要がある場合は応急措置を 行っていただきます。
58	28	3	(1)	ア	・また、入札説明書 6提案条件のP24.維持管理美術館支援及び備品等整備修理業務 イ.において、建築設備保守点検業務及び運転・監視業務に小修理業務は含まないとあるが、この場合の応急処置をした場合の費用は、	び運転・監視業務について、1点目については次のとおり考えます。 小破修繕…専門業者でなくても対処できる程度の簡易な補修。 応急措置…各設備に障害が発生し、工事が必要な場合、県が工事を実施するが、その間の一時的な措置。
59	28	3			・その他で修理、応急措置を行うこと とあるが、工事等にかかった費用は県 負担という認識でよいか?	
60	29	5			・設備等の変更の場合に保守点検項目を見直すとあるが、機器増加や容量アップなどによって維持管理費が上がった場合は、サービス対価を上げてもらえるのか?	て、維持管理費の増額が必要となる 場合には、県と別途協議を行うこと
61	30	4			・工作物及び外構等において破損、事故等が発生し、緊急に対応しなければならない場合については、予め県と協議の上作成したマニュアルに従い応急処置をとり、近代美術館長に報告する。とありますが、この場合の応急処置をした場合の費用負担は?	守点検業務については応急措置を 行ってください。ただし、応急措置 にかかる材料費は県が負担します。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
62	31	3			・展示室等来館者スペースの日常清掃は美術館開館時間外に実施すること。とありますが、P31.3.(1).でトイレットペーパー、消毒用品等は常に補充しておく。また、洗面台は常に水垢の付着や汚れがない状態に保つ。とあるが開館時間内に実施するのでしょうか?	合は利用者に配慮しながら実施してください。
63	31	3	(1)		・トイレのトイレットペーパー、消毒用品は常に補充とあるが、費用は県側の負担という認識でよいか?	
64	33	3	(1)		「鶴岡八幡宮と借地契約を結んでいる 範囲内において、周辺環境と調和した 美術館の景観を保持するよう樹木の剪 定及び除草を行うこと。」と定められ ていますので、鶴岡八幡宮との借地契 約の内容の開示をお願い申し上げま す。	部分が鶴岡八幡宮から無償貸借をして管理している地域です。契約書には、この管理地内の樹木の剪定を管
65	33	全体			・この業務に関しては、平日の日中に 作業が可能でしょうか?	利用者に支障のない範囲で実施して ください。
66	33	3			・「事前に鶴岡八幡宮と協議が必要なため、美術館職員の指示に基づき業務を実施すること。」とあるが、年間どの程度の頻度で発生するのか。また、過去の具体例などあれば教えて下さい。	中心で年2回程度です。
67	36	3			・常駐警備は24時間警備とするので しょうか?	ご質問のとおり、24時間365日の警備となります。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
68	36	3			・「常駐警備担当人員は2名(2ポスト)とする。」とあるが、本館・別館 それぞれに2名(2ポスト)配置とい う理解でよろしいでしょうか。	
69	36	3			・常駐警備2ポストは、本館別館あわせての体制か? ・また、常駐者は日勤対応のみでよいか? ・その際の日勤者の時間指定はあるか?	味です。2及び3 常駐警備とは2
70	36	3			・機械警備システムは同程度とあるが、現行システムの流用は可能か? ・また、今後機械警備システムの更 新、改修等を実施する場合は、県負担 という認識でよいか?	現在の受託事業者の了解があれば、 現行のシステムの流用は可能です。 なお、事業者が警備の都合上警備シ ステムの更新、改修等を実施する場 合は事業者の負担となります。
71	36	3			・常駐警備担当員は2名(2ポスト) とする。」と記述されていますが、備 駐警備とは24時間365日の警備を 意味するのでしょうか、それともか。 の365日を意味するのでしょうかに の365日を意味するのでしょうは のまた、2名(2ポスト)の指に この人員で鎌倉本館と鎌倉しょれ の警備を行うという意味でれれる名 (2ポスト)を配置するという事で	す。 2 鎌倉館全体で 2 ポストという意味です。
72	36	3			常駐警備人員は2ポストと指定されていますが、本館2ポスト、別館2ポストの鎌倉館全体で4ポストということでしょうか?	す。
73	38	3			・展示作品監視業務について、現在、 県が業者に委託している契約は、 年 間毎の委託契約、 単価契約、 実施 精算契約でしょうか。ご教示くださ い。	

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
74	38 & 43				・県指定商品の販売業務について現在 の鎌倉館における売上(年間)を教え	
					て下さい	・展覧会図録 約1,650万円(約
						9,500冊) ・展覧会はがき 約160万円(1枚100
						円)
75	39	4	(4)		・専任の交換手が必要でしょうか(窓	<b>電託六協業教け飛付業教との善教と</b>
75	39	4	(4)		口業務と兼務でもよいか)。	なります。したがって、勤務時間は
					・また、その勤務時間等詳細の制約は あるのでしょうか。	受付業務の勤務時間帯と同じになり ます。
						δ 9°.
76	39	4	(4)		・電話の応対は受付業務と兼務で実施	 電話交換業務は受付業務との兼務と
			,		してもよいか? ・また、その場合は受付を実施してい	なります。したがって、勤務時間は
					・また、その場合は受りを美施している時間帯のみの対応でよいか?	支的業務の勤務時间市と同じになります。
77	42	3			・ショップ、駐車場を含め休館日・時	
					間外の営業は可能としています。これ に関して、9月8日付「質問の回答」	
					P57に記載されている「建築許可の 再取得しについては東業者、関のドナ	
					再取得」については事業者、県のどちらで行なうのかお示し下さい。また事	ます。したがって、美術館活動を
					業者側が担当した場合は再取得に関して県のご協力がいただけると理解して	
					よろしいでしょうか。	づく特例許可の再取得については、
						事業者が行います。特例許可の手続 きにおいて、県は、必要と判断する
						ものについては協力は行うこととし
						ております。
78	42	3			・「近隣住民の迷惑にならないよう配	  特例許可取得の際の説明会において
					慮」となっているが、具体的に近隣住	近隣住民から 近隣に路上駐車がな
					民からの要望事項が県に対して出ているならば御教え下さい。	いよう配慮すること、 横断歩道の  設置場所は安全面に配慮すること、
						夏季の美術館閉館時には人が入らないよう海切に管理することが入ら
						ないよう適切に管理すること、など の要望事項がありました。
						なお、第一種低層住居専用地域に建 設される公立美術館として、近隣住
						民に対する充分な配慮は必要である
						と考えます。
			1			

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
79	42	1			・美術館の魅力を高める「憩い」と 「楽しみ」のスペースとして、軽食、 ソフトドリンクの他に食事を提供す る。とありますが、食事とは、どの程 度のメニューを想定しているのでしょ うか?	食事の質、メニュー内容について は、葉山に立地する近代美術館新館 のレストランとしてふさわしい提案 を期待します。
80	42	4			・「消耗品費用は、事業者の負担とする。」とあるが消耗品の範囲についての考え方をご教示頂きたい。	
81	42	4			・県が行う業務である、広報・普及活動における事業計画(講座、講演、映画鑑賞、学校教育との連携等の実施計画、想定利用人数等)を教えていただきたい。また、葉山新館における県職員数と昼食時等のレストラン利用について現時点での考え方をご説明いただきたい。(安定的な需要がどの程度見込めるのか検討するにあたっての参考データとしていただきたい)	0回程度、1回あたりの利用人数は 講堂の定員数を想定しています。ま た、同種の食堂が周辺にほとんどあ りませんので、職員利用は相応に見 込めると考えます。なお、職員配置 数は未定です。
82	42 & 43	2			・策略では、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きないが、大きなのでは、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、はないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、はないが、大きないが、はないが、はないが、はないは、はないは、はないは、はないは、はないは、は	されている厨房設備、喫茶レストランのテーブルと椅では、関系とのテーブル外側では、とりでは、いまでは、いまでは、いまでは、いまでは、いまでは、いまでは、いまでは、いま
83	42,43, 45				・独立採算部分の業務要求水準当初提 案内容が「県が入札公告にあたって提 示した業務要求水準書」記載の内も、 上回るレベルの提案だった場合にも、 県が事業実施にあたって要望するに「 祭要求水準」はあくまでも「当初容と理 務要求水準書」に記載される内容と理 解してよいか確認したい。 ・すばらしい提案を受けたからといっ て、県が要望する業務要求水準がって がってしまうことは無いとの理解でよいか確認したい。	の対象となった業務については、県が認めた提案内容が、事業実施にあたって県が要求する業務水準となります。 すばらしい提案を受ければ、県はその提案内容の業務の実施を求めることになります。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
84	42、43				て、点検・保守費用は各運営会社の営業収益をもってまかなうものとし、修理・及び設備更新費用に関してはサービス対価に含めるものとしての理解でよろしいでしょうか?	ショップ、駐車場の設備及び備品 (空調などの共通の設備を除く。) については、点検・保守の費用だけ でなく、修理・設備更新の費用につ いても事業者の負担となります。
85	43	1			・販売のする商品について、県指定絵葉書等の納品は県の負担にて行い、また万が一売れ残った場合は、事業者は自らの負担なく県に返品することが可能でしょうか。	する商品については、納品は県の負 担にて行い、売れ残りについては事
86	43	1			・販売商品の内容についての美術館長 の基準を具体的にお示し下さい	美術館の付帯施設で販売するにふさわしい商品であることが求められます。美的、デザイン的水準が高く、購買者の美的感覚が養われるものを期待します。
87	43				ミュージアムショップ運営業務につきましては、当該業務の実績を有していない業者が実施することでも審査上問題ないと理解してよろしいでしょうか?	績を有しないことのみで、審査上の
88	43	3			1 事業者側の販売手数料は、具体的には何%なのでしょうか。 2 事業者側の開発商品の販売について、県に納めるマージンは0と考えてよろしいでしょうか。	
89	45	3			・繁忙期における他の駐車場への誘導等の対応については、事業者側の収益性を考えた場合、非常に困難であり県側が行うべきと考えます。	に支障がない業務従事者が駐車場誘

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
90	45				雑・周辺道路の渋滞等の予想も懸念されますが、それに伴う誘導員の増員等については別途協議の内容とさせて頂けるのでしょうか。	員が必要と判断される場合には、別途県と事業者との間で協議することとします。
91	45	3			業終了後は、人や自動車が立ち入ることができないようにし」とあります	(展示替え、図書室の利用等)を 行っている日は営業可能です。ま た、開館時間外の営業は近隣住民の 迷惑とならないよう配慮が必要で
92	45	3			・駐車場管理を警備業務の警備員が兼 務で実施してもよいか? ・その際の駐車場管理費用は、独立採 算部分として人事費を按分し、サービ ス対価に含まれる分と分ける必要があ るか?	は、原則としては人件費を区分する 必要がありますが、警備業務に支障 がない範囲で警備員等の活用が考え
93	46	2			・「事前許可制(葉山警察署)」の内容について、公開していただきたいい。 ・また、入札説明会配付資料8「神奈川県立近代美術館の活動について」 に、学校教育と連動した美術鑑賞図の小中学校、高校など)の充実をめる らが記載されていますが、この大型の 児童・生徒の移動については、大型にが主となり、その乗り入れが頻繁にるものと理解してよろしいですか。	署へ通行許可の申請を行う必要があります。なお、大型車の乗り入れについてはそれほど膨大な頻度になるとは考えていませんが、多くて日に2回程度の対応が必要になると想定しています。
94	46	4			4 . 車の出入りに関する安全確保美術館の敷地と前面道路を出入りする車及び歩行者の安全性に配慮した運営を心掛けること。とありますが、誘導警備員が必要なのでしょうか?	ついては、事業者の判断と考えま す。
95	46	3			・他の駐車場施設との連携については、県側で検討すべき事項と考えます。	県としても検討していますが、他の 駐車場施設との連携については民間 のノウハウを生かした効果的な提案 を期待しています。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
96	46	1				者の判断となります。ただし、一律 単価方式とした場合には、料金によ る誘導以外の方法により美術館利用
97	46	3				え方を提案するということであり、
98	46	2			・「利用者の降車のための一次停車 (2台分)のみ可能なスペースを確保 している」、と明記しているが、具体 的にはどの場所を想定しているので しょうか。具体的にご指示ください。	ペースを利用して停車することを想
99	46	3			・「近隣駐車場との連携について提案する」と明記してありますが、提案することは必須のことでしょうか。ご指示ください。	案をいただくことを希望していると
100	46				・「近隣駐車場への配慮」「近隣駐車場との連携」等想定し提案する内容となっていますが、県側から今回の計画における駐車場の考え方等について近隣の町営・民間駐車場への説明・打診等はされているのでしょうか。	承を得ています。民間駐車場につい ては説明・打診を行っておりませ
101	47				・特に明示はございませんが、コンピュータ機器の保守対象外である消耗品の費用は含まれるのでしょうか?また含まれるのであれば、年間使用量を想定していただきたいのですが。年間消耗品使用量: DATテープ 無停電電源装置の交換電池 トナーカートリッジ(カラー用) トナーカートリッジ(モノクロ用) MO(640MB)媒体 スマートカード(64MB) デジカメ用充電池 プリンタ用各種用紙	種用紙等業務量によって使用量が変 化するものについては、県が負担し ます。無停電電源装置の交換電池等 業務量によって使用量が大きく変化 しないものについては、事業者の負

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
102	47	4			・「システムに関わるハードウェアは 事業者の所有とし、」とありますが、 ハードウェアを事業者がリースする方 法による対応は可能でしょうか。	の場合、提案のなかで明示する必要
103	47	5			・運用時の保守管理の範囲で年間保守費用にシステム改善費を含むとされていますが、稼動しているなかでのシステム改善とはどんな内容・程度のものを指し示すのでしょうか?	正です。またシステムの機能改善に ついては協議のうえ行うことを考え
104	47	4			・整備にあたってシステムに関わる ハードウェアは事業者の所有とし、 とあるがリースを活用し、コストの平 準化を図ることが可能か。5年更新と いうことになると、1年の償却を残し た形で更新しなくてはならず、コスト 的に効率的ではないため。	
105	48	6			・ハードウェア及びOAソフトについては、5年ごとに更新を行う。」とありますが、この更新について具体的に内容を説明していただきたい。	ことを前提として、更新時の時代に
106	48	6			・5年毎の更新となっており、技術革新等の問題については別途協議となっている。提案時点のサービスの対価を基本とし、5年毎その金額でできる範囲の最新仕様に更新する、技術革新や必要仕様の変更によりこの金額を超える場合には、県が別途負担すると整理した方が分かりやすいと考えるがいかがか。	ております。
107	49	2	(3)		展覧会資料管理データは、『図録及び年報等から初期入力する』とありますが、どのようなものでしょうか?P59記載のデータベース項目が纏められたものの認識でよろしいでしょうか?	入力項目」の項目を想定していま す。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
108	49&64 (別表 3)		(3)		P49の【(3) 既存データの移行及び初期入力】では、既存データを試験工程までに移行とあり、【別表3システム開発に向けたスケジュール(想定)】では、データ移行作業が引渡し後の平成15年7,8月となっておりますが、どちらの時期の作業となるのでしょうか(どの時期にデータをいただけるのでしょうか)?	と同時期になると考えてください。 (要求水準書の別表3に記載する データ移行作業の日程については修 正いたします。)
109	50	3	(3)		・貸出・返却機能は、一般の利用者を 対象としたも(公共図書館と同じよう な運用イメージ)を想定する必要があ りますか?	館や研究機関への貸し出しを対象と
110	51	5			・内部管理サーバにID、パスワード等のゲートを設け、SSL(公開鍵方式)等のセキュリティを設定する。とありますが、イメージされている利用方法をお教え下さい。	員による館外からのアクセスを想定 しています。
111	51	6	(2)		・クライアントはサーバOSに準拠したGUIインターフェースの使用を想定する。とありますが、仮にサーバOSがUNIXの場合、クライアントのGUIはUNIXに準拠するということなのでしょうか?それともWindows等の他のOSのGUIでもよろしいでしょうか?	ライアントのGUIはUNIXに準 拠する必要はありません。
112	51	7	(2)		別表3 システム開発に向けたスケジュール(想定)】では、平成13年8月より基本設計開始、平成15年3月に引渡し(試験終了)となっておりますが、開発を効率よく実施し、平成15年3月の引渡し時期の変更なく、工程短縮を図ることは可能でしょうか?	
113	52	7	(2)		開発段階でテスト版を県で検証する機会を設けるとありますが、どの段階で、どのレベルのものを想定されているでしょうか?設計段階でプロトタイプ版を確認するということでしょうか?	

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
114	53	1	(1)	ア	・画面入力作業画面を作成する。 とありますが、市販のアプリケーションを利用して画像データを作成するのではなく、画像データ作成用の専用アプリケーションを作成するということでしょうか?	す。
115	53	1			1.(1)ウ.画面表示において「・ 選択したタブ画面の全画面表示」とありますが、これは、平成12年7月付け「施設整備等事業実施方針(資料2)」44ページにおける、内部して開拡大画像と考えられます。しかが間44ページに記載されている美術報来館者用精細画像は、本水準書54ページに記載された表において、どの画像レベル(高精細?)を表示するものでしょうか。	
116	53	1	(1)	工	1.(1) エ.印刷において、「A4版の上1/3程度に作品のデータ・・・・」と記載してありますが、58ページ記載のデータベース項目を印刷するには無理があります。従いまして、使いやすい帳票デザインをご提案して構わないでしょうか。	技法、材質、作家作品コードを最低限の項目として印刷されていることを条件に、使いやすい帳票デザインの提案を期待します。
117	53	1	(2)	ア	(2)ア・データの移行及び初期入力に「著作権保護期間が切れた作品1,000点のポジフィルムを撮影し」とありますが、撮影が必要な1000点の作品の内、立体作品は何点あるでしょうか。また、立体作品については何カット(何方向)の撮影が必要でしょうか。	4 点です。各 2 カット(=2方向) です。
118	53				初期入力する作品1,000点の撮影後に 納品するポジフィルムについて、通常 は2式と考えられますが、特に指定が ないため1式でよろしいでしょうか。	
119	53	1	(2)	ア	(2)ア・データの移行及び初期入力に「著作権保護期間が切れた作品1,000点のポジフィルムを撮影し」とありますが、撮影者の著作権は放棄するものと考えてよろしいでしょうか。	

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
120	53	1	(1)	Н	『任意の選択項目とレイアウトでキャプション等の印刷に対応』とありますが、どのような操作イメージを想定されているのでしょうか?	ビューで、レポート作成するよう
121	53	1	(2)		1,000点のポジフィルムを撮影し、・・・』とありますが、各作品の撮影は撮影者が容易に移動し撮影可能でしょうか(特別な機材等の持ち込みは必要)?可能であれば、所蔵作品のリスト(分類、大きさ等)をご提示いただければと思います。	特別な機材等の持ち込みは必要あり ません。絵画は150号程度が最大 です。撮影には額装をはずすなどし
122	53	1	(2)		『1,000点のポジフィルムを撮影し、・・・』とありますが、初期入力用の各作品の撮影は何時、何処(鎌倉館、葉山館、それ以外?)で、行う想定をすればよろしいでしょうか?撮影者が作品を移動させ、撮影者のスタジオ等で実施する必要はあるのでしょうか?	時期については、協議させていただきます。撮影者が作品を移動することはありません。
123	53、54	1	(2)		P53,54で1000点のポジフィルムの撮影および画像の仕様のなかでサイズが示されていますが、多少サイズは小さくなりますが(64BASE4096×614475.5MB)がプロフォトCDの64ベースを印刷原稿用として作成しても差し支えないのでしょうか?	
124	54	1	(2)		・高精彩画像の格納メディアとして「例:プロフォトCD或いはDVD-ROM」とありますが、DVD-R或いは現在最も信頼性のあると考えられるCD-Rでよろしいでしょうか。また納品メディアは、1式でよろしいでしょうか。或いは正副2式必要でしょうか。	メディアの選択は事業者の判断によりますが、信頼性のあるものを採用してください。また、納品は1式で結構です。
125	54				・画像データのレベル1~4のそれぞれについて、トリミングは必要でしょうか。すなわちマスター用のTIFFデータについてはトリミングを行わず、参照用(公開用)のデータについてトリミングを行うことでよろしいでしょうか。その際、画像サイズは長辺が指定のサイズになるように作成すると考えてよろしいでしょうか。	いてはご指摘のとおりトリミングな しで結構です。長辺が指定サイズで も結構です。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
126					・平成12年9月8日付け「施設整備等事業実施方針等に関する質問への回答」63ページのNo.126においては初期画像入力1000点以外のデジタル化の要求を「PFI事業では実施しません。」との回答でしたが、本項)は、年間データ増加数(予想)の0件」とあり、30年間では9,000件の多数をデジタル化する事となりましていた。は、やはり事業者の責任範囲に含むと理解すべきでしょうか。	の費用で行います。増加数は、システム構築のためのスペック等の目安として示したにすぎません。
127	54	1	(2)	ア	1.(2)ア・データの移行及び初期入力に関しまして、CMYKで入力を行った場合は、仕様書に記述されている131,000KBになりますが、デジタルアーカイブではRGBによる入力がデファクトスタンダードと考えられます。このため高精細画像の入力仕よるしいでしょうか。この方イズの画像データの場合、ファイルの容量は96,000KBとなり、仕様書の記述と異なりますがよろしいでしょうか。	
128					・色補正処理については、初期設定値を打合せにより決定することとし、通常の場合と同様に行わなくてよろしいですか。	です。
129		2	, ,	ア	アーカイブ資料(展覧会記録原本等)のデータ』とありますが、どのようなデータでしょうか?P59のデータベース項目を意識すればよろしいでしょうか?	な資料が入っているかが画面上でみ て分かることを目的としています。
130	54	2	,	ウ	『ラベル印刷』とあるが、A4用紙に 枠付帳票印刷ということで良いので しょうか?大きさ等指定はあるので しょうか?	ラベルシート(A4)で、一片35 ×66ミリ~25×56ミリ程度を 想定しています。
131	55	3	(1)	エ	バーコード印刷とありますが、【図書 整理室】の1台の端末が対象というこ とでよろしいでしょうか?	1 台の端末機です。

	ページ	大項目	中項目			回答
132	55	3	(1)	I	バーコード印刷とありますが、バーコード印刷したラベルを読み取るためのバーコードリーダ(バーコードリーダによる貸出、返却処理)は不要なのでしょうか?	及びキーボード入力が可能であることを想定します。
133	56	4	(1)		・英語版ホームページ作成に関わる翻 訳は、事業者の責任範囲でしょうか。	県が行います。
134	56	4			・ホームページ情報に関し、ホーム ページの閲覧に使用するブラウザの バージョンはどこまでを想定すればよ ろしいでしょうか。	時代に即した汎用性の高いものを想 定しています。
135	56	4			・ホームページ情報の携帯電話用ホームページについて、iモード、 Ezweb、Jskyのすべてを対象とする のでしょうか。また対応機種はどこま でを想定すればよろしいでしょうか。	話、PHS等を想定していますので ご提案ください。
136	56	全体			・館内の利用者端末で配信する情報は、トラブルを避けるためにキオスクモード画面や利用者専用画面による閲覧及びタッチパネルによる操作を考慮しますが、内容についてはインターネットの情報と全く同じものと考えてよろしいですか。	
137	56	全体			・画像データを作成するスキャナのレベル(具体的には、ダイナミックレンジの数値)は、どの程度(業務用印刷製版、市販用など)のスキャナを使用すればよろしいでしょうか。高精度のデジタルアーカイブ制作の場合は、印刷製版用等の高精細スキャナを用いる必要があり、ダイナミックレンジは3.9以上にすべきと考えられます。	

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
138		4			ホームページによる情報提供は、どのブラウザをターゲットとすればよろしいでしょうか(InternetExplore、NetscapeCommunicatorでよろしいでしょうか)?	
139	56	4	(1)		携帯電話によるテキスト情報提供とありますが、ターゲットとなる機種は何を想定すれば良いでしょうか(Iモードなど)?	
140	56	4	(1)		携帯電話によるテキスト情報提供とありますが、日本語による提供でよろしいでしょうか?	
141	56	4	(2)		携帯電話によるテキスト情報提供とありますが、操作性を考慮し、階層検索機能(キーワード検索機能は除く)についてのみ準備するということでよろしいでしょうか?	展覧会案内、開館日時、交通経路等 の簡略な情報をテキストのみで提供
142	62				・利用者端末においてタッチパネルとの記載がありますが、通常利用に関するシステムリスクは県の負担とのことであり、利用者の不用意な使用を制限するため、マウス・キーボードを利用しない画面設計をすることですか。	
143	62	1	(1)		平成12年9月8日付の【神奈川県近代美術館新館(仮称)施設設備等事業実施方針等に関する質問への回答】のNo.130(P63)で、『Eメールサーバは、WWWサーバと共用で想定しています』とありますが、5台のサーバのうち1式において、メールサーバ機能を有するということでよろしいでしょうか?またその場合、クライアントライセンスは最低20でよろしいでしょうか?	

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
144	62	1	(1)		【別表2】、【別表4】より、5式のサーバは、(1)WWWサーバ(MAILサーバ機能付)(2)DBサーバ(3)DBサーバ(4)ファイルサーバ(5)Firewallと認識しておりますが、ドメインネームサーバにおりますが、ドメインネームサーバについては、プロバイダ設置のDNSサーバを利用するということでよろしいでしょうか?	を想定しています。
145	62	1	(1)		【別表2】、【別表4】より、5式のサーバは、(1)WWWサーバ(MAILサーバ機能付)(2)DBサーバ(3)DBサーバ(4)ファイルサーバ(5)Firewallと認識しておりますが、Proxyサーバは不要でしょうか?(2)、(3)、(4)いずれかのサーバ上に構築する必要はあるでしょうか?	キュリティに配慮された提案であれば、いずれのサーバ上に構築しても 結構です。
146	63	2	(4)		スキャナ添付のOCRソフトとありますが、何に利用するのでしょうか(システムとは切り離すという認識で良いのでしょうか)?	務での文字認識に利用します。
147	62別表 2 65別表 4				別表2の1.機器(1)サーバ(5台)とありますが、別表4ではサーバが4台しか描かれておりません。2台のDBサーバを始め、サーバの機能・構成についてはPFI事業者の提案事項としても良いでしょうか。	Fire wallをサーバとして想定しています。サーバの機能・構成については事業者で提案してください。
148	65別表 4				・システム想定図において鎌倉館が葉山に設置されるFirewallの外側のHUBに接続されることとおります。しかし、鎌倉館からは葉山の内部管理用情報を参照すべきであり、また、セキュリティ確保の面からも、Firewall内側のHUBに接続すべきと考えますが、宜しいでしょうか。	
149	65別表 4				【 D B サーバ、システム】という機器が 2 式ありますが、システムによってデータベースを分けるということでよろしいでしょうか?例)所蔵作品管理システムで 1 台、展覧会資料管理システムと美術図書システムで 1 台	

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
150		1 & 5			は県が開館前に調達する。」と規定され、5 用語の定義(2)消耗品には「ただし、備品に該当するもののうち、2万円未満の物品は消耗品とする。」と規定されています。設計図書、参考図面及び備品参考仕様一覧表にある備品のうち、2万円未満のものは県が調達すると理解してよろしいですか。	は、2万円未満のものであっても、 事業者が調達することになります。
151	66	1			・システム同様にリースを活用することは可能か。 ・可能の場合、提案の中に明示の必要 が生じるか。	また、この場合、提案のなかで明示
152	72	5			「県は美術作品の破損を想定し、事業者に対して4,000万円を上限に損害賠償を請求する。」とありますが、これは契約で定められる美術作品等移転の全業務に対する損害賠償金の上限と理解してよろしいでしょうか。	
153	72	5			・業者は4000万とは関係を表すというでは、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学	とおりです。なお、保険付保の代わりの賠償限度額として想定していますので、時価評価額の公表は不要と考えます。
154	72	5			「県は美術作品の破損を想定し、事業者に対して4,000万円を上限に損害賠償を請求する。」と定められていますが、美術作品の破損に関して県が4,000万円を越える損害賠償請求及びその他の負担を事業者に要求することはないものと理解しますがよろしいですか。	

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
155		5			・事業者側に請求される損害賠償額は、1事故4,000万円なのか、移転業務全体において4,000万円なのか教示いただきたい。	移転業務全体として4,000万円を賠償額の上限としています。
156	72	5			・上限4000万の根拠は何か?	破損への対応として必要と想定される限度額です。美術館がこれまでに行ってきた作品修復費が算定の根拠となっております。
157	74	全体			・平成15年の8月から9月に実施される"野外彫刻関連の基礎工事、撤去、調整などの費用は美術品等移転経費に含めるのか?また、同年10月の葉山新館収蔵庫の燻蒸は、環境衛生管理業務で最初に実施する燻蒸と考え、環境衛生管理業務費用に含めればよいか?	転業務費用に含めます。なお、コンクリート打ちなどの基礎工事は不要です。また、収蔵庫の燻蒸の費用は 環境衛生管理業務費用に含めます。
158	74				・平成14年4月「整理・点検の開始」において、 鎌倉館別館収蔵庫より、2階展示室へ作品を移動する際に、2階の養生の有無についてご指示ください。また、7日間行程と明記してありますが、これは、継続する7日間と考えるべきでしょうか。ご指示ください。	で、継続する7日間とお考えください。
159	74				・平成14年5月「鎌倉館本館収蔵作品の鎌倉館別館への移動」において、「展示替期間を利用して」と明記してありますが、これは継続した7日間と考えるべきでしょうか。ご指示ください。	
160	74				平成15年4月「鎌倉館本館別棟倉庫内 作品の移動」において、 本館彫刻 室、及び、第3展示室の養生の有無に ついて、ご指示ください。	板、鉄板が必要になると考えます。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
161	74				梱包は必要でしょうか。ご指示ください。また、鎌倉館本館、本館別棟、鎌倉館別館において、箱詰めしたがるのであれば、ご指示ください。・平成15年7月「地球市民プラザ分の図書資料の移送」において、現地説に梱包されているよろしたが、その解釈には、既に梱包されているよろしたが、ボニください。	日間を設定しています。また、学芸 員室の個人的資料の梱包は必要あり ません。段ボール箱の集積は券売所 の奥の控室や休館中の空きスペース の利用を想定しています。地球市民 かながわプラザに別置している図書 資料はすべて段ボール箱に梱包され ています。
162	74				・平成15年8月「野外彫刻(3点)のための基礎工事」において、基礎工事を具体的にご指示ください。	必要となります。コンクリート打ち などの基礎工事は不要です。
163	74				・平成15年9月上旬「鎌倉館に残った野外彫刻17点の調整」について、具体的にご指示ください。・平成15年9月中旬~下旬「葉山新館へ移送」において、美術作品と図書資料の移送は並行して行うのか、別々に行うのか、ご指示ください。	量と想定します。作業は別々に行います。
164	74				・葉山新館への搬入時において、搬入 経路の養生の範囲を具体的にご指示く ださい。	
165	74				・平成15年8月に想定されている基礎工事、9月に想定されている野外彫刻17点の調整はサービス対価に含まれるのでしょうか? 含む場合積算に必要となる明確な仕様のご提示を御願いいたします。	料移転費用に含まれます。直接地面 に設置しますので、整地が必要とな ります。コンクリート打ちなどの基
166	75	5			・「事業者は美術館に関わる事業(レストラン・ミュージアムショップ等)に関してそのデザインの使用については美術館等と別途協議する。(契約期間終了後)」とありますが、契約期間中のデザイン使用については特に制限しないもの、また、デザイン使用料もないものという理解でよろしいでしょうか。	

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
167		77			別)で買い取るとの記載があるが、サイン作成費とは別途との理解で問題ないか確認したい。 様式11、様式29、様式30‐ 1にはサイン作成費としての必要経費を記入し、デザインの著作権等400万円については様式には記載する必要はないとの理解で問題ないか確認したい。 デザイン著作権等400万円については、提案には記載せずとも、別途県から受領できるとの理解で問題ないか確認したい。	別)はデザイン作成費及び著作権使用料のことであり、( 等作権買い取り費用は含みません。( ずイン委託料の400万円の記載ですが、様式11を10万円の記載は400万円では、60万円では、60万円では、60万円では、60万円では、60万円では、60万円では、60万円では、60万円とことになります。
168	76	4			・400万円は、様式11費用等積算表の備品等整備費に見込めばいいのか、初年度一括で支払われるものなのか、確認させていただきたい。	さい。支払については400万円を 分離して初年度一括に支払うことは 考えておりません。
169	付属資 料別添B		(10)		(10)上記(3)の女子従事者は、美術に興味を持ち、健康で明朗な短大卒程度の学歴を有する者とする。とありますが、年齢制限はあるのでしょうか?	
170	付属資 料別添B				・「荷物の一時預かり」が含まれているが、新館及び移管後の鎌倉館の 入館者受付・展示作品監視業務にも含まれるのか?	

# **樣式集**Q&A

	様式 No.	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
1	全般				数調整を四捨五入とすることは可能か。(衛生研究所案件の場合、切り捨てと定義されている箇所が多ったが、事業計画のシミュレーショとをする際のExcelシート上では特になるのでは加速を表しなければ四捨五入処理がされるので、そのまま転記できた方が、手間がよれるのではあるがらず無果的にも切り捨てと四とは、たの差はマイナーなものであると思われるので。)	各様式の合計欄は、元の数字(切捨 て前の数字)を合計し、千円未満を 切り捨てた数字を記入してくださ い。
2	全般					フロッピーデイスクの提出が必要な 様式については、ホームページにお いてエクセルファイルを提供いたし ます。
3	全般				べて切り捨てで記入すると考えてよ	各様式の合計欄は、元の数字(切捨 て前の数字)を合計し、千円未満を 切り捨てた数字を記入してくださ い。
4	1				グループ名は任意で決定して記入すればよいのか。 特に決まりはないと考えてよろしいか。	御質問のとおりです。
5	3-3	3			「3 設計図書に定める内容とVE提案との対比」において、指定様式内に図が収まらない場合、添付書類を添付させることはできるでしょうか。ご指示ください。また、添付書類のサイズは、A4サイズでしょうか、A3サイズも可能でしょうか。ご指示ください。	添付書類を添付することは可能です。添付書類のサイズはA4サイズのほかA3サイズ(A4サイズに折り込みのこと)も可能です。
6	3-4	4			費」の項目が記載されています。 光熱水費の削減に関する直接的な評	光熱水費の削減は美術館の機能性の向上に資するものと考えられますので、機能性の向上の観点から、VE提案の審査時及び入札提案時に、審査及び評価の対象となります。
7	3-4 及び 19					V E 提案時には想定値を記載することはやむを得ませんが、記載した効果の内容については提案書の記載内容と合致することが必要です。
8	7				代表事業会社の社員が持参する場合 にも委任状は必要か、確認したい。 1	委任状は必要となります。

		大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
9	No.					提案時に想定される会社名を具体的
10	11				か。         業務要求水準書の頁11にある	に記載してください。 「新館建設費」の「建築工事費」の
					「 a . 近代美術館の展示光環境実験模型」関連の模型製作および実験の費用はどの項目に計上するのか?	項目に計上してください。なお、工事費内訳書(様式12 - 2)では、A 建築工事、1主体建物、直接仮設に 計上してください。
11	12				ない項目については、様式項目を変 更し記載してよろしいでしょうか?	詳細な記入を行うことを目的に項目を増やすことはかまいませんが、現 状の項目との関係を明示してください。
12	1				となく、記載してよろしいでしょうか。 2 喫茶レストランに係る厨房機器、テーブル、イス等、またミュアムショップに係る陳列棚等に関しては、初期投資額に含まれると理解しているが、どの程度のグレードのものまで許容されるのでしょうか。(事業性を優先して検討した結果、かなり高価な備品を入れる必要がある場合等)	1 喫茶レストラン、ミュージアムショップ及び駐車場の工事費については、他の工事費と区分する必要はありません。 2 喫茶レストランに係る厨房機器、テーブル、椅子、またミュージアムショップに係る陳列棚のグレードについては、事業者が判断してください。
13	12- 1 ~ 7				する数値は、VE提案書で認められた金額より、設計変更料を加減した	VE提案による縮減額(B)に記載する数値は、VE提案書で認められた金額としてください。なお、設計変更料は様式11に記載してください。
14	13- 1				調達額については、消費税を含む金額を記載するという理解でよろしいでしょうか。	消費税は除いた金額を記入してください。

		大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
15	No. 13- 1 ~ 3				初期投資に関わる金額(様式1に記載する金額(様式1とのに関わる金額(様式1とのに関わる金額に載する人の類別を記載である。 ・	問の事例では外部借入分にという。 思われさい。 全で記入例にして、 全で記記記載するは、 で、全で記調するは、 で、全で記調するは、 会にでは、 会にでは、 の出資企業を記載するは、 の出資企業を記載されて、 の出資企業を記載されて、 の出資企業を記載されて、 の出資企業を記載されて、 のの出達では、 のの出達ででのは、 のの出達ででのは、 ののには、 のの出まがので、 のの出まがでするが、 のの出まがでは、 のの出まがでは、 ののにはでは、 ののにはでは、 ののにはでは、 ののにはでは、 ののにはでは、 ののにはでは、 ののにはでは、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 のののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 の
16	13- 1	1			事業費総額は様式11の費用等積算 書の合計金額と整合性が必要という 認識でよいか、確認したい。	御質問のとおりです。
17	13-	1			SPCが資金調達を行う場合には、 自己資本は出資者の資本金のみの記 載でよいか、確認したい。 (神奈川県立保健医療福祉大学の入 札時の記載方法と同等)	SPCが資金 は、CPC を発生を は、CPC が資金 は、CPC が資金 は、CPC で、CEC で、CEC で、CEC ででででででででででででででででででででででででででででででででででで

	様式 No.	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
18	13-	1			1の事業費の調達に関する考え方の表にある「資金調達企業主体名」とは何か。レンダーかボロワーまか。エクイティ提供者の誰をさけいまたが、日とはとちらもエクイティ提供者のよいったが、の場合表の「自己にいったが、部借入等」とはいった和資本はSPCへの出資金を観だいの出資金を想定しているのか。SPCの金融機関からに記入すればいいのか。	SPCが登録を 自は、SPCが選挙を、資子を を記される名」、「のは各さいでは、「のは各さいでででででででででででででででででででででででででででででででででででで
19	13-	2			2の外部借入等についての「資金調達企業名」はSPCではなく記入例にあるように株主をさすのか。SPCが金融機関から資金調達する場合はどのように記入すればいいのか。	SPCが資金は 会には己記載費借 会には己記載費借 を紹介のはただ関するとのでは、 を選手を出するとのではでは、 でのはいるでは、 でのはいるでは、 でのはいるでは、 でのはいるでは、 でのはいるでは、 でのではででででは、 でのででででででででででででででででででででででででででででででででででで
20	13-2	4			SPCが資金調達を行う場合には、 資本金の出資企業の過去の借入実績 の記載でよいか、確認したい。 (神奈川県立保健医療福祉大学の入 札時の記載方法と同等)	SPCが資金では、

	様式 No.	大項目	中項目小	/項目	質問事項	回答
21	13-2	4			4の過去の主な借入実績は誰についての借入実績を書くのか。SPCが金融機関から資金調達する場合はSPCの借入実績を書くのか?その場合当然SPCなので過去の実績は存在しないが。また株主の借入実績を書く供する株主の借入実績を記入してももは、小額のエクイティをも見けるないか。無借金会はであることもありうるが、その場となるが。	SPCが選挙を は、
22	13-2	4			SPCが資金調達を行うため、過去 の借入れ実績はないため、その場合 は、資本金出資企業の過去の借入実 績を記載すればよいのか。	SPCが直接資金には 会には 会には 会には 会には 会には 会には 会に 会に という のは でで のに のに にに のに のに のに のに のに のに のに
23	13- 2	4			事業資金の100%をSPCが調達する場合、「SPCへの出資予定会社」の借入実績の記載は必要ないという理解でよろしいでしょうか。	SPCが資金では、 PCが資金では、 PCが資金では、 PCが資金では、 PCには PCには PCには PCには PCには PCには PCには PCには
24	13- 3	5 6			無利子融資及びふるさと融資を予定していなくても記載する必要があるのでしょうか。(提案時点で無利子資金及びふるさと融資を導入する予定がないのにも拘わらず、本欄を記載したことにより、将来の資金調達の際に制約が課せられるのではないでしょうか。)	入札説明書の6.の(1)の5)において、「無利子資金が適用され、サービスの対価が低減され得る場合は、事業者はこの資金を活用すること。」としていることから、記載することが必要です。

	様式 No.	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
25	14- 2	3			3の保険の付保について記載されている各種保険の定義について詳細な説明を頂きたい。	保険については参考までに例示させていただいたものです。各種保険の定義及び詳細については保険会社に問い合わせてください。
26	14-2	4			バックアップ体制とは何か、その定義を具体的にお示しいただきたい。維持管理業務を実施する企業の緊急時体制の説明のこととの理解でよいか?それとも外注企業一覧ということか?維持管理会社が倒産等に陥った場合の別の委託先候補のことか?	バックアップ体制とは、維持管理及び美術館支援の各業務を行う上でペナルテイ等との関係から、特に緊急時の対応が必要と思われる部分について、別の委託先候補などのバックアップサービサーの確保を行うことです。
27	14-2	4			4のバックアップ体制の検討にある バックアップサービサーとはどのよ うなサービスを行うものを想定して いるのか。	バックアップ体制とは、維持管理及び美術館支援の各業務を行う上でペナルテイ等との関係から、特に緊急時の対応が必要と思われる部分について、別の委託先候補などのバックアップサービサーの確保を行うことです。
28	14-2	4			4.のバックアップ体制の検討 SPCにかわるバックアップサービ サーを示していると理解してよろし いか。それとも、外注先のバック アップと理解するのか。	バックアップ体制とは、維持管理及び美術館支援の各業務を行う上でペナルテイ等との関係から、特に緊急時の対応が必要と思われる部分について、別の委託先候補などのバックアップサービサーの確保を行うことです。
29	14- 2	5			記載の仕方として、「有り」または 「無し」と記載すればよいのか、確 認したい。	御質問のとおりです。なお、得ている場合には、金融機関が作成したそれを証する書面の写しを添付してください。
30	14-	5			関心表明とは何か、具体的な説明を お願いしたい。	「関心表明」とは、金融機関が当該事業に関心を持っており、当該事業の事業者に対する融資について検討を行うことを表明するものと考えております。
31	14-2	5			5の関心表明の有無につき、具体的にどの程度の金融機関からのコミットメントを得ることを求めているのか示していただきたい。それにより関心表明書の内容が変化すると共に、金融機関が関心表明をだすか出さないかの対応が変わってくると考えられる。逆に、よりコミットメントの強い関心表明を得ていれば入札審査上プラスとなるのか。	「関心表明」とは、金融機関が当該事業に関心を持っており、当該事業の事業者に対する融資について検討を行うことを表明するものと考えております。その意味において、「関心表明」の有無を確認するものです。

	樣式 No.	大項目	中項目 小項目	質問事項	回答
32	14-2	5		5.関心表明の有無 関心表明の具体的説明をお願いしたい。 単に有り、無しを記載すればよいのか、それとも具体的な金融機関等を明示しなければならないのか。	「関心表明」とは、金融機関が当該事業に関心を持っており、当該事業の事業者に対する融資について検討を行うことを表明するものと考えております。記載については御質問のとおりですが、得ている場合には、金融機関が作成したそれを証する書面の写しを添付してください。
33	15- 1	1		売上高は「初年度の額」を記入することとなっているが、 新館建設費等及び その他における初年度の額とは何か。また、余裕金運用益及びその他はいつの金額を入れるのか。	新館建設費等とは、入札説明書付属 資料 サービスの対面を表現である「本人の対面を表現では、人札説明書方法 (1)に記載する「本人の対理を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記載を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に記述を表現では、 (1)に定述を表現では、 (1)に定述を表現では、 (1)に定述を表現では、 (1)に定述を表現では、 (1)に定述を表現では、 (1)に定述を表現では、 (1)に定述を表現では、 (1)に定述を表現では、 (1)に定述を表現では、 (1)に定述を表現では、 (1)に定述を表現では、 (1)に定述を表現では、 (1)に定述を表現では、 (1)に定述を表現では、 (1)に定述を表現では、 (1)に定述を表現では、 (1)に定述を表現では、 (1)に定述を表現では、 (1)に定述を表述を表述を表記を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を
34	15- 1	1		売上等に記載する維持管理費は様式 26-10における売上高の金額と、ま た美術情報システム運用支援業務費 は様式28-2における売上高の金額と 一致するという理解でよろしいか。	御質問のとおりです。
35	15- 1	2		支出等に記載する維持管理費は様式 26-10における売上原価の金額と、 また美術情報システム運用支援業務 費は様式28-2における売上原価の金 額と一致するという理解でよろしい か。	御質問のとおりです。
36	15- 1	2		支出等に記載する修理費の売上原価とは何か。修理費にはSPC手数料は含まれておらず、修理費の費用部分だけのことを指すのか。	修理費の売上原価とは、長期修理計画書の各年の合計額からSPC手数料を含む経常的経費(様式31の下段)を除いた費用です。なお、経常的経費については様式15 - 1の「2.支出等」欄の「一般管理費」の項目に記載してください。
37	15- 1	2		支出等に記載する労務費及び事務経費はSPC維持のためにかかる人件費及び経費であり、売上高における維持管理費及び美術情報システム運用支援業務に含まれるSPC手数料の一部を成すとの理解でよろしいか。	御質問のとおりです。
38	15- 1	2		支払利息欄には、消費税を含んだ実際の調達額を基に算定した数値を記載するという理解でよろしいでしょうか。	消費税を除いた金額を記入してくだ さい。
39	15- 1	3		3の売上総利益は長期収支計画表の 税引き前当期損益に一致するのか (特定年度においては)。	御質問のとおりです。

	様式 No.	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
40	16				資金計画を前期繰越キャッシュリザーブを考慮し行っている場合、本様式の資金過不足累計の上欄に前期繰越という項目を追加し、資金過不足累計欄は当該期の資金残額を記載するとの理解でよろしいでしょうか?	御質問のとおりです。
41	17				支払利息欄には、消費税を含んだ実際の調達額を基に算定した数値を記載するという理解でよろしいでしょうか。	消費税を除いた金額を記入してくだ さい。
42	18				コスト縮減額の欄には、「種別が A コスト縮減に関するVE提出でいました。 東京のWE記しては、「乗にないのが、日本のでは、では、でしまが、日本のでは、でしまでは、とのでは、できないのでは、できないのでは、できないが、できないが、できないが、できないが、できないが、できないが、できない。また、、もの種別に属のの場合ができません。また、は、とのが、とがはに属ののはは、よりによりには、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	1場入しくのでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなが増し、、大きなが増し、、大きなが増し、、大きなが増し、、大きなが増し、、大きなが増し、、大きなが増し、、大きなが増し、、大きなが増し、、大きなが増し、、大きなが増し、、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きな
43	19	2			案との対比」において、様式20-	添付書類を添付することは可能です。添付書類のサイズはA4サイズのほかA3サイズ(A4サイズに折り込みのこと)も可能です。
44	20- 1, 20- 2, 21- 1~ 3				1) 1提案 1 枚と考えるのでしょうか。 2) 1提案の中に複数の V E 項目が絡み合っている場合はどのようにすればよいのでしょうか。 3) 3 設計図書に定める内容と V E 提案との対比の欄ですが、別図(A3版)とありますが、提案枚数は自由と考えてよいのでしょうか。	1 1提案1枚としてください。2 1つのVE提案が複数の目的を持つ 場合には、種別欄に複数の記号を記 入し、様式19、20、21は別々に提出 してください。3 添付資料の枚数 に制限はありません。
45	22-				1 提案内容を利便性とし、例えば、 1・レストラン及びミュージアム ショップへのアクセス 2・障害者 に対する配慮 2 項目以上提案しても よいのか、ご指示ください。	利便性として複数項目を提案することはできません。ただし、1つの提案の中に、快適性、利便性、機能性などのいくつかの内容が包含されるならば、例えば、レストラン及びミュージアムショップへのアクセス(利便性)の提案に障害者への配慮(快適性)も含まれているならば、1提案とすることは可能です。

		大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
46	No. 22- 1~				(様式22)「美術館(施設・業務) の価値及びサービス水準の向上に関	1 様式はA4サイズとしてください。2 1提案の様式は2枚以下+
	23-3				する提案書」、(様式23) 「シース に が に っ に が に っ に が に っ に で い ら っ に で ら い ら で い ら で は に か ら い ら で で い の が い の の は さ い の の は す と い の の は ま た で り の は ま た で り の は か い い の は と ら と い が い い の は と ら と か い い い ら と か い い い ら と か い い ら と か い い ら と か い い ら と か い い ら と か い い ら と か い い ら と か い い ら と か い い ら と か ら に が い ら に か い ら に か い ら に か い ら に か い ら に か い ら に か い ら に か い ら に か い ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら に か ら か ら	添付資料としてください。 3 添付資料は A 3 サイズ ( A 4 サイズに折り込みのこと ) を使用することが可能です。
47	22- 2~ 4				・各提案の様式書は2枚と考え、他に資料を添付してよいのでしょうか。 ・添付する資料の枚数は自由と考えてよいのでしょうか。	2 点ともに御質問のとおりです。
48	23-1				お示しいただいた記入要項ののースでは、「売上等いて、「売上等では、1年度のでは、「売上等では、可見にでは、でのでは、でのでは、でのでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	1 レストラン部分の営業成績数値を記載してください。独立会計でない場合は、その旨記載のうえ、全体の営業成績数値を記載してください。2 営業成績の変化への対応は、本事業におけるレストランの営業成績の変化への対応についての考え方を記載してください。

	様式 No.	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
49	25- 1~ 9				単価(円/m2・月)を記載する項目がありますが、ここで使用する延べ床面積はどの数字を採用すればよいのでしょうか。入札説明書の2、3ページ、施設の概要に示された各施設の延べ床面積・第山新館:6,000m2・鎌倉館別館:1,599.8m2を採用してよろしいでしょうか。	葉山積突に 東山積変に 大と 大と 大と 大と 大と 大と 大と 大と 大と 大と
50	26-2				備品及びは、 は、守されている。 は、守されている。 では、は、するに、 では、は、するに、 では、まないのででは、 では、まないでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	修理費は「備品及びサインの修理・更新」部分に別書きとしてください。また、備品及びサインの修理更新部分に対する「SPC」手数料は「経常的経費」に含めて記載してください。なお、様式26 - 1、26 - 2、26 - 4の(30年見積書)の「修理費(小計)」の欄には、( )外書きでSPC手数料を記載してください。
51	29				備品等整備業務は初期の整備費だけを対象とするものであるが、SPC手数料を記入するようになっているのはなぜか。	美術作品等移転業務など協力会社に 業務を委託する場合が想定されるか らです。
52	31				長期修繕計画には葉山新館の資本的 支出を含むという理解でよろしいで しょうか。	御質問のとおりです。

	様式 No.	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
53	31			10	る場合、資本的支出(大規模修繕)と 経費(小修繕)を分けて積算しておく	採算部分についても、厨房設備や什器などを除いた建築物、共通設備などの修理費は長期修理計画に計上す
54	31				長期修理計画書には、「経常的経費」の項目が設定されています。この項目には、具体的に何を明記すべきなのかご指示ください。また、「SPC手数料」を明記する項目が見あたりません。どのように対応すべきか、具体的にご指示ください	

	ī	図	中項目	小項目	質問事項	回答
1	電気図面	E -79 , E -82 ページ	<b>下块口</b>	小块口	A V機器について別途と表記されてお	1
2		1~5図・16図・ 15図・22図			下さい。 < 項 目 >	'イ)~二)について 設計図5、15、16図によります。(表記の数字は建築工事標準詳細図の番号です。) ホ)について 特記がない限り亜鉛メッキとします。 について 建築工事共通仕様書9.5.2によります。なお断面サイズは設計図のとおりとしてください。
3		13,14図			サンクスが - デンの階段 (B - 2000通, H ' - 1500通)の仕上が不明です。下記の通りと 考えましたが、宜しいでしょうか。 ・段部 花崗岩 t35、ジェットパーナー・段鼻 同上 /ンスリップ 溝加工・巾木, 排水溝 ナシ・段数 10段・ササラ部 花崗岩 t35、ウォータージェット仕上(湿式工法)	別添図面 1 、図面 2 によることと します。(石は花崗岩、(厚)120 です。)
4		13,14図			サンケンガーデンの植込み内に、「水抜きパイプ 30,網付き」が描かれておりますが、箇所数が不明です。 @1,000程度と考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
5		20図			2 F 事務室、館長室 A W 2 5 、 2 6 裏 軽鉄下地に仕上げは必要でしょうか。 御指示下さい。	仕上げは必要です。
6		20図・14図・S- 12図			来館者出入口のアプローチ部の床:花崗岩 JB がありますが、B通・2,000以降に は、構造スラプがございません。 下地:土間スラプが必要と思われます が、詳細を御指示下さい。	ご質問のとおりです。なお、厚さ 150、D10@200クロスと します。
7		21図			上記の持出しスラプにおいて、ドレイン、樋は不要と考えて宜しいでしょうか。	外構工事に含まれるので不要で す。
8		21図			上記の持出しスラプの軒天部の仕様は、「アルミパネルt2.0フッ素焼付」で宜しいでしょうか。	化粧ケイカル板とします。

	図	中項目 小項目	質問事項	回答
9	21図・46図 - 4		1FL、2通の植栽(持出しスラプ)の笠木の仕様が、下記の通り相違しております。 中庭詳細図 ・矩計図(2) 笠木:アルキャスト	設計図46図-10によります。
10	21図・5図		・中庭詳細図 花崗岩 WJ t=35	ご質問のとおりです。
10	21M • 9M		リア/ア - アノの恒込立工部見好り仕工は、花崗岩135、 ウォータージェット仕上(湿式工法)で宜しいでしょうか。また、エエバ ション金物 , 緩衝材は、図示なき為 不要と考えましたが、宜しいでしょうか。	こ 見回のこのり じゅ。
11	22図		展示室(1)、(2)の天井フトコロ内 (キャットウォーク部)の仕上について、下記 の通りと考えましたが宜しいでしょう か。 ・見掛り、鉄骨面 SOP塗 (トッ プライト下地鉄骨) ・見掛り、RC面 打放補修の 上 EP塗 (断熱吹付 以外)	ご質問のとおりです。
12	22図		展示室(1)、(2)の天井가・四内の光 天井の吊材「吊子®900、FB+アッグル型 +溝型C」については、塗装不要(メッキ 処理)と考えて宜しいでしょうか。	
13	2 2 図		地下二重壁は全て押出し成型板 t 5 0 と考えて宜しいでしょうか。又、溝は防水モルタル、壁は外防水の為防水不要と考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
14	22図・S-12図		矩計図 (3) において、犬走りの「砂利敷き」がありますが、片持ちスラブ CS1の上に 砂利敷き t 150 を 施すと考えて宜しいでしょうか。 「砂利敷き」に下地が必要な場合は、その仕様を御指示下さい。	
15	23 , 35図		展示室(3)のプラインドポックスの仕様が 不明です。スチールPL t1.6、曲加工 焼 付塗装と考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
16	23図		委託員控室(1)窓膳板の仕様を 御 指示下さい。	ご質問のとおりです。
17	24図		金属屋根 (5) の支柱が「仕上: フッ素 樹脂焼付」になっておりますが、工場 塗装によるものと考えて宜しいでしょ うか。	ご質問のとおりです。
18	25図		喫茶レストランの 壁(サッシュ上): アルミパネル の 厚が不明です。風除室 廻りの アルミ パネルと同じく、 t =3.0 と考えて宜し いでしょうか。	
19	25図		男子便所(5)窓膳板の仕様を御指示 下さい。	窓膳板の仕様は、メラミンポストフォームとします。

	図	中項目 小項目	質問事項	回答
20	25図・46図-10	J TAM	喫茶外部の手摺の部材メンバーが、下 記の様に相違しております。 矩計図 (6)を正と考えて宜しいでしょう か。 ・矩計図(6) FB-30×6 ・中庭手摺 詳細図 FB-45×9	設計図46図-10を正としま す。
21	28図		階段室 1、2 の下記各サッシュの額縁の仕様が不明です。 ・階段_1 AW15 W = 100 ・階段_1 AW24 W = 250 ・階段_2 AW18 W = 500	装とします。
22	28図		階段 3詳細図にて、落下防止網 がありますが、仕様、詳細、数量が不明です。御指示下さい。	
23	29図		コーナーにある「吹出口」(下図) の仕様,詳細が不明です。御指示下さい。 吹 500	設計図74図によります。
24	33 , 22図		展示室(1)の天井パコ内「床 溶接金網」について、下記の各項目が不明です。 仮定欄のように考えましたが宜しいでしょうか。 < 不明点 >	
25	33~35図		「排煙垂れ壁」及び「防炎垂れ壁」の 仕様(メーカー名 , 品番)を、各々御指示 下さい。	設計図38図-7によります。
26	33図		展示室(1)の「仮設壁(A) H=3,300」 の表面仕上,詳細が不明です。御指示 下さい。	ます。
27	33図・14図		展示室(1)にある仮設壁の種類、ヶ所数が、下記の通り相違しています。 平面詳細図を正と考えて宜しいでしょうか。 ・1階 平面図 仮設壁(B) 1ヶ所 ・平面詳細図 仮設壁(A) 2ヶ所	設計図39図-1によります。

	図	中項目	項目	質問事項	回答
28	34図・22図・69図			N ア メタルとして且しいでしょうか。 又、溶接金網の場合は 仕様を併せて 御指示下さい。 ・矩計図 溶接金網 ・展開図 溶接金網 SOP ・雑詳細図(1) Iキスパット・メタ ル(XS 6 3)、亜鉛メッキ仕上	図38図-3によります。なお、 その他については、設計図69図 -12によります。
29	37,24図			展示叱'-(3)平面詳細図にて、吹出口付 SUS蓋があり、設備スペース となっていますが内部に仕上は不要と考えて宜しいでしょうか。必要な場合は、断面詳細図にて 御指示下さい。	防塵塗装とします。
30	38図			排煙垂れ壁 詳細図にて、垂れ壁内部の下地金物及びダクト接続部のスチールプレートの仕上が、焼付塗装と 表記された上に 「SOP」とさらに明記されております。SOP塗は不要と考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
31	38図			「作品用吊フック取付_詳細図」にて、 重量物フックと化粧リングの2種 あり ますが、使い分けが不明です。御指示 下さい。	アイボルト型4ヶ所、フック型 3ヶ所とします。
32	38図			設備収納扉詳細図にて、内部の仕上が 不明です。「LGS面PB t9.5+12.5の上 EP塗」と考えましたが、宜しいでしょ うか。	ご質問のとおりです。
33	39図			仮設壁(B)のディテール(部分詳細図)がありますが、使用場所が不明です。御指示下さい。	展示室(1)、(2)、(3)で 企画展示ごとに使用することを想 定しています。
34	42,43図			ホワイエの展開図にて、仮設庇(EP塗 H=100)がありますが、仕様,下地等 が不明です。詳細図を 御指示下さ い。	LGS下地GBt12.5+t9.5 EP塗とします。
35	42図		語	講堂の展開図にて、2階_調整室前の天井部分に下り天井 W 250×H 350 (下図 参照)がありますが、仕様,詳細,納まり等が不明です。雑詳細図の「D-1 スクリーンボックス」と考えて宜しいでしょうか。	GBの上、 EP塗とします。
36	42図			講堂の映写スクリーンの高さを 御指示下さい。	映写スクリーンのサイズ等詳細に ついては、備品工事図面 2 2 (講 堂映像設備断面図)によることと します。

	図	中項目 小項		回答
37	43図	4)	が不明です。納まり詳細図を 御指示 下さい。	×20×20 t-0.6、軒天は設計図43図3に準じることとします。
38	46図		中庭の溝内RC立上(束壁)は、無筋ン 別-トでしょうか。鉄筋が必要な場合は その配筋を御指示下さい。	鉄筋コンクリートとし、設計図 1 2 5 図w 2 0 に準じることとします。
39	46図		仕上も詳細図の通り、「花崗石」Bt 25」と考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。なお、「陶板タイル」の納まりについては設計図46図・2~7によります。ただし、「花崗岩t=25打込」とあるのは、「大型陶板タイル」とします。
40	46図		上記質問に同じく、中庭の扉前_排水 溝も「花崗石 充填」と考えて宜しい でしょうか。	
41	46図・14図		中庭の「芝,堆肥」は本体工事、植栽(1)~(4)の植栽、客土については、指示なき為別途工事と考えて宜しいでしょうか。	設計図87図によります。
42	46図-4・46図- 10		植栽(1)、(2)の手摺の表面仕上が、下記の様に相違しております。喫茶_外部の手摺と同じくフッ素焼付塗装と考えましたが宜しいでしょうか。・A断面図・・・・ FB-45×9 HL・中庭_手摺 詳細図・・・・ SUS フッ素焼付塗装45×9 コーナー面取	ご質問のとおりです。
43	46図 - 4・70図		下記、塗膜防水の仕様が 不明です。 各々について 御指示下さい。 ・中庭 2通 持出し植栽内部 ・室外機置場 ハト小屋 天端	・中庭植栽は設計図図1によります。 ・ハト小屋は建築工事共通仕様書X- 2によります。
44	46図-9		外部階段(2)の手摺の表面仕上も、 HL ですが上記「中庭手摺 詳細図」 は該当しないものと考え、HL仕上とし て宜しいでしょうか。	フッ素樹脂塗装とします。
45	47図		キャノピーの 柱、梁が 「SUS フッ素樹脂焼付塗装」ですが、現場塗装と考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
46	5図		アスファルト防水の押えコンクリードt 80内の溶接金網の仕様が不明です。 6-100×100と考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
47	5図		B1F搬入口に手摺とありますが範囲 及び高さが不明です。 御指示下さ い。	手摺は、無しとします。

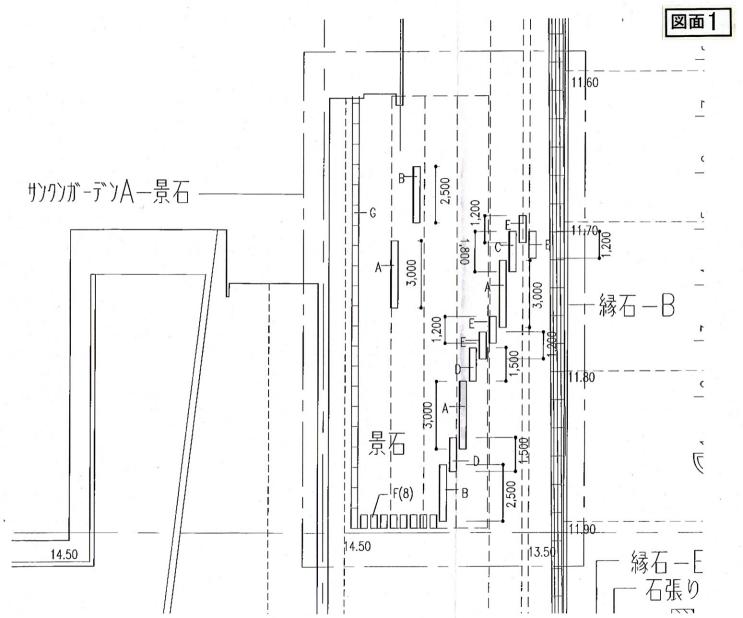
	図	中項目	小項目	質問事項	回答
48	5図	TAH	7771	B 1 F ごみ置き場に棚(S U S エキスパンドメタル)とありますが、形状、範囲が不明です。御指示下さい。	R C 棚とし、ゴミ置き場南側の壁に設置することとします。なお、仕様はW2600 x D650 x t -150,高さFL+1000、コッケリート金ゴ f 仕上げとし、配筋は建築工事共通仕様書5.8.2 CS6に準じることとします。
49	5図			風除室(4)の沓拭きマットの範囲を 御指示下さい。	1200×600とします。
50	5図			空調機械室等壁グラスウールの下端に 押え金物は必要でしょうか。御指示下 さい。	押え金物は必要です。
51	5図・14図			階段室2の天井高が、仕上表と階段詳細図で下記の様に相違します。階段詳細図を正と考え、CH=2,600として宜しいでしょうか。 ・仕上表 天井高_欄「2,300」 ・階段詳細図 2FL~ +2,600	ご質問のとおりです。
52	5図・19図			「地下外壁部に、」 LPスファルト系塗膜防水を行なう(施工範囲:礎盤底マデ)」と ありますが、底盤部の施工方法が不明です。 御指示下さい。	均しコンクリートの上にゴムアス ファルト系塗膜防水を施し、保護 モルタル(5 c m程度)打設のう え、配筋とします。
53	5図・46図 - 1・ 46図 - 2~7			・仕上表 大型陶板タイル ・中庭詳細図 大型陶板タイル ・中庭詳細図 花崗石 t25 (各種 断面)	大型陶板タイルとします。
54	5図・46図 - 4			上記質問の、中庭2通の植栽部(植栽 (1)、(2))の防水について、以下 の様に相違がございます。特記仕様を 正と考えて宜しいでしょうか。 ・特記仕様 改良アスファルト屋上緑化 防水 ・中庭詳細図 防水モルタルの上、塗 膜防水	ご質問のとおりです。
55	5図・G-2図・ (参)50図・ (参)23図			特記仕様において、管理出入口床が45 角タイルですが、範囲は構造スラプのある範囲(K通+2800)の、室外機置場前マデと考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
56	6 図			B1F学芸員室、研究員室、CPU室の床タイルカーペットはA,B何れでしょうか。 御指示下さい。	Aとします。
57	6図・23図・42 図			1階 講堂の天井仕上が、以下の通り相違しております。 仕上表を正と考え、EP塗。又、下地はPB t9.5 と考えて宜しいでしょうか。 ・仕上表	いては設計図 5 図によります。
58	72,82図			自動二輪車置き場が施設平面図に見当 りません。無いものと考えて宜しいで しょうか。 6	設計図11図 - 1によります。

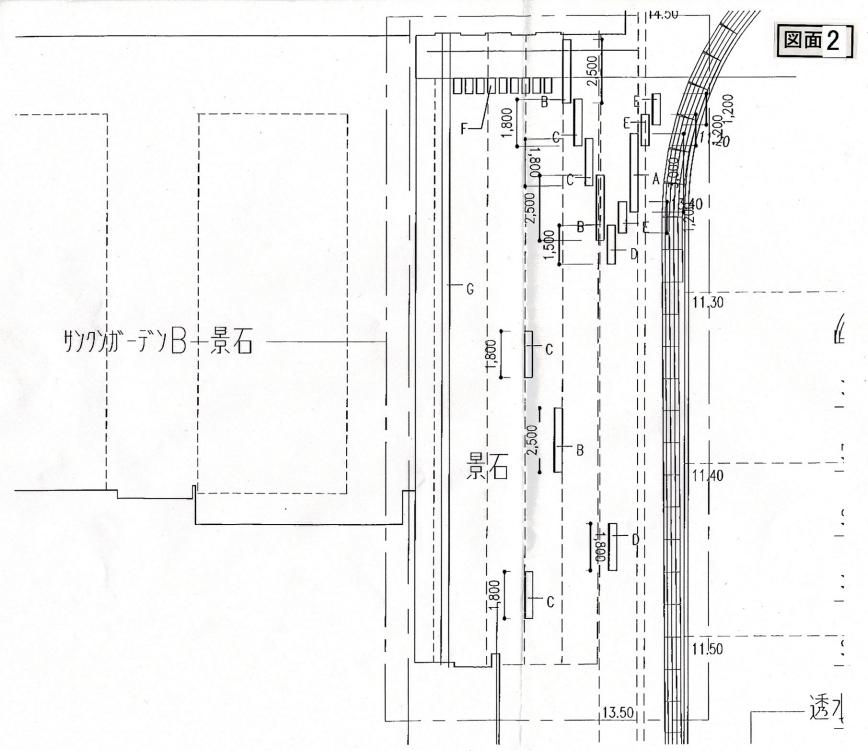
	図	中項目 小項目		質問事	頃		回答
59	78,79図		アルミサッシ	の額縁に	特記なる	き限りア	ご質問のとおりです。
	,		ルミ製と考え				
	04 🖼		十生中日(B	1 (	F 1 ) (	D+11.0./L	 
60	81図		本製建具(リー 様を御指示下		F I ) 0	の枠の江	仲はスナール製とします。
			18 在100日7八十	C V 1.			
61	86・87図		植栽の数量が	、設計書	と図面の	の表の数	設計書を正とします。
			量と図示の数	量とで下	記のよう	うに異	Wild Electory,
			なっています			考えまし	
			たが宜しいで	しょつか	,°		
			名称	言 <b>公言十二書</b>	図面の表	図示	
			タブノキ中	5	5	9	
			ヤブニッケイ大	22	22	24	
			ヤブ・ニッケイ・中	7	7	10	
			モッコク	13	13	14	
			モチノキ 大	32	32	36	
			ヤフ゛ツハ゛‡	42	42	10	
			カクレミノ	6	6	4	
			キンメツゲ	2,724	3,587	4,311	
			サツキツツシ・	860	520	860	
			オオムラサキツツシ	520	520	480	
			ヒラト* ツツシ* ハイヒ* ャクシン	260 400	260 400	234 360	
			モウソウチク	250	250	241	
			キンメイモウソウチク	20	20	17	
			コク゛マサ゛サ	8,850	8,850	8,835	
			オロシマチク	6,500	6,540	6,500	
			リュウノヒケ	14,386	14,656	14,386	
			コクリュウ	600	600	540	
			ヒヘ゜リカムカリシナム	7,950	7,950	7,920	
			エノキ	2	2	3	
			イヌビワ	50	55	-	
			こうらい芝	795	795	693	
62	91図		コンクリート	ウォール	D. E.	GØ7K	1500~1800の範囲でパネル割によ
			抜きパイプの	ピッチを	ご指示		り決定します。
				30 N± /1 1		T 4 - 11-	
63	94図		ブロック塀の  示下さい。	塗装仕上	こげの材料	重をご指	マスチック塗料塗りとします。
			小トロル。				
64	98図			、排水シ	ステムの範囲	囲を御指	中庭の芝貼り範囲とします。
			示下さい。				
65	D - 4		あご付きパニ	ペットの	)  7 k+	があいま	  建築工事共通仕様書5.7.3によりま
00	ט - <del>י</del>		していったり せん。縦筋D				建衆工事共典任依書5./.3によりま  す。
			250、アゴ筋	D10@25	0、と考え	えました	7 0
			が宜しいでし	ょうか、	御指示	下さい。	
66	D - 56 • D - 11		1階女子便所	( 1 ) o	SK室F	月片開き	SD-2とします。
			扉の扉符号・	リストを	こ指示	いさい	
67	D - 56 · D -		地下 1 階の男	女便所(	(3)と	1階男女	地下1階の男女便所(3)はLSD-
	12 · D - 25		使所(5)の	出入口盾	『の符号だ	がLSD tが、立	3 (片引き)、1階男女便所(5)は
			- 3 と同符号   面詳細により	たなつ(	あります	ァル、半 が異かっ	LSD-3'(アーム式片引き)とします。
			ております。	異なるの	が正しい	1のでし	, °
			たら男女便所	(3) o	)扉のメ <b>-</b>	-カーを	
			御指示下さい	0			
				7			
			1	/			l .

	図	中項目 小項目	質問事項	回答
68	D - 5 6 · D -	1794 7794	階段1の壁で2階開口AW24の高さ	7. 11. 1
00	2		が意匠断面図と異なります。断面を正	し負用のとのうです。
	_		として高さをH=3350と考えましたが	
			宜しいでしょうか、御指示下さい。	
69	D - 56 · D - 39		地下1階収蔵庫廻り扉の符号につきま	ご質問のとおりです。
			して両方の図面で互いに逆になってお	
			ります。 D - 39図を正と考えましたが  宜しいでしょうか。	
			E ON C O's Jn's	
70	D - 56 · D -		  地下1階コンピューター室用扉PD‐	D 22回をエレーキオ
70	62 · D - 33		1につきましてリストでは幕板付きで	ひ・33図を正としまり。
	02 2 00		すが、D-33図展開では幕板があり	
			ません。どちらを正といたしますか。	
			御指示ください。	
71	D - 60		AW - 14のガラスにつきまして、フ	H ' 通にフロートt = 8を 8 ヶ所、 K 通
				に和紙調 t = 6.5を 8 ヶ所とします。
			ラスの2種類の御指示がありますが、	
			これの使い分けを御指示ください。	
70	D - 60 · D - 61		  各種AW及びAG建具の仕上欄に	サルンの様のとはこと素質学のに
72	61 - ע י טס - ע		合種AW及ひAG建兵の仕上懶に  「フッ素樹脂」と「二次電解着色」の	サッシ保護のため二次電解着色に フッ素クリアー仕上げとします。
			2種類及び「フッ素樹脂」と「アルマ	フッ系グリアー仕上げとしより。
			イト」の2種類の仕上げが並記されて	
			おりますが、どの様な使い分け又は内	
			容なのでしょうか。御指示ください。	
73	G - 8		  既存外溝撤去工事の内容及び範囲につ	
13	<b>G</b> = 0		いて御指示願います。	工事の文障となる行情、塀寺の工   作物等とします。
				1F10000000
74	0 - 1		景石及び植栽工事におけるサンクガー	別添図面1、図面2によることと
			デンA-景石及びサンクガーデンB-	します。(石は花崗岩、(厚)1
			景石の詳細図を御指示願います。	20です。)
75	S - 12		1階床伏図において、4~6間・J通	ご質問のとおりです。
			リより2000右側の所に小梁のようなものがありますが、リストの指定があり	
			ません。BAと考えましたが宜しいで	
			しょうか、御指示下さい。	
76	S 15~18 · S		軸組図の基礎梁の高さと地中梁断面表	ご質問のとおりです。
	- 22		の寸法が異なっておりますが、地中梁 断面表を正と考えましたが宜しいで	
			断囲表を止と考えましたが且しいで  しょうか、御指示下さい。	
77	S - 21		┃ ┃地下外壁の巾止め筋の指定がありませ	ご質問のとおりです
' '	3 - 21		ん。D10@1000と考えましたが宜しい	
			でしょうか、御指示下さい。	
78	S - 21		  耐圧版の巾止め筋の指定がありませ	ご質問のとおりです。
			ん。D10@1000と考えましたが宜しい	
			でしょうか、御指示下さい。	
70	C 22			一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一
79	S - 22		伏図にてFB1が配置されていますが  リストがありません。構造図リスト表	と 貝回 切 この り ご り 。
			で斜線で消去されているFB1リスト	
			と考えましたが宜しいでしょうか、御	
			指示下さい。	
			8	

	図	中項目	小項目	質問事項	回答
80				し」と考えて宜しいでしょか。必要な場合は、該当の範囲 及び工法(湿式,半湿式の 別 )を 御指示下さい。	屋根については設計図 2 4図 - 2、 H通から 2 mの範囲とし、アルミハニカムパネルの 3 0 分耐火とします。その他については、鉄骨梁の 1 時間耐火で、半湿式とします。
81				中庭の床仕上(PC打込みの材料)が、 下記の様に相違しております。各種断 面の図を正と考え、「花崗石t25」と して宜しいでしょうか。	大型陶板タイルとします。
82				さい。 ・ビニル床シート ・ビニル床シート(エンボス) ・壁化粧ケイカル板(便所) ・壁化粧シート(便所) ・壁井岩綿吸音板 ・塗膜防水(消火水槽等)	設計書及び特記仕様書によります。
83				備品工事の図面がありますが、設計書 には見当りません。別途工事と考えて 宜しいでしょうか。	設計書は建築本体工事にかかる参 考数量です。備品工事は事業全体 には含まれます。
84				パラペットのアゴの配筋がありません。 D10@200ダブルと考えましたが 宜しいでしょうか、御指示下さい。	建築工事共通仕様書5.7.3によります。
85				IJペ-タ-2号機 油圧式13人乗 乗用J ペ-ターは、規格型で対応可能と考えて 宜しいでしょうか。	規格型で対応可能と考えて宜しいです。 「です。
86		外構工 事	景石	サンクンガーデンA景石、B景石のサイズ及び石種をご指示下さい。	別添図面1、図面2によることとします。(石は花崗岩、(厚)120です。)
87		設計書	設計工事内訳書	公示されている設計書の設計工事内訳 書の工種及び数量は、指定項目及び指 定数量と考えてよろしいでしょうか。 ご指示下さい。	項目は指定、数量は参考とします。
88		設計書 内訳明 細	土工事	キャノピー1:基礎の地盤改良の仕様が設計図にありませんので、具体的にご指示下さい。	
89		設計内訳明細	門		設計図面94図によるので、フェンス Aは塀Aに読み替えてください。
90		電気設備	警備シ ステム	原設計図のE-68からE-70で配置してある各種センサなどは、機械警備専用であると理解してよろしいでしょうか。その場合、これらのセンサの信号は、「維持管理、美術館支援及び備品等整備に関する業務要求水準書」の21ページに記載された、機械警備の実施時間帯(ただし警戒セット中のみ)において機能すればよいものと考えてよろしいでしょうか。	

	図	中項目	小項目	質問事項	回答
91		電気設備	警備シ ステム		レーダーセンサは天井高さ4mを超える部分(主に展示室)、パッシブセンサはそれ以外に設置し、受信コンソールはレーダーセンサとすることを想定しました。
92		電気設備	警備シ ステム	パッシブセンサを天井高が4mを超えるような部屋の天井に取り付けることは、パッシブセンサの機構上検知がテナンス上でも好ましくないを考えます。原設計では展示室や収蔵庫などチセンス上でも好ましてが、してダーセンサ」が設置されていますが、もしこれが「パッシブセンサ(受動型赤外線設知器)」であるとすれば、センサの選択等を検討したく存じますがよろしいでしょうか。	
93		防水		また、防水した上に直接、配筋し、	ルト系塗膜防水です。また、後段のご





## 事業契約書案の修正及び追加について

事業契約書案に修正及び追加がありますので、お知らせします。

ページ・項目	入札公告時	12月15日現在の修正及び追加
10ページ 第 22条		「別紙3の算定方法に従い、」の後に 「金利変動の要因を本件工事費等に反 映させ、」 を追加
13ページ 第30条第3項	「県の責めに帰すべき場合、」	「県の責めに帰すべき場合を除き、」 に修正
14ページ 第32条第1項		「県の承諾を得て処分又は金融機関等へ担保提供することができる。」の後に「県は合理的な理由なく、かかる承諾を留保又は遅延しないものとす。
18ページ 第 40条		「前 の場合、本件工事期間中(維持管理期間中においては、履行保証保険を付保する必要はないものとする。)において、本件工事費等相当額の100分の10に相当する額を保険金額とし、県を被保険者とする履行保証保険をもって、上記「県が合理的に満足する内容の履行保証保険」とする。」を追加
18ページ 第 41条	「葉山新館が設計図書に従い建設できなくなり、業務要求水準書で提示された条件に従った維持管理、美術館支援及び備品等整備ができなくなった場合又は事業者の事業による収益に重大な影響が及ぶ場合は、」	「 葉山新館が設計図書に従い建設できなくなり、 業務要求水準書で提示された条件に従った維持管理、美術館支援及び備品等整備ができなくなった場合又は 事業者の事業による収益に重大な影響が及ぶ場合は、」 に修正
20ページ 第 45条第1項	「本件工事代金」	「本件工事代金等」 に修正
22ページ 第 48条第2項第1 号	「本契約を遵守し、必要な場合には本 契約を更新すること。」	「本契約を遵守すること。」 に修正
22ページ 第 48条第2項第2 号		「事前に県の書面による承諾を得ること。」の後に「但し、県は合理的な理由なく、かかる承諾を留保又は遅延しないものとする。」 を追加
23ページ 第 52条		「但し、県は合理的な理由なく、かかる承認を留保又は遅延しないものとする。」 を追加
23ページ 第 53条		「但し、県は合理的な理由なく、かかる承認を留保又は遅延しないものとする。」 を追加
23ページ 第 54条	「県が法令等に基づき開示する場合は」	「県又は事業者が法令等に基づき開示する場合は」 に修正

25ページ 附 則1条		「その他処分することができるものとする。」の後に「但し、県は合理的な理由なく、かかる同意を留保又は遅延しないものとする。」 を追加
27ページ 別紙 2 第3条		「但し、甲は合理的な理由なく、かかる承諾を留保又は遅延しないものとする。」 を追加
29ページ 別 紙 2 第13条 第 1 項	「県から」	「甲から」 に修正
29ページ 別 紙 2 第13条 第 2 項		「なお、本項の甲による特段の指示は、葉山新館引渡日現在における本件土地の原状に回復することを限度とし、これを超える原状回復を乙に指示するものではない。」 を追加
31ページ 別 紙3(1) 1)の表中 「入札説明書 に記載の業		の「架設)」を「架設))」に修正、「、工事」を削除する。 の「監理」の前に「工事」を追加し、「設計変更)」を「設計変更」 に修正
37ページ 別紙4 第3条		「但し、甲は合理的な理由なく、かかる承諾を留保又は遅延しないものとする。」 を追加
39ページ 別 紙 4 第13条 第 1 項	「県から」	「甲から」 に修正
39ページ 別 紙 4 第13条 第 2 項		「なお、本項の甲による特段の指示は、平成15年7月1日現在における使用貸借部分の原状に回復することを限度とし、これを超える原状回復を乙に指示するものではない。」 を追加
43ページ 別紙6 但書	「消費税に関する変更並びに葉山新館の所有に関する新税創設及び法人に課される税金のうちその利益に課されるもの以外に関する税制度の変更により」	「 法人に課される税金のうちその利益に課されるもの以外に関する税制度の変更、 消費税に関する変更、及び 葉山新館の所有に関する新税創設、 により」 に修正

## 業務要求水準書の修正及び追加について

業務要求水準書に修正及び追加がありますので、お知らせします。

ページ・項目	入札公告時	12月15日現在の修正及び追加
p17イ定期清 掃、 p32(2) 定期清掃		展示室の定期清掃は、展示替え時(作品がない時)に実施すること。 (追加)
p36、 3 要求 水準	・業務を遂行するため <u>に、機</u> 械警備を実 施する。	・業務を遂行するために、 <u>常駐警備と</u> 機 械警備を実施する。 葉山新館、鎌倉館 の両館とも、24時間365日2ポスト の常駐警備を行うこととしています。
	販売手数料について 上記の <u>販売手数</u> <u>料</u> に基づき、。 料率は、 1 0 %以上 とする。	販売手数料について 上記の <u>販売数料</u> に基づき、。 料率は、10%以上とする。 販売手数料は、個々の商品内容によって異なりますが、料率は10%以上ということです。
	データ移行作業 - <u>平成15年7月・8月</u> <u>(矢印で示した部分</u> )	データ移行作業 - <u>平成14年7月~平成15年3月(矢印で示した部分の修正)</u> _ データの移行作業の工程はプログラ こング・テストと同時期になると考えてください。
p 76	4.デザイン委託料 <u>デザインの著作</u> 権及び展開図、計画書、マニュアルを含 め、400万円(税別)で買い取るもの とする。	は、デザイン作成費及び著作権使用料を

## 様式の修正及び追加について

別紙のとおり、様式集に修正及び追加がありますので、お知らせします。

1. (様式の一部修正)

様式3-4 VE提案書(提案書-2)

2. (様式の一部修正)

様式17 30年間償還表

3. (様式の一部修正)

様式18 VE提案総括表

4. (様式の追加)

様式 2 0 - 3 B . 美術館 (施設・業務) の価値及びサービス水準の向上に関する提案書

5. (様式の一部修正)

様式26-1~9 維持管理業務費用見積書

様式28-1 美術情報システム運用支援業務費用見積書

(様式3-4)

## V E 提案書(提案書 - 2)

		7	<b>番号</b>				
	4 V E 提案の効果( コスト縮減効果の項目は適宜工夫してください。 <u>また、コスト増となる場合も記</u> <u>載してください。</u> )						
コスト縮減 <u>等</u> 効果	原設計	VE提案	効 果				
初期建設費 修理更新費 維持管理費 光熱水費 その他経費							
計(LCC)							
その他の効果(定性的評価等)							
5 V E 提案実施に際しての懸案事項及びその対策							
懸案事項		対	į				

様式3-2の番号と一致させてください。

B.美術館(施設・業務)の価値及びサービス水準の向上に関する提案書 (VE提案による設計図書の変更に伴うもの)

				様式 18 の番号
	工種			
1VE提案範囲の区分				
	部位			
2 V E 提案の目的「 <u>建物</u> (	<u>内外のトータルデザイン</u> 」			)
3設計図書に定める内容と	VE提案との対比(変更方	ī法)		
原設計		V E	提案	
4 V E 提案の効果				
 	懸案事項及びその対策			
	ZENES-CONTRA	*-1	<i>**</i>	
懸案事項		対	策	
1 ( ) [: [+ V E	坦安の目体的か日的を記載	<u></u>		

- )には、VE提案の具体的な目的を記載する。
- 2 提案ごとに記載する。
- 3 3枠は別図(A3版)でも可。

(様式26-1~9) (様式28-1)

## 維持管理業務費用見積書 美術情報システム運用支援業務費用見積書

#### (算定根拠)

( STACINIAC )	
項目	内 容 ・ 算 定 根 拠

#### (30年見積書)

項	∄	<u>-1 年</u> 目	0年目	1 年目 9	2 年目	3 年目	 29 年目	30 年目	合計(A)	初年度 (B)/30
修理費										
総計										

長期収支計画表(様式 16)にあわせて、「-1年目」、「0年目」の欄を追加してください。

様式 26 - 1 11、様式 26 - 2 9、様式 26 - 4 10 に次の注意書きを追加してください。 (30 年見積書)「修理費(小計)」の欄については、( )外書きでSPC手数料を記載してく ださい。

様式 26 - 4 の(算定根拠)の「修理費」の欄は削除してください。

\* 様式の一部修正

(様式17) (単位:千円)

3 0 年間償還表

	一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个					(十四・	113/	
		15/10	16/4	16/10	~	44/4	44/10	45/4
サ-	- ビスの対価							
うち	5本件工事費等及び支払利息							
	うち本件工事費等							
	うち支払利息							
<u>う</u> ち	5維持管理料及び美術情報システム運営支援料							
<u>う</u> ち	5その他業務料等							
	うちバスベイ工事費及び美術作品等移転費(初年度一括払い)							
	うち上記以外の費用							
各回	回県支払額計							
期ヲ								_

- 1 その他の様式と関連ある項目の数値は、整合性の取れる形でご記入ください。
- 2 消費税を除いた額をご記入ください。
- 3 物価変動は見込まないでください。
- 4 A 3 横書きで記入してください。
- 5 サービスの対価と各回県支払い額は同じです。期末残高は30年間にわたるサービスの対価の総額から、当該期末までに支払ったサービ スの対価を差し引いた残額となります。
- 6 様式16におけるサービスの対価の30年間の合計額と様式17におけるサービスの対価の30年間の合計額は同額となります。様式8には様式16又は様式17の合計金額を記入してください。

10	— —	
提案受	付米早	•
灰余文		

(様式18)

### VE提案総括表

平口 4	ᄯᆖᄜ	<b>工 </b>	÷π / <del>&gt;</del> -	部 位 提 案 概 要 -		コスト増減額 3	
番号 1	種別 2	工種	部加		初期建設費	維持管理費(修理費)	計
(例) 1	А				1 2 3 4	1 2 3 4	2 4 6 8
(例) 2	В				1 2 3	2 3 4	3 5 7

- 1 通し番号を付してください。
- 2 種別は次の記号を記入してください。A コスト縮減に関するVE提案、B 美術館(施設・業務)の価値及びサービス水準の向上に関するVE提案、C 喫茶レストラン、ミュージアムショップ、駐車場の運営内容の向上に関する提案
- 3 <u>コスト増減額は、種別がAの場合にはコスト縮減額を、種別がB、Cでコストが増となる場合にはコスト増加額を記載してください。また、修理費は維持管理費の内数としてください。</u>

#### 様式の記載方法に関する補足について

様式の記載方法について補足事項がありますので、お知らせします。

1 様式に記載する「代表者職氏名」について

次の様式に記入する「代表者職氏名」(グループでの場合はグループ代表者)については、神奈川県競争入札参加資格者名簿(物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等)において営業種目として「物件の借入れ」または「建物」に登録されている「代表者役職氏名」(入札参加資格者名簿上の代理人を選任し登録されている場合は、「代理人役職氏名」でも可)を記入してください。

- · 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)
- ・ 「神奈川県立近代美術館新館(仮称)等特定事業」入札グループ参加表明書(様式2) (ただし、グループで参加する場合は、グループ代表者以外のグループ構成員は除 く。)
- ・ 入札辞退届(様式5) (ただし、グループで参加する場合は、グループ代表者以外のグループ構成員は除く。)
- · 提案提出書(様式6-1)
- 委任状(様式7)
- · 入札書(様式 8)
- 2 「「神奈川県立近代美術館新館(仮称)等特定事業」入札グループ参加表明書」(様式2) について

「グループ構成員表」の「業種」欄は、会社四季報に記載されている業種区分に沿って 記載してください。

平成12年12月15 E

## 事業契約書案Q&Aの修正について

事業契約書案 Q& A(62)の回答を修正しますので、お知らせします。

	質問事項	回答 (修正後 )	回答 (修正前 )
62	第25条第2項の事業者から県への通知はいつまでに行う必要があるのか。	業務着手前であれば結構です。	事業開始の原則21日以上前に行 う必要があります。なお、参考とし て、入札説明書34ページの 90. その他」の をご覧 (ださい。

平成12年12月19 E

## 事業契約書案Q&Aの修正について

事業契約書案 Q& A(133)の回答を修正しますので、お知らせします。

質問事項	回答 (修正後 )	回答 (修正前 )
第47条第1項(6)において、 県は事業者をして事業者の本契約上の地位を県が選定した第三者へ譲渡せしめ、または事業者の株主をして、その全株式を県が承認する第三者へ譲渡せしめることができる」とあるが、事業者の債務も第三者に引き継がれるのか。	上の地位の譲渡により原則として <u>第</u> 三者に引き継がれますが、県が承認	本事業契約上の既存の債務は契約上の地位の譲渡により原則として <u>事業者</u> に引き継がれますが、県が承認する場合にはその限りではありません。

## 入札説明書等に関する補足・修正事項一覧

- 1 入札説明書の修正及び追加について
- (1) 入札説明書38ページ リスク分担表「制度関連/政治リスク」の項目のリスク負担者について、これまで県のみが負担者となっていましたが、県、事業者ともにリスク負担者とします。
- (2) 入札説明書31ペ-ジ 別表3(1)1)の表中「入札説明書に記載の業務」の列において、の「架設)」を「架設))」に修正し、「、工事」を削除する。また、の「監理」の前に「工事」を追加し、「誤け変更)」を「誤け変更」に修正します。

#### Q&Aで回答した履行保証保険の取扱いについて

履行保証保険の内容については、去る 12 月 15 日に公表いたしました Q&A において、 次のとおり回答しているところです。

「事業契約より発生する一切の債務(独立採算部分を含む)について県が合理的に 満足する内容のもの」とは、次のものをいいます。

建設工事期間中においては、本件工事費等に相当するサービスの対価の10分の1の額を保険金額とする必要があります。

維持管理期間中においては、履行保証保険を付保する必要はありません。

上記について補足説明いたしますと、これは入札説明書に記載した入札条件を変更する ものではなく、履行保証保険の付保について「県が合理的に満足する内容」についての県 の解釈をお示ししたものです。

また、 契約保証金を納付する場合(入札説明書21ページ(6)ア、事業契約書案第40条第1項本文) 契約保証金の納付に代える場合(入札説明書22ページ(6)イ、事業契約書案第40条第1項ただし書) 契約保証金を免除する場合で、グループ代表者及び県が適当と認める特別目的会社の株主による保証を行う場合(事業契約書案別紙5)についても、入札条件の変更はなく、入札説明書等に記載したとおりです。

# 神奈川県立近代美術館新館(仮称)等特定事業 VE提案要領に関する質問への回答

平成 12 年 12 月 15 日 神 奈 川 県

・平成 12 年 11 月 24 日から 11 月 27 日に受け付けた、神奈川県立近代美術館新館(仮称)等特定 事業 V E 提案要領に関する質問への回答を整理して記述してあります。

# VE**提案要領**Q&A

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
1	1	3			VE提案の範囲として「ライフサイクルコストを縮減し、建築物及サービス外を高め、提供するサービス水準の向上を図るためられるもりまかでは、とないでは、といってもいてもいては、というには、というには、というには、というには、この中には、この中の一でもまとなってもいったが、この中の一でもまとなってもいったが、この中の一でもまとなってもいったが。	9 項目でも、三項目の全てを満たす場合は V E 提案の対象とします。
2	2	3	(7)		(7)に示されている「平面・立面計画に大きな変更を伴うもの」は対きといるが、「大きないとしているが、ればらればいいでも、とはじょうか?」(8)についても「大きな」とついてもいでしょうか?」について例示きな」について例示きをしいただき、教示していただき、教示していただき、如願いいたします。	完了しておりますので、平面計画、 立面計画及び設備計画において規 模、高さ等について根本的に設計の やり直しを行うようなものは対象と しない考えです。(例えば、美術館
3	2	4、5			VEによるコスト削減、利便性の向上等審査項目に含まれているにも係らず、質問に対する回答が、12月15日(金)であり、VE提案の提出が12月19~20日(火・水)となっており、土日が含まれていますので、実質中1日ほどしかありません。 より良い提案をするにはあまりにも期間が短いと思われるがいかがお考えでしょうか。	ご意見として承ります。
4	3	6			VE提案の採用については、事業提案の競争力に大きく影響を来すものであると考えます。またVE提案の審査は多分に主観等の要素が入ることから、少なくとも落札業者決定後には、審査経過、採点等の詳細を公表して頂きたいと思います。このに関しどのようにお考えでしょうか。	
5	4	14	(2)		レストランおよびミュージアム ショップの規模(増あるいは減)ま たは配置についてVE提案することは 可能なのでしょうか。	